

埼玉県議会時報

No.296／令和7年2月定例会号

埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

2 月定例会

2 月定例会会期日程	1
2 月定例会の経過	2
新正副議長決まる	13
議席一覧表	14
会派構成	14
正副議長	14
委員会委員名簿	14
知事提案説明	17
説明者一覧	23
質疑質問	23
委員長報告	28
議案の審議結果 (知事提出議案、議員提出議案)	47
請願の審査結果	70
陳情受付状況	70
閉会中における特定事件一覧表	71
閉会中の委員会活動	72
議会日誌	87
新委員会構成決まる	87
請願案内・傍聴案内	

2 月定例会のあらまし



議 長 齊 藤 邦 明



副議長 松 澤 正

令和 7 年 2 月定例会について、御報告いたします。

令和 7 年 2 月定例会を 2 月 19 日(水)から 3 月 27 日(木)まで開催しました。知事から議案 85 件、議員から議案 21 件がそれぞれ提出され、計 106 議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和 7 年度埼玉県一般会計予算」など 78 件を原案どおり可決、「埼玉県 5 か年計画等の変更について」など 3 件を修正可決、「埼玉県監査委員の選任について」など 4 件を同意としました。議員提出議案では、「道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議」や「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」など 21 件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の 2 月 12 日(水)と会期中 9 日、計 10 日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

2 月 定 例 会

令和 7 年 2 月定例会会期日程

自 2月19日
至 3月27日 37日間

日 次	月 日	曜	開会時刻	摘 要
第 1 日	2月19日	水	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第 2 日	2月20日	木		予算説明会・議案調査
第 3 日	2月21日	金		〃 ・ 〃
第 4 日	2月22日	土		休日休会
第 5 日	2月23日	日		〃 (天皇誕生日)
第 6 日	2月24日	月		〃 (振替休日)
第 7 日	2月25日	火		議案調査
第 8 日	2月26日	水	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問(代表)
第 9 日	2月27日	木	〃	〃
第10日	2月28日	金	〃	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第11日	3月 1 日	土		休日休会
第12日	3月 2 日	日		〃
第13日	3月 3 日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第14日	3月 4 日	火	〃	〃 議案及び請願の委員会付託
第15日	3月 5 日	水		委員会・議案調査
第16日	3月 6 日	木		〃
第17日	3月 7 日	金		〃 ・ 議案調査
第18日	3月 8 日	土		休日休会
第19日	3月 9 日	日		〃
第20日	3月10日	月		委員会 (特別)
第21日	3月11日	火		委員会 (予算特別)・議案調査
第22日	3月12日	水		〃 (〃)・ 〃
第23日	3月13日	木		〃 (〃)・ 〃
第24日	3月14日	金		〃 (〃)・ 〃
第25日	3月15日	土		休日休会
第26日	3月16日	日		〃
第27日	3月17日	月		委員会 (予算特別)・議案調査
第28日	3月18日	火		議案調査
第29日	3月19日	水		委員会 (予算特別)・議案調査
第30日	3月20日	木		休日休会 (春分の日)
第31日	3月21日	金	午前10時	知事追加提出議案の報告、上程、質疑、委員会付託・委員会
第32日	3月22日	土		休日休会
第33日	3月23日	日		〃
第34日	3月24日	月		委員会 (予算特別)・議案調査
第35日	3月25日	火		〃 ・ 議案調査
第36日	3月26日	水	午前10時	委員長報告
第37日	3月27日	木	〃	委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会

2月の定例会の経過

■ 2月12日（水）

代 表 者 会 議

午前10時31分開会

- 1 2月定例会の付議予定議案について、知事及び企画財政部長から説明（急施を要する議案の取扱いについて要請があった。）。

また、県庁舎の位置の方向性について、専門家会議等の意見を踏まえ、「現在地」もしくは「順天堂大学医学部附属病院建設予定地であったさいたま市緑区美園の県有地」とし、最終的には基本構想の検討において位置を決定していく旨の説明があった。

- 2 令和7年度議会費予算案について、議会事務局長から説明。
- 3 八潮市における道路陥没事故について、知事が災害対策本部を設置し、災害救助法の適用が決定されたことを受け、2月11日に埼玉県議会災害連絡本部を設置し、今後、必要に応じて開催することを議長から説明。

午前11時5分休憩

午前11時6分再開

午前11時19分閉会

議 運 日 誌



議会運営副委員長
渡 辺 大



議会運営委員長
宇田川 幸 夫



議会運営副委員長
安 藤 友 貴

午後1時59分開会

- 1 2月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明（急施を要する議案の取扱いについて要請があった。）。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 代表質問については次のとおりとすることを了承。
 - (1) 質問者数及び質問日数は自民、民主フォーラム、公明の各1人、計3人で2日間とする。
 - (2) 質問順位は、代表質問初日が自民、民主フォーラムの順、代表質問2日目が公明とする。
 - (3) 質問時間は45分とする。
 - (4) 答弁者は、原則として、知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び各行政委員会の長とする。
- 4 一般質問については、協議の結果、次のとおりとすることを了承。

- (1) 質問者数及び質問日数は、1日3人で3日間、計9人とする。

- (2) 会派別日別質問者の割り振りは次のとおりとする。

会派	第1日	第2日	第3日	計
自 民	1	2	3	6
民主フォーラム	1			1
公 明	1			1
県 民		1		1
共 産 党				
改 革				
無 所 属				
計	3	3	3	9

- 5 質問者氏名、一般質問の質問形式及び質問日の報告期限は、開会日前日の2月18日(火)の正午までとすることを了承。

- 6 令和7年予算説明会を次のとおり実施することとし、その旨を各議員に通知することを了承。

なお、オンラインによる配信も行うことを説明。

- (1) 場所 第3委員会室

- (2) 当初予算案における主要な施策について

月 日	時 刻	所要時間	説明する部局
2月20日（木）	10:00～10:15	15(分)	企 画 財 政 部
	10:15～10:30	15	総 務 部
	10:30～10:50	20	県 民 生 活 部
	(10:50～11:00)	(10)	(休 憩)
	11:00～11:10	10	危 機 管 理 防 災 部
	11:10～11:25	15	環 境 部
	11:25～11:50	25	福 祉 部
	(休 憩)		
	13:00～13:25	25	保 健 医 療 部
	13:25～13:50	25	産 業 労 働 部
	(13:50～14:00)	(10)	(休 憩)
	14:00～14:20	20	農 林 部
	14:20～14:45	25	県 土 整 備 部
	(14:45～14:55)	(10)	(休 憩)
	14:55～15:20	25	都 市 整 備 部
	15:20～15:25	5	会 計 管 理 者
2月21日（金）	10:00～10:15	15	企 業 局
	10:15～10:25	10	下 水 道 局
	10:25～10:50	25	教 育 局
	(10:50～11:00)	(10)	(休 憩)
	11:00～11:10	10	警 察 本 部

- (3) 当初予算案における財政状況について

月 日	時 刻	所要時間	説明する部局
2月21日（金）	11:10～11:30	20(分)	財 政 課

- 7 2月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、2月19日から3月27日までの37日間とすることを了承。

- 8 発言通告書の提出期限は、先例どおり、代表質問を

含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとすることを確認。

- 9 会派別所属議員数の変更に伴い、自民及び無所属の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、本日付けで議長が自民及び無所属の議席を変更。

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことを了承。

- 10 諸井真英議員を予算特別委員に選任することを了承し、本日付けで議長が選任。なお、予算特別委員の選任については、開会日の本会議においてこの旨の報告を行うことを了承。

- 11 令和7年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）について、今後の議運で協議することを了承。

- 12 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。

- 13 5か年計画等の策定等についての議案が今定例会で提出される見込みであることから、過去の例に倣い、5か年計画等に関する特別委員会を設置し、審査することを了承。

今後の議運で設置に向けた協議を行うこととした。

- 14 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」の運用規程に基づき、令和7年度策定等予定計画一覧表が知事から議長宛てに提出されたことを確認。

- 15 質問時におけるペーパーレス会議システムによる資料配布について、今定例会より傍聴者等にデータ等で資料を確認いただけるようにした上で、ペーパーレス会議システムへの掲載のみとする運用を試行することを了承。

- 16 委員長から、八潮市における道路陥没事故を受け、執行部が万全を期して事故対応に当たれるよう、必要な場合は職員が本会議を欠席することを認めることとしたい旨の提案があり、了承。

午後2時40分閉会

■ 第1日〔2月19日（水）〕

◆◆◆◆◆ 代表者会議 ◆◆◆◆◆

午前8時59分開会

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。

- 2 埼玉県議会だよりに係る広報検討会の令和6年度実施報告及び令和7年度実施案・提言案について、同検討会会長の中屋敷議員から説明。意見交換会については、高校生まで範囲を拡大した形で学生との意見交換会を開催すること及びSNSの活用を研究することを了承。

- 3 ブランデンブルグ州への国際友好親善訪問に際し、議会からも議員を派遣してほしい旨の依頼が知事か

らあったことが報告され、対応を協議。議長を含めた議員団を派遣したいとの意向が示された。

なお、本件については、議会の議決が必要となることから、議運に今後の手続を依頼。

- 4 埼玉県議会BCPの改正等について、議長から説明し、了承。

午前9時休憩

午前9時 1分再開

午前9時 14分閉会

議 運 日 誌

午前9時34分開会

- 1 八潮市における道路陥没事故に関する対応について、本日の本会議で、道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議を行うことを了承。

決議案について、

- (1) 案文及び提案者を確認。
- (2) 提案説明はないことを確認。
- (3) 質疑はないことを確認。
- (4) 委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は各会派とも賛成であることを確認。

- 2 八潮市における道路陥没事故に関する対応について、本日の本会議で、国への支援を求める意見書を提出することを了承。

意見書案について、

- (1) 案文及び提案者を確認。
- (2) 提案説明はないことを確認。
- (3) 質疑はないことを確認。
- (4) 委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は各会派とも賛成であることを確認。

- 3 刑事訴訟法の再審規定の改正に関する対応について、本日の本会議で、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を提出することを了承。

意見書案について、

- (1) 案文及び提案者を確認。
- (2) 提案説明はないことを確認。
- (3) 質疑はないことを確認。
- (4) 委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は各会派とも賛成であることを確認。なお、これら3件の意見書・決議について、改革及び無所属は、この後確認することとする。（議運散会后、改革及び無所属も賛成であることを確認。）

- 4 知事追加提出議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明。

- 5 本定例会において代表質問を行う議員の氏名を次のとおり確認。

月 日(曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名
2月26日(水)	1	86	田村 琢実	自 民
	2	93	田並 尚明	民主フォーラム
2月27日(木)	1	91	蒲生 徳明	公 明

- 6 本定例会において一般質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。
その結果は次のとおりである。

月 日(曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
2月28日(金)	1	55	飯塚 俊彦	自 民	一 括
	2	27	細川 威	民主フォーラム	一 括
	3	42	深谷 顕史	公 明	一 括
3月3日(月)	1	16	須賀 昭夫	自 民	一問一答
	2	32	松坂 喜浩	県 民	一 括
	3	51	美田 宗亮	自 民	一問一答
3月4日(火)	1	24	柿沼 貴志	自 民	一問一答
	2	56	横川 雅也	自 民	一問一答
	3	69	荒木 裕介	自 民	一問一答

- 7 知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）の取扱いについて、

- (1) 本日の本会議に上程し、代表質問初日・2月26日(水)に知事提出急施議案に対する質疑、委員会付託を行い、同日の本会議散会後に委員会開会、一般質問初日・2月28日(金)に委員長報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うことを了承。
(2) 知事提出急施議案に対する質疑は次のとおりとすることを了承。
ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
イ 質疑時間は1人5分以内
ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
エ 発言順序は多数会派順
オ 発言通告書の提出期限は、発言の2日前の2月21日(金)の正午まで

- 8 継続審査となっていた令和6年議請第7号について、請願者から取り下げたい旨の申出があったことが報告され、これを了承。

なお、この件については、本日の本会議において異議なし採決で諮ることを了承。

- 9 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を一般質問初日・2月28日(金)、案文を一般質問最終日・3月4日(火)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・3月27日(木)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

- 10 ブランデンブルグ州への友好親善訪問について、本日の各会派代表者会議において、議長から、知事の同州への親善訪問に当たり、議会からも議長を含め議員を派遣したいとの意向が示されたことを報告。

議員派遣については、議会の議決を要することか

ら、今定例会の議運で協議することを了承。

- 11 5か年計画等に関する特別委員会について協議した結果、次のとおりとすることに決定。

- (1) 新たに設置する特別委員会の名称は「5か年計画等特別委員会」、付託事件は「5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」、定数は18人とする。
(2) 5か年計画等特別委員会の委員配分は次のとおりとする。また、委員予定者名簿は本日午後5時までに提出する。

会派 委員会	自民	民主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
5か年計画等 特 別 委 員 会	11	2	2	2	1			18	18

- 12 令和7年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）について意見交換し、次のとおりとすることを了承。

名 称	定数	付 託 事 件
自 然 再 生・ 循 環 社 会 対 策 特 別 委 員 会	13	自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策
地 方 創 生・ 行 財 政 改 革 特 別 委 員 会	13	地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策
公 社 事 業 対 策 特 別 委 員 会	13	公社事業の経営・見直しに関する総合的対策
少 子・高 齢 福 祉 社 会 対 策 特 別 委 員 会	13	少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策
経 済・雇 用 対 策 特 別 委 員 会	13	中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策
危 機 管 理・ 大 規 模 災 害 対 策 特 別 委 員 会	13	大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策
人 材 育 成・文 化・ ス ポ ー ツ 振 興 特 別 委 員 会	13	人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策

- 13 令和7年度の執行機関の附属機関等委員について、令和7年度も34ポストで変更なく、これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、自民22、民主フォーラム4、公明4、県民3、共産党1となることを確認。

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月26日(水)までに各会派間で調整することを了承。

- 14 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席について、先例により、地元議員は、休日休会を除き、出席しないことになっているので、この旨、各議員に周知することを了承。

- 15 本日の議事日程を確認。

- 16 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前10時6分散会

〔本 会 議〕

本日招集の令和7年2月定例会は、午前10時19分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、2月12日付けで、議席の変更を行った旨の報告がなされた。

次に、新任者の紹介が行われ、
今 井 房 子 人事委員会委員
山 崎 祐 史 収用委員会委員

が就任の挨拶を行った。

次に、

74番 権 守 幸 男 議員
75番 萩 原 一 寿 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から3月27日までの37日間とすることに決定された。

次に、議員から提出された議第1号議案（道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議）、議第2号議案（道路陥没事故に係る対応への支援を求める意見書）及び議第3号議案（刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、討論はなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

次に、諸報告に入り、

- 1 松下昌代議員の議員辞職
- 2 予算特別委員の選任
- 3 12月定例会において可決した意見書の処理結果
- 4 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 5 現金出納検査結果(令和6年11月分及び12月分)
- 6 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、取下げの申出があった請願（令和6年議請第7号）について、取り下げを承認した。

次に、本定例会に知事から提出された議案64件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時19分開会 午前10時46分散会

出席議員89人 欠席議員1人

（令和7年2月19日現在在職議員90人）

なお、本会議散会后、図書室委員会が開かれた。

■ 第2日〔2月20日（木）〕

予算説明会・議案調査

■ 第3日〔2月21日（金）〕

予算説明会・議案調査

■ 第4日〔2月22日（土）〕

休日休会

■ 第5日〔2月23日（日）〕

休日休会（天皇誕生日）

■ 第6日〔2月24日（月）〕

休日休会（振替休日）

■ 第7日〔2月25日（火）〕

議案調査

■ 第8日〔2月26日（水）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

- 1 知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）について
(1) 質疑について、次のとおり確認。
ア 29番城下のり子議員（共産党）が第64号議案に対する質疑を行う。
イ その他の議案に対する質疑はない。
(2) 付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
- 2 埼玉県議会の保有する個人情報保護条例等の改正について、次のとおりの委員長案を配布し、今後の議運で協議することとした。
(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の改正に伴い、罰則の規定を懲役から拘禁刑に改める等の改正案を提出する。
(2) 埼玉県議会会議規則について、本会議におけるオンライン質問を可能とする等の改正案を提出する。
(3) 埼玉県議会傍聴規則について、傍聴席に入ることができない者に関する規定等を整備する改正案を提出する。
- 3 5か年計画等特別委員会について
(1) 委員については、別紙のとおり選任することを了承。（17ページ参照）
(2) 設置及び委員の選任について、代表質問1人目終了後に異議なし採決で諮ることを了承。
なお、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議休憩中に開会することを了承。
- 4 彩の国さいたま人づくり広域連合長から、同広域連合議会議員2名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後、協議することを了承。
- 5 本日の議事日程を確認。
午前9時37分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、人事委員会意見回答（第25号議案、第27号議案、第41号議案及び第44号議案）の報告がなされた。

次に、知事追加提出議案（第65号議案～第80号議案）の報告、一括上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、この日は、

自由民主党を代表して、
86番 田 村 琢 実 議員
が登壇した。

次に、5か年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件を付託事件とする5か年計画等特別委員会が18人の委員をもって設置され、委員が選任され、午前11時56分、一旦休憩した。

なお、本会議休憩中、正副委員長互選のための5か年計画等特別委員会が開かれた。

議 運 日 誌 (第2回)

午後0時45分再開

- 1 5か年計画等特別委員会において、委員長に中屋敷慎一委員が、副委員長に荒木裕介委員が、それぞれ互選されたことを報告。
 - 2 今後の議事日程を確認
- 午後0時46分散会

〔本 会 議〕

午後1時、本会議が再開され、まず、5か年計画等特別委員会正副委員長の互選結果報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、
埼玉民主フォーラムを代表して、
93番 田 並 尚 明 議員
が登壇した。

次に、知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）に対する質疑に入り、第64号議案に対して、29番城下のり子議員（共産党）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時52分休憩
午前11時4分再開	午前11時56分休憩
午後1時再開	午後1時46分休憩
午後1時57分再開	午後3時散会

出席議員90人 欠席議員なし

〔委 員 会〕

本会議散会后、知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）の審査のため、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第9日〔2月27日（木）〕

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行され、

公明党を代表して、
91番 蒲 生 徳 明 議員
が登壇し、午前10時45分、一旦休憩した。

議 運 日 誌

午後0時18分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

議長から、2月26日（水）の田村琢実議員（自民）の代表質問における質問時間の取扱いについて、議員から答弁を求める発言があったにも関わらず、執行部に答弁を求めないものとして取り扱ったこと、また、計測の開始にも誤りがあり、本来制限時間内に質問が収まるはずであることが判明した旨の発言があり意見交換。協議の結果、当該質問に対する答弁を次の本会議再開後に行うことを了承。

また、次定例会以降の質問時間の取扱いについては、改めて各会派で検討し、今後の本委員会では協議することを了承。

午後0時22分散会

〔本 会 議〕

午後0時47分、本会議が再開され、まず、2月26日（水）の田村琢実議員（自民）の代表質問において取り消されたものとして扱われた質問に対する答弁が行われた。

次に、91番蒲生徳明議員の代表質問に対する答弁が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時45分休憩
午後0時47分再開	午後1時35分散会

出席議員89人 欠席議員1人

■ 第10日〔2月28日（金）〕

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時29分開会

- 1 文教委員会において、高木功介委員の副委員長辞任に伴い、副委員長に安藤友貴委員が互選されたことを報告。
 - 2 議案付託表（急施）の正誤表について、本日の本会議で議長から報告することを了承。
 - 3 知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）に係る各常任委員会の審査結果を確認。
 - 4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 午前9時32分休憩

〔本 会 議〕

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 文教委員会副委員長の互選結果
- 2 議案付託表（急施）の正誤表の報告がなされた。

次に、質疑質問が続行され、
55番 飯 塚 俊 彦 議員（自民）
が登壇した。

次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、知事提出急施議案（第62号議案～第64号議案）が

一括上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

渡 辺 大 企 画 財 政 副 委 員 長
高 橋 稔 裕 総 務 県 民 生 活 副 委 員 長
権 守 幸 男 環 境 農 林 副 委 員 長
千 葉 達 也 福 祉 保 健 医 療 副 委 員 長
杉 田 茂 実 産 業 労 働 企 業 副 委 員 長
深 谷 顕 史 県 土 都 市 整 備 副 委 員 長
安 藤 友 貴 文 教 副 委 員 長
橋 詰 昌 児 警 察 危 機 管 理 防 災 副 委 員 長
が順次登壇し、午前11時34分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後0時30分再開
1 知事提出急施策案（第62号議案～第64号議案）について、
(1) 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
(2) 討論はないことを確認。
(3) 採決区分は下記のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第62号議案～第64号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

2 今後の議事日程を確認
午後0時31分散会

〔本 会 議〕

午後1時、本会議が再開され、質疑質問が続行され、
27番 細 川 威 議員(民主フォーラム)
42番 深 谷 顕 史 議員(公明)
が順次登壇した。

次に、知事提出急施策案（第62号議案～第64号議案）について、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前10時57分休憩
午前11時9分再開 午前11時34分休憩
午後1時再開 午後1時56分休憩
午後2時8分再開 午後2時17分休憩
午後3時1分再開 午後3時59分散会
出席議員89人 欠席議員1人

■ 第 11 日〔3月1日（土）〕

休日休会

■ 第 12 日〔3月2日（日）〕

休日休会

■ 第 13 日〔3月3日（月）〕

〔本 会 議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が
続行され、
この日は、
16番 須 賀 昭 夫 議員（自民）

32番 松 坂 喜 浩 議員（県民）

51番 美 田 宗 亮 議員（自民）

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前10時56分休憩
午前11時7分再開 午前11時20分休憩
午後1時再開 午後1時56分休憩
午後2時7分再開 午後2時22分休憩
午後3時再開 午後4時散会
出席議員88人 欠席議員2人

■ 第 14 日〔3月4日（火）〕

議 運 日 誌

午前9時29分開会
1 議案（第1号議案～第61号議案及び第65号議案～第80号議案）を付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
2 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。
この件について、文教委員会において、執行部が報告を行うことを了承。
3 埼玉県議会の保有する個人情報保護条例の一部を改正する条例案、埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案、埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則案について、委員長案を了承し、最終日・3月27日(木)の本会議に上程することを了承。
4 各会派から提出された意見書案の件名を確認。
5 令和7年度の各委員会の会派別委員配分について、次のとおり了承。
なお、各委員会の委員氏名は、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（月）の午後5時までに報告することを了承。

(1) 議会運営委員会

委員会	会派								計	定数
	自民	民 主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属			
議 会 運 営	11	2	2	1	1			17	17	

(2) 各常任委員会

委員会	会派								計	定数
	自民	民 主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属			
企 画 財 政	7	2	1	1			1	12	12	
総 県 民 生 活	7	1	1	1	1			11	12	
環 境 農 林	7	1	1	1			1	11	11	
福 祉 保 健 医 療	7	2	1	1	1			12	12	
産 業 労 働 企 業	7	2	1	1				11	12	
県 土 都 市 整 備	7	1	1	1		1	1	11	12	
文 教	7	1	1	1	1			11	11	
警 察 危 機 管 理 防 災	7	1	2	1				11	11	
計	56	11	9	7	3	1	3	90	93	

(3) 各特別委員会（決算及び予算を除く。）

委員会	会派	自民	民主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
自然再生・ 循環社会対策		8	2	1	1				12	13
地方創生・ 行財政改革		8	1	1	1			1	12	13
公社事業対策		7	2	1	1	1			12	13
少子・高齢 福祉社会対策		8	2	1	1		1		13	13
経済・雇用 対策		7	1	2	1	1		1	13	13
危機管理・ 大規模災害対策		8	1	2	1	1			13	13
人材育成・文化・ スポーツ振興		8	2	1	1			1	13	13
計		54	11	9	7	3	1	3	88	91

(4) 図書室委員会

委員会	会派	自民	民主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
図書室		9	2	1	1	1			14	14

(5) 決算特別委員会

委員会	会派	自民	民主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
決算特別		11	2	2	2	1			18	18

(注) 図書室委員及び決算特別委員は重複しないようにする。

(6) 予算特別委員会

委員会	会派	自民	民主 フォーラム	公明	県民	共産党	改革	無所属	計	定数
予算特別		20	4	3	3	1	1		32	32

6 令和7年度の執行機関の附属機関等委員について、調整結果を報告。

なお、配分された委員の氏名は、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（月）の午後5時までに報告することを了承。

7 本日の議事日程を確認。

午前9時36分散会

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告（埼玉県東京事務所ほか236か所）及び陳情の報告がなされた。

次に、質疑質問が続行され、この日は、

24番 柿沼貴志 議員（自民）

56番 横川雅也 議員（自民）

69番 荒木裕介 議員（自民）

が順次登壇し、本定例会の質疑・質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第1号議案～第61号議案及び第65号議案～第80号議案が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時54分休憩

午前11時6分再開 午前11時18分休憩

午後1時再開

午後2時休憩

午後3時再開

午後3時57分休憩

午後4時9分再開

午後4時22分散会

出席議員89人 欠席議員1人

■ 第15日〔3月5日（水）〕

〔委員会〕・議案調査

この日は5か年計画等特別委員会が開かれた。

■ 第16日〔3月6日（木）〕

〔常任委員会〕

この日は企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第17日〔3月7日（金）〕

〔委員会〕・議案調査

■ 第18日〔3月8日（土）〕

休日休会

■ 第19日〔3月9日（日）〕

休日休会

■ 第20日〔3月10日（月）〕

〔特別委員会〕

この日は自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第21日〔3月11日（火）〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第22日〔3月12日（水）〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第23日〔3月13日（木）〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第24日〔3月14日（金）〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

■ 第 25 日〔3 月 15 日（土）〕

休日休会

■ 第 26 日〔3 月 16 日（日）〕

休日休会

■ 第 27 日〔3 月 17 日（月）〕

〔特別委員会〕・議案調査

この日は予算特別委員会が開かれ、部局別質疑が行われた。

予算特別委員会散会后、5 か年計画等特別委員会が開かれた。

■ 第 28 日〔3 月 18 日（火）〕

議 運 日 誌

午後 1 時 59 分開会

特別な事情が生じたため、委員会を開会した。

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。
- 2 会期予定の変更について、委員長案を基に協議した結果、3 月 21 日（金）に本会議を開き、本会議散会后に委員会を開くことを了承。

現 行					変更（案）			
日次	月 日	曜	開 時	会 刻	摘 要	開 時	会 刻	摘 要
第 1 日 ～ 第30日	(省 略)					(省 略)		
第31日	3月21日	金			議案調査	午前10時		知事追加提出議案の報告、 上程、質疑、委員会付託、 委員会
第32日	3月22日	土			休日休会			休日休会
第33日	3月23日	日			”			”
第34日	3月24日	月			委員会(予算特別)・ 議案調査			委員会(予算特別)・ 議案調査
第35日	3月25日	火			委員会・議案調査			委員会・議案調査
第36日	3月26日	水	午前10時		委員長報告	午前10時		委員長報告
第37日	3月27日	木	”		委員長報告に対する質 疑、討論、採決、閉会	”		委員長報告に対する質 疑、討論、採決、閉会

午後 2 時 3 分散会

■ 第 29 日〔3 月 19 日（水）〕

〔特別委員会〕・議案調査

この日は、予算特別委員会が開かれ、総括質疑が行われた。

■ 第 30 日〔3 月 20 日（木）〕

休日休会（春分の日）

■ 第 31 日〔3 月 21 日（金）〕

議 運 日 誌（第 1 回）

午前 9 時 30 分開会

- 1 知事追加提出議案（第 81 号議案）について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。
ア 各会派及び無所属のそれぞれ 1 人以内
イ 質疑時間は 1 人 5 分以内
ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
エ 発言順序は多数会派順
オ 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 2 警察本部総務部長の異動に伴い、3 月 21 日付けで、地方自治法第 121 条第 1 項に基づく説明者の変更を了承。
- 3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前 9 時 31 分休憩

〔本 会 議〕

午前 10 時、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

- 1 現金出納検査結果（令和 7 年 1 月分）
- 2 包括外部監査結果
- 3 地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づく説明者の変更

の報告がなされた。

次に、知事追加提出議案（第 81 号議案）の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われ、午前 10 時 3 分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第 2 回）

午前 10 時 59 分再開

- 1 知事追加提出議案（第 81 号議案）について、
(1) 質疑はないことを確認。
(2) 県土都市整備委員会に付託することを了承。
- 2 今後の議事日程を確認。

午前 11 時 1 分散会

〔本 会 議〕

午前 11 時 20 分、本会議が再開され、知事追加提出議案（第 81 号議案）については、質疑はなく、県土都市整備委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前 10 時開会 午前 10 時 3 分休憩

午前 11 時 20 分再開 午前 11 時 21 分散会

出席議員 90 人 欠席議員 なし

〔委 員 会〕

本会議散会后、知事追加提出議案（第 81 号議案）の審査のため、県土都市整備委員会が開かれた。

■ 第 32 日〔3 月 22 日（土）〕

休日休会

■ 第 33 日〔3 月 23 日（日）〕

休日休会

■ 第34日〔3月24日（月）〕

〔予算特別委員会〕・議案調査

この日は、予算特別委員会が開かれ、討論及び採決が行われた。

■ 第35日〔3月25日（火）〕

〔委員会〕・議案調査

■ 第36日〔3月26日（水）〕

議 運 日 誌

午前9時30分開会

- 1 各常任委員会、予算特別委員会及び5か年計画等特別委員会の審査結果を確認。
 - 2 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
 - 3 彩の国さいたまづくり広域連合議会議員の補欠選挙について、指名推選の方法により行うこと及び会派別配分を自民2名とすることを了承。
なお、本日の本会議散会後に、自民から候補者を報告することを確認。
また、選挙の日程は最終日に行うことを了承。
 - 4 本日の議事日程を確認。
- 午前9時32分散会

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、各常任委員会、予算特別委員会及び5か年計画等特別委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第1号議案～第61号議案及び第65号議案～第81号議案並びに各分野における基本的な計画の策定等に関する件が一括上程され、各常任委員長、予算特別委員長及び5か年計画等特別委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

松 井 弘 企 画 財 政 委 員 長
関 根 信 明 総 務 県 民 生 活 委 員 長
宮 崎 吾 一 環 境 農 林 委 員 長
逢 澤 圭一郎 福 祉 保 健 医 療 委 員 長
鈴 木 正 人 産 業 労 働 企 業 委 員 長
小 川 直 志 県 土 都 市 整 備 委 員 長
阿左美 健 司 文 教 委 員 長
柿 沼 貴 志 警 察 危 機 管 理 防 災 委 員 長
高 橋 政 雄 予 算 特 別 委 員 長
中屋敷 慎 一 5 か 年 計 画 等 特 別 委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長（予算特別委員長及び5か年計画等特別委員長を除く。）の審査経過及び結果報告に入り、

浅 井 明 自然再生・循環社会対策 特別委員長
藤 井 健 志 地方創生・行財政改革 特別委員長
吉 良 英 敏 公 社 事 業 対 策 特別委員長
岡 田 静 佳 少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 特別委員長
美 田 宗 亮 経 済 ・ 雇 用 対 策 特別委員長

木 下 博 信 危機管理・大規模災害対策 特別委員長
細 田 善 則 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長
が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時58分休憩
午前11時9分再開 午前11時9分休憩
午前11時25分再開 午後0時21分散会
出席議員89人 欠席議員1人

■ 第37日〔3月27日（木）〕

代 表 者 会 議

午前9時2分開会

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。
 - 2 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、総務課長から説明し、議会運営委員会で引き続き協議することを了承。
- 午前9時4分休憩
午前9時5分再開
午前9時7分閉会

議 運 日 誌（第1回）

午前9時35分開会

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について、堀光副知事から説明。
- 2 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 3 議案に対する討論について、次のとおり確認。
(1) 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、第1号議案、第8号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案及び第78号議案に対し反対の立場から討論を行う。
(2) 26番野本怜子議員（民主フォーラム）が、第1号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
(3) 74番権守幸男議員（公明）が、第1号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
(4) 29番城下のり子議員（共産党）が、第27号議案、第33号議案、第34号議案、第44号議案、第56号議案の修正案、第56号議案の修正部分を除く原案及び第60号議案に対し反対の立場から討論を行う。
(5) その他の議案に対する討論はない。
- 4 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議案 (1)第8号議案及び第27号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属は原案可決に賛成、共産党、改革は原案可決に反対
(2)第56号議案の修正案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は可決に賛成、共産党は可決に反対
(3)第56号議案（修正部分を除く。）	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対

(4)第1号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案、第33号議案、第34号議案、第44号議案、第60号議案及び第78号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(5)第23号議案、第40号議案及び第42号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、共産党、無所属は原案可決に賛成、改革は原案可決に反対
(6)第57号議案の修正案及び第61号議案の修正案	各会派、無所属とも可決に賛成
(7)第57号議案（修正部分を除く。）及び第61号議案（修正部分を除く。）	各会派、無所属とも原案可決に賛成
(8)第2号議案～第7号議案、第9号議案～第17号議案、第20号議案、第22号議案、第24号議案～第26号議案、第28号議案～第32号議案、第35号議案～第39号議案、第41号議案、第43号議案、第45号議案～第55号議案、第58号議案、第59号議案、第65号議案～第77号議案及び第79号議案～第81号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

5 埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、概要及び素案を基に協議を行い、反対会派を除く議運委員の連名で提出することとし、今後の議運で提案説明の有無及び委員会付託省略等を確認することを了承。

6 調整後の意見書案の件名を確認。

7 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時43分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

28番 伊藤 はつみ 議員（共産党）

26番 野本 怜子 議員（民主フォーラム）

74番 権守 幸男 議員（公明）

29番 城下 のり子 議員（共産党）

が順次討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、

原案可決 75件

修正可決 3件

と決定された。

次に、特別委員会の付託事件のうち、各分野における基本的な計画の策定等に関する件については、審査を打ち切ること決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定され、午前10時29分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午後0時59分再開

1 知事追加提出議案（人事議案）について

- (1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
- (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)第84号議案及び第85号議案	各会派、無所属とも同意に賛成
(2)第82号議案	（議運では確認しない）
(3)第83号議案	（議運では確認しない）

2 議員提出議案について

- (1) 条例案2件、規則案2件、意見書案13件、事件1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論について、次のとおり確認。

ア 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、議第4号議案、議第17号議案、議第18号議案、議第19号議案、議第20号議案及び議第21号議案に対し反対の立場から討論を行う。

イ その他の議案に対する討論はない。

- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1)議第17号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属（江原）は原案可決に賛成、共産党、無所属（諸井、高木）は原案可決に反対
(2)議第4号議案、議第18号議案及び議第19号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、無所属は原案可決に賛成、共産党、改革は原案可決に反対
(3)議第20号議案及び議第21号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(4)議第5号議案～議第16号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

3 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名を確認。

4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後1時2分休憩

〔本 会 議〕

午後1時21分、本会議が再開され、まず、知事から追加提出された第82号議案～第85号議案の報告、一括上程がなされ、第82号議案～第85号議案については、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第4号議案～議第21号議案（条例案2件、規則案2件、意見書案13件、事件1件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

28番 伊藤 はつみ 議員（共産党）

が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、議会運営委員及び各常任委員の選任、図書室委員の任命の後、午後1時35分、休憩した。

(なお、この休憩中に、議会運営委員会、各常任委員会、図書室委員会の順に正副委員長互選のための委員会が開かれた。)

議 運 日 誌 (第3回)

午後2時43分再開

- 1 議会運営委員会、各常任委員会及び図書室委員会正副委員長の互選結果を確認。
- 2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙について、80番武内政文議員及び82番梅澤佳一議員が候補者として、自民から推薦されたことを了承。
- 3 各特別委員の所属変更を確認。
- 4 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後2時44分休憩

〔本 会 議〕

午後3時10分、本会議が再開され、まず、議会運営委員会、各常任委員会及び図書室委員会正副委員長の互選結果報告がなされた。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙が指名推選の方法により行われ、

その結果、

80番 武 内 政 文 議員 (自民)

82番 梅 澤 佳 一 議員 (自民)

が、それぞれ当選した。

次に、齊藤邦明議長から松澤正副議長に、議長の辞職願が提出され、これが許可され、

79番 齊 藤 邦 明 議員 (自民)

から議長退任の挨拶がなされた後、議長選挙が行われ、

その結果、

71番 白 土 幸 仁 議員 (自民)

が当選し、議長就任の挨拶がなされた。

次に、松澤正副議長から白土幸仁議長に、副議長の辞職願が提出され、これが許可され、

53番 松 澤 正 議員 (自民)

から副議長退任の挨拶がなされた後、副議長選挙が行われ、

その結果、

55番 飯 塚 俊 彦 議員 (自民)

が当選し、副議長就任の挨拶がなされた。

次に、正副議長の特別委員の辞任及び前正副議長の特別委員の選任が行われた。

ここで会議時間の延長が行われ、午後4時10分、休憩した。

(なお、この休憩中に、各特別委員会の正副委員長互選のための委員会が開かれた。)

議 運 日 誌 (第4回)

午後4時57分再開

- 1 各特別委員会正副委員長の互選結果を確認。
 - 2 議席の一部変更を了承。
 - 3 執行機関の附属機関等の変更委員氏名を確認。
なお、充て職に係る委員の変更については、後刻、事務局に処理させることを了承。
 - 4 代表質問及び一般質問の発言時間の取扱いについて、以下のとおり了承。
(1) 計測の開始については、「質問に入る旨の発言」から計測を開始することとし、そこまでは計測しない。なお、この計測しない時間については、概ね30秒程度とする。
(2) 質問終結の取扱いについては、原則、時間を経過した場合は、質問を終結する。
 - 5 今後の議事日程を確認。
 - 6 6月定例会の会期予定案について、6月12日(木)～7月2日(水)の日程で執行部と調整中である旨を報告。
- 午後5時2分閉会

〔本 会 議〕

午後5時18分、本会議が再開され、まず、各特別委員会正副委員長の互選結果報告がなされた。

次に、議席の一部変更が行われ、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後5時21分、令和7年2月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前10時29分休憩

午後1時21分再開 午後1時35分休憩

午後3時10分再開 午後4時10分休憩

午後5時18分再開 午後5時21分閉会

出席議員90人 欠席議員なし

(令和7年3月27日現在在職議員90人)

■ 会 期

2月19日(水)～3月27日(木) 37日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 106件 (うち議員提出のもの21件)

原案可決 99件

修正可決 3件

同 意 4件



新 正 副 議 長 決 ま る



議 長 白 土 幸 仁

御挨拶

議員の皆様のご推挙により、第129代埼玉県議会議長の職を拝命いたしました、白土幸仁です。

誠に身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げますとともに、歴史と伝統ある埼玉県議会の議長という職責の重さに身が引き締まる思いであります。

我が国は、人口減少・少子高齢化、エネルギー・原材料価格の高騰、激甚化・頻発化する災害など、多くの課題に直面しています。また、さきの八潮市における道路陥没事故は、県民の平穏な日常生活に大きな影響を与え、インフラの老朽化対策が喫緊かつ重大な課題であることを改めて浮き彫りにしました。

こうした先の見えない時代だからこそ、社会の変化を敏感に感じ取り、変化に適応していくことが求められます。関係機関がより一層強固に連携して様々な課題に真摯に向き合い、そして数十年先を見据えた施策を展開していくことが必要です。

次代の社会を担うこども・若者はもちろん、県民誰もが生きがいや役割を持ち、安心・安全に暮らせる社会の構築に向けて取り組んでいかなければ、持続可能な埼玉県の実現、そして日本の発展はありません。

このような中、議会が県政の重要課題に対して監視機能を発揮するとともに、私たち議員が県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、そして活発に議論し、社会状況に即した政策提案を行っていくことが重要です。

二元代表制の一翼を担う県議会がその役割と責務を果たせるよう、これまで培った経験を生かし、公平、公正かつ円滑な議会運営に尽力してまいります。

議員の皆様、そして大野知事をはじめ執行部の皆様には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。



副議長 飯 塚 俊 彦

御挨拶

このたび議員の皆様のご推挙により、副議長という要職に就かせていただきました 飯塚俊彦です。

大変光栄でありますとともに、その重責に、身の引き締まる思いで一杯です。

さて、県民の皆様のご経済活動は、エネルギー価格等の物価高騰により、依然として厳しい状況に置かれています。また、自然災害や老朽化したインフラに起因する事故など、いつ起きてもおかしくない危機に対する県民の不安は高まっています。

このような社会経済情勢の変化への対応や、防災・減災対策の着実な推進は我が国にとって共通する課題である一方で、県内の各地域を取り巻く状況には少なからず違いがあるものと思います。

我々県議会議員は、それぞれの地域に属しているからこそ一人一人の県民の声に丁寧に耳を傾け、そして社会の変化を敏感に捉え、埼玉県の持続的な発展に向けて、より一層議論を尽くす必要があります。

そして、我々県議会は、執行部のチェック機関としてだけでなく、社会状況に即した政策提案を能動的に行うなど二元代表制の一翼を担う役割をしっかりと果たしていくことが大変重要です。

県の更なる発展のため、そして県民の皆様が安心して生活することができるよう、人格、見識ともに卓越した白土幸仁議長のもと、全力を尽くしてまいります決意です。

議員の皆様並びに大野知事をはじめとする執行部の皆様には、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

議 席 一 覧 表

(7.3.27 現在)

78	79	80	81	82
小川(喜)	齊藤	武内	新井(一)	梅澤
62	63	64	65	66
岡田	細田	永瀬	日下部	小久保
46	47	48	49	50
石川	井上	諸井	木下	藤井
30	31	32	33	34
平松	八子	松坂	小川(直)	杉田
13	14	15	16	17
金野	岡村	江原	須賀	渋谷
1	2	3	4	
		高木	栄	

83	84	85	86	87	88	89
中屋敷	神尾	(政)高橋	田村	(正)鈴木	小島	小谷野
67	68	69	70	71	72	73
立石	(豪)新井	荒木	岡地	白土	逢澤	横川
51	52	53	54	55	56	57
美田	吉良	松澤	宇田川	浅井	飯塚	内沼
35	36	37	38	39	40	41
阿左美	(稔)高橋	千葉	(大)渡辺	松井	宮崎	関根
18	19	20	21	22	23	24
東山	松本	保谷	金子	尾花	林	柿沼
5	6				7	8
(聡)渡辺	森				(ま)鈴木	長峰

90	91	92	93	
塩野	蒲生	木村	田並	
74	75	76	77	
権守	萩原	水村		
58	59	60	61	
橋詰	安藤	白根	町田	
42	43	44	45	
深谷	(寿)小川	武田	中川	
25	26	27	28	29
戸野部	野本	細川	伊藤	城下
9	10	11	12	
小早川	小森	泉津井	山崎	

演 壇

会 派 構 成

自 由 民 主 党	56人
埼玉民主フォーラム	11人
公 明 党	9人
無 所 属 県 民 会 議	7人
日 本 共 産 党	3人
無 所 属 改 革 の 会	1人
無 所 属	3人
計	90人

正 副 議 長

議 長 白 土 幸 仁

副議長 飯 塚 俊 彦

(7.3.27 現在)

委 員 会 委 員 名 簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	伊藤はつみ (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 吉良 英敏 (自 民) 細田 善則 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 水村 篤弘 (駐7フォーラム) 中屋敷慎一 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 木村 勇夫 (駐7フォーラム)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎高 橋 稔 裕 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	渋谷真実子 (自 民) 林 薫 (自 民) 野本 怜子 (駐7フォーラム) 伊藤はつみ (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 美田 宗亮 (自 民) 浅井 明 (自 民) 白根 大輔 (駐7フォーラム) 白土 幸仁 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 木下 博信 (自 民) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 細田 善則 (自 民) 武内 政文 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 欠 欠
総 務 県民生活 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○高 橋 稔 裕 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 長峰 秀和 (自 民) 城下のり子 (共産党) 平松 大佑 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)
環境農林 (11)	◎宮 崎 吾 一 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	鈴木まさひろ (自 民) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 松澤 正 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾚﾑ)
福 祉 保健医療 (12)	◎逢 澤 圭一郎 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	小早川一博 (公 明) 泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 松本 義明 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 井上 航 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 小久保憲一 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
産業労働 企 業 (12)	◎鈴 木 正 人 (自 民) ○杉 田 茂 実 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 江原くみ子 (無所属) 東山 徹 (自 民) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 浅井 明 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾚﾑ)
県土都市 整 備 (12)	◎小 川 直 志 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	須賀 昭夫 (自 民) 小森 克己 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 尾花 瑛仁 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 中川 浩 (改 革) 横川 雅也 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 岡地 優 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 欠
文 教 (11)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	高木 功介 (無所属) 森 伊久磨 (自 民) 山崎すなお (共産党) 林 薫 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 吉良 英敏 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 岡田 静佳 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対策 (13)	◎浅井 明 (自 民) ○飯塚 俊彦 (自 民)	森 伊久磨 (自 民) 小森 克己 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 江原くみ子 (無所属) 保谷 武 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 平松 大佑 (県 民) 杉田 茂実 (自 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)
地方創生・ 行財政改 革 (13)	◎藤井 健志 (自 民) ○横川 雅也 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 松坂 喜浩 (県 民) 阿左美健司 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 日下部伸三 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 欠
公社事業 対策 (13)	◎吉良 英敏 (自 民) ○宇田川 幸夫 (自 民)	高木 功介 (無所属) 長峰 秀和 (自 民) 山崎すなお (共産党) 須賀 昭夫 (自 民) 八子 朋弘 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 小久保憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 小島 信昭 (自 民) 欠
少子・ 高齢福祉 社会対策 (13)	◎岡田 静佳 (自 民) ○永瀬 秀樹 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 渋谷真実子 (自 民) 松本 義明 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 高橋 稔裕 (自 民) 小川 寿土 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 中川 浩 (改 革) 武内 政文 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾗﾑ)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
経 済・ 雇用対策 (13)	◎美田 宗亮 (自 民) ○萩原 一寿 (公 明)	小早川一博 (公 明) 金子 裕太 (自 民) 林 薫 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 松井 弘 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 新井 豪 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民)
危機管理・ 大規模 災害対策 (13)	◎木下 博信 (自 民) ○安藤 友貴 (公 明)	渡辺聡一郎 (自 民) 東山 徹 (自 民) 小川 直志 (自 民) 城下のり子 (共産党) 関根 信明 (自 民) 井上 航 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾗﾑ)
人材育成・ 文化・ スポーツ 振 興 (13)	◎細田 善則 (自 民) ○内沼 博史 (自 民)	鈴木まさひろ (自 民) 泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 金野 桃子 (県 民) 柿沼 貴志 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 岡地 優 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 小川真一郎 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 欠

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
予 算 (32)	◎高 橋 政 雄 (自 民) ○岡 地 優 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	栄 寛美 (自 民) 渡辺聡一郎 (自 民) 岡村ゆり子 (県 民) 松本 義明 (自 民) 金子 裕太 (自 民) 柿沼 貴志 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 野本 怜子 (駐フォーラム) 伊藤はつみ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 小川 直志 (自 民) 阿左美健司 (自 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松井 弘 (自 民) 宮崎 吾一 (自 民) 関根 信明 (自 民) 武田 和浩 (駐フォーラム) 石川 忠義 (県 民) 諸井 真英 (無所属) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 吉良 英敏 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐フォーラム) 細田 善則 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 木村 勇夫 (駐フォーラム)
5 か 年 計 画 等 (18)	◎中屋敷 慎 一 (自 民) ○荒 木 裕 介 (自 民)	長峰 秀和 (自 民) 小早川一博 (公 明) 金野 桃子 (県 民) 須賀 昭夫 (自 民) 城下のり子 (共産党) 杉田 茂実 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 千葉 達也 (自 民) 井上 航 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 白根 大輔 (駐フォーラム) 細田 善則 (自 民) 白土 幸仁 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐フォーラム)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに令和7年当初の定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、令和7年度の予算案をはじめ、県政の重要課題について御審議を頂きますことに、心から感謝を申し上げます。

はじめに、1月28日に八潮市内で発生した道路陥没事故により、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

事故発生当日に12市町120万県民・事業者の皆様にご下水の使用自粛について呼びかけを行い、29日未明には「県民の生活に重大な被害を及ぼす事案等が発生するおそれがある場合」と判断し、埼玉県危機対策会議を開催いたしました。

また、国との協議が整ったことから2月11日に災害対策本部を設置し、八潮市について1月29日から災害救助法を適用することを決定いたしました。

下水道の使用自粛については、排水ポンプで陥没部をバイパスする対策を進めてきたことにより、下水道の使用自粛と同程度の効果を得る見込みが立ったため、2月12日正午から解除いたしました。

県民の皆様の多大なる御協力に感謝申し上げます。

2月15日には中野国土交通大臣に対し、今回の事故対応への技術的支援及び財政的支援とともに、道路陥没事故の未然防止対策を推進するため次期国土強靱化実施中期計画に下水道の強靱化も盛り込み、必要な予算確保を図るよう要望を行いました。

事故発生当日から現在に至るまで、事故に遭われた方の救出を最優先とし、被害の拡大防止や県民の皆様への影響を最小化するための対応に当たっておりますが、引き続き、一日も早い救出及び復旧に向け、国、八潮市及び関係団体等と協力しながら全力で取り組んでまいります。

〔県政運営及び予算編成に関する基本的考え方〕

それでは、諸議案の説明に先立ちまして、令和7年度の県政運営及び予算編成に関する基本的な考え方を御説明申し上げます。

本県は「人口減少・超少子高齢社会の到来」、「激甚化・

頻発化する自然災害などへの危機対応」という時代の転換点における2つの歴史的な課題に直面しています。

さらに、社会の在り方が変化し、多種多様な価値観が広がっている中であらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会を着実に実現していく必要があります。

これらの課題は一朝一夕で解決できるものではありませんが、敢然と立ち向かい、持続可能で活力ある埼玉を次世代へ引き継いでいくことが我々の使命であると考えています。

この使命を果たすため、これまでに取り組んできた施策を確実に軌道に乗せるとともに、未来志向の中長期的な施策を先手を打って展開することで本県を成長・発展させていかなければなりません。

このような課題認識の下、令和7年度は、「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」をテーマに、大きく2つの考えに基づいた施策を中心に取り組んでまいります。

第1に、「歴史的課題への挑戦」です。

このうち、一つ目の柱は「人口減少・超少子高齢社会への対応」です。

「持続可能なまちづくりと経済成長の実現」として、オープンイノベーションの創出やスタートアップの事業成長の支援などに取り組んでまいります。さらに、持続可能な経済活動の実現に向けたサーキュラーエコノミーを強力に推進するとともに、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」により、超少子高齢社会の諸課題に対応したまちづくりを加速してまいります。

また、『『こどもまんなか社会』の実現』として、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、こども・若者の意見を施策に生かすための「埼玉県こども会議」の設置やこどもの居場所づくり、保育士の確保・定着に向けた支援の強化などにより、安心してこどもを生み育てられる社会、こどもたちが未来への希望を持てる社会の構築に取り組んでまいります。

加えて、「更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上」として、AI技術の活用や行政手続のDXを進めることにより県民の利便性の向上などに取り組むほか、県内中小企業の生産性を向上させる取組を推進し、人口減少下においても持続的な経済成長を実現する社会を目指してまいります。

次に、二つ目の柱は「激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え」です。

関係機関との強固な連結を推進する埼玉版FEMAの充実、緊急性の高い防災・減災対策事業の強化、水災害に備えるための流域治水対策の推進など、県全体の危機・災害対応力の更なる強化を図ってまいります。

第2に、『『日本一暮らしやすい埼玉』の着実な実現』です。

令和7年度は「埼玉県5か年計画」の4年目、総仕上

げの前年度となります。あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を確かなものとするため、様々な施策を着実に推進してまいります。

令和7年度当初予算案につきましては、ただ今申し上げました基本的な考えに沿って編成を行いました。

その結果、令和7年度の予算案の規模は、一般会計で2兆2,308億9,000万円、対前年度伸び率は5.2%の増となっております。

また、特別会計で1兆2,476億113万1千円、対前年度伸び率は2.0%の増、企業会計で2,233億119万6千円、対前年度伸び率は5.3%の増となっております。

さらに、1月28日に発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応を図るとともに、国の補正予算を活用し、エネルギー価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者への支援や防災・減災及び国土強靱化の推進等を図るための補正予算を編成いたしました。

〔令和7年度予算案の概要〕

次に、令和7年度予算案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

歳入の中心である県税につきましては、賃上げの影響に加え、令和6年度に行われた定額減税の終了に伴う個人県民税の増収及び堅調な企業業績を背景とする法人二税の増収等を見込み、前年度を742億円上回る8,794億円を計上いたしました。

また、地方交付税につきましては、地方財政対策における臨時財政対策債の皆減などを踏まえ、前年度の地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税と比較して151億円下回る2,820億円を計上いたしました。

県債につきましては、緊急性の高い防災・減災対策や公共施設の長寿命化改修などの投資的経費が増加する一方で、臨時財政対策債が皆減することから、前年度を115億円下回る1,687億円を計上いたしました。

また、財源調整のための基金につきましては、財源不足を補填するため、1,078億円を取り崩すことといたしました。

続いて、令和7年度予算案における主要施策の構成ごとに、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

1 歴史的課題への挑戦

（人口減少・超少子高齢社会への対応）

(1) 持続可能なまちづくりと経済成長の実現

まず、「歴史的課題への挑戦」の一つ目の柱である「人口減少・超少子高齢社会への対応」のうち「持続可能なまちづくりと経済成長の実現」です。

様々な業種・規模の企業やスタートアップなどの交流・

マッチングによりイノベーション創出を支援するため、本年の夏に「渋沢MIX」を開設し、オープンイノベーションの創出やスタートアップの成長支援、イノベーションを担う人材の育成を行ってまいります。

また、サーキュラーエコノミーを推進するため、リチウムイオン電池の広域回収・資源化モデルの構築のほか、取組が先行している大企業のニーズ調査などにより、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉によるマッチング支援を強化してまいります。

さらに、埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進するため、引き続き市町村への財政的・技術的支援などを行うほか、新たに、まちづくりに必要なノウハウを有する専門家を市町村に派遣し、地域まちづくり計画の策定を支援してまいります。

(2) 「こどもまんなか社会」の実現

次に「『こどもまんなか社会』の実現」です。

小学生から高校生までのこどもたちが県政に対して意見を表明する「埼玉県こども会議」を新たに設置し、そこで得られた意見を施策に生かしてまいります。

また、保育士の確保・定着を図るため、新卒保育士に対する就職準備金の貸付について3年間の勤務で返還が免除となる30万円の新たな貸付枠を創設するなど拡充を行うとともに、保育士がこどもを預ける際に保育料の半額を貸与し、一定期間の勤務で返還が免除となる貸付金について、支援期間をこれまでの1年間から保育料無償化の対象となる3歳に達するまでに延長いたします。

加えて、障害のある児童生徒の教育環境の充実を図るため、県東部地域及び県西南部地域において新たな特別支援学校を設置するとともに、和光南特別支援学校の校舎等の全面改築を行ってまいります。

(3) 更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上

次に「更なるDXの推進による県民サービスと生産性の向上」です。

企業の持続的な発展のため、受発注管理や在庫管理などの業務におけるノーコードツールの活用を促進するための実践型ワークショップを新たに実施するなど、埼玉県DX推進支援ネットワークを軸とした事業者のデジタル化のステージに応じた幅広い支援を行ってまいります。

また、AIを活用して学生等に適職診断に基づく業種・県内企業を提案するとともに、関連する企業説明会やインターンシップ等の情報を配信するシステムの構築により、学生等と県内企業の効率的かつ効果的なマッチングを促進していきます。

さらに、効率的な行政サービスの提供に向けて、県庁における個人用アシスタントAIの試行的な導入や全県立高校における定期考査及び入学選抜試験でのデジタル採点ソフトの導入など、DX第2段階として位置づけているデジタルイノベーションの取組を強力に推し進めて

まいります。

(激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え)

続いて、「歴史的な課題への挑戦」の二つ目の柱、「激甚化・頻発化する自然災害と新たな危機への強固な備え」についてです。

埼玉版FEMAをより一層充実させるため、これまで作成してきたシナリオのブラッシュアップを図るとともに、令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、新たに国のプッシュ型支援を想定した物流オペレーションの確立や通信途絶状況下での対応などの訓練を実施し、県全体の危機・災害対応力の強化を図ってまいります。

また、緊急性の高い防災・減災対策の強化として令和7年度が期限となっている財政上有利な地方債を積極的に活用し、橋りょうの耐震化や河川堤防の補強などを行ってまいります。

2 「日本一暮らしやすい埼玉」の着実な実現

次に、「『日本一暮らしやすい埼玉』の着実な実現」として、5か年計画における3つの将来像、12の針路に基づく主要な施策について御説明いたします。

(1) 災害・危機に強い埼玉の構築

まず、「災害・危機に強い埼玉の構築」についてです。

令和6年能登半島地震において、停電や通信ケーブルの断絶により通信障害が発生し、行政機関相互の情報共有が困難となったことを踏まえ、災害発生時の情報共有体制を強化するため、衛星通信機器を導入いたします。

また、県道における法面对策を進め、災害発生時の落石や土砂崩れによる孤立集落発生の防止を図るとともに、特定都市河川に指定された中川・綾瀬川流域において、新方川で新たな調節池の整備に着手するなど、流域治水対策を推進してまいります。

(2) 県民の暮らしの安心確保

次に、「県民の暮らしの安心確保」についてです。

サイバー空間における対処能力及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを強化するため、警察官を増員するとともに、ダークウェブ上の脅威情報を効率的に検索・分析するソフトウェアを導入し、被害の未然防止を図ってまいります。

また、民生委員の負担軽減や担い手確保を図るため、民生委員をサポートする協力員制度の導入やタブレットを活用した民生委員活動の効率化など、市町村の取組を支援してまいります。

(3) 介護・医療体制の充実

次に、「介護・医療体制の充実」についてです。

介護人材の確保のため、外国人介護人材の採用未経験施設に対して、ノウハウや優良事例を紹介するセミナー

や個別相談会等を行うとともに、採用時に介護事業所が登録支援機関等に支払う初期費用、資格取得や住宅確保に係る費用等への補助を行います。

また、地域医療提供体制の維持・強化のため、長時間労働を行っている医師のいる医療機関に対し、その是正のため医師を派遣する医療機関への補助を創設するとともに、地域の医療機関へ指導医等を配置し、地域医療に関する調査研究や人材育成支援をする大学に対する補助枠を拡充します。

(4) 子育てに希望が持てる社会の実現

次に、「子育てに希望が持てる社会の実現」についてです。

小学校への登校時間が保育所の預かり開始時間より遅いことによる、いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、小学校始業前の朝の時間に子どもを預かる場の整備に取り組む市町村を支援し、朝のこどもの居場所づくりのモデルを構築してまいります。

また、県営公園内の広場などに防犯カメラを増設し、犯罪から子どもを守るための環境整備を推進してまいります。

(5) 未来を創る子供たちの育成

次に、「未来を創る子供たちの育成」についてです。

不登校児童生徒の教育機会の確保や相談・指導の機会の充実を図るため、メタバース空間に児童生徒の新たな居場所や学びの場を創出し、一人一人の状況に応じた学習支援や相談支援を実施することで、児童生徒の社会的自立を支援してまいります。

また、地域産業を担う人材の持続的な育成及び輩出のため、県立工業高校への産学連携コーディネーターの配置や人材育成コンソーシアムの設置により、工業高校と企業・大学などとの持続的な連携体制を構築してまいります。

(6) 人生100年を見据えたシニア活躍の推進

次に、「人生100年を見据えたシニア活躍の推進」についてです。

50歳以上の埼玉都民向けに、リスクリングに向けた意識変容のきっかけとなるよう、通勤電車内での広報を行うとともに無料のセミナー及び基礎講座をオンラインで配信いたします。

また、埼玉未来大学にNPOや地域ビジネスの起業・運営を学ぶためのオンラインコースを新たに設置するとともに、受講生に対しコーディネーターによる伴走支援を実施してまいります。

(7) 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

次に、「誰もが活躍し共に生きる社会の実現」についてです。

運転手不足が課題である公共交通や物流分野におい

て、誰もが活躍できる職場環境を整備するため、女性専用のトイレ、更衣室、休憩室等の設置を行う事業者を支援してまいります。

また、重度心身障害者医療対策助成費の対象を、精神障害者保健福祉手帳2級所持者かつ自立支援医療受給者の精神科通院医療費まで拡充いたします。

(8) 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

次に、「支え合い魅力あふれる地域社会の構築」についてです。

酒やアウトドアスポーツなど本県の強みとなるコンテンツを生かした観光周遊促進に取り組むとともに、インバウンド誘致では、アメリカの富裕層や台湾の団体ツアー客などにターゲットを絞ったプロモーションを実施してまいります。

また、「未来の県庁の先行モデル」として位置付けている北部地域振興交流拠点の基本計画を策定するとともに、DX等の社会変革を踏まえた未来の県庁舎の再整備に向け、令和7年度及び8年度の2か年で基本構想・基本計画を策定してまいります。

(9) 未来を見据えた社会基盤の創造

次に、「未来を見据えた社会基盤の創造」についてです。

「あと数マイル・プロジェクト」の推進として、埼玉高速鉄道延伸の早期実現に向け、さいたま市との共同調査を実施するとともに、隣接都県との人や物の交流の活性化や災害発生時の迅速な避難や救援物資等の円滑な輸送のため、ミッシングリンクを解消し、幹線道路網の多重化を進めてまいります。

(10) 豊かな自然と共生する社会の実現

次に、「豊かな自然と共生する社会の実現」についてです。

本年5月25日に秩父ミュージックパークで開催する「第75回全国植樹祭」を成功させ、これを契機として、木材製品の使用を促進し、森林資源の循環利用を図る「活樹」に取り組む機運を高めてまいります。

また、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの推進を図るため、企業が主体となり希少種の生息環境の保全・管理を行う官民連携実践モデルを構築するとともに、埼玉県SDGs官民連携プラットフォームに分科会を新設し、更なる事例創出につなげてまいります。

(11) 稼げる力の向上

次に、「稼げる力の向上」についてです。

中小企業の人手不足に対応するため、省力化に資する機器等を導入する中小企業に対し、設備投資に要する経費を補助するとともに、宅配における再配達を削減し配送の効率化を図るため、集合住宅における宅配ボックスの設置に助成を行う市町村に対し、補助をしてまいりま

す。

また、デザインを活用した企業の価値向上や課題解決などを支援するため、産業技術総合センター内に「S A I T E C デザインイノベーションセンター」を設置するとともに、多様なデザイナーで構成する人材バンクを整備します。

(12) 儲かる農林業の推進

最後に、「儲かる農林業の推進」についてです。

イネカメムシによる水稻の被害への緊急対策として、地域で行う広域防除に係る経費の一部を補助するとともに、繁忙期における防除体制の強化を支援してまいります。

また、近年、夏の高温による水稻の被害が発生していることから、暑さに強い県育成新品種「えみほころ」の速やかな導入を図るため、安定生産技術の確立や、種子生産体制の整備に取り組みます。

さらに、県産木材の利用拡大を図るため、川上から川下の木材関連事業者が参画する県産木材情報共有システムの構築・運営を支援し、工務店等が県産木材をスムーズに調達できる新たな流通体制の整備を進めます。

次に、その他の議案のうち、主なものにつきまして、御説明申し上げます。

第23号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童虐待防止対策の強化等のため、知事部局の定数を94人、県職員採用試験制度の拡充のため、人事委員会事務局の定数を3人、下水道管の復旧工事及び再発防止対策等の推進のため、下水道局の定数を10人、それぞれ増員するものでございます。

第33号議案「埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例」は、埼玉県県民健康福祉村を都市公園法に基づく都市公園に変更するため、令和8年4月1日に廃止するものでございます。

第43号議案「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」は、県立高等学校12校の統合を行い、その名称の変更をするものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承を頂きたいと存じます。

〔国の補正等に伴う補正予算案〕

続きまして、第62号議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）」及び第63号議案「令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。

これらの補正予算案は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく補正予算に迅速に対応し、エネルギー価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者への支援や防災・減災、国土強靱化のための公共事業の追加などに要する経費を計上したものでございます。

一般会計の補正予算額は557億8,677万1千円で、既定予算との累計額は、2兆1,919億1,954万5千円となります。

また、水道用水供給事業会計の補正予算額は56億6,774万1千円で、既定予算との累計額は、1,065億6,602万2千円となります。

次に、第64号議案「令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

この補正予算案は、1月28日に発生した下水道管の破損及び道路陥没への対応に要する経費を計上したものでございます。

補正予算額は40億円で、既定予算との累計額は、919億480万円となります。

第62号議案から第64号議案につきましては、早期の事業執行が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただきますよう特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

（令和7年2月26日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

はじめに、第65号議案「令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）」の主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてです。

県税につきましては、個人県民税や法人二税などを中心に増収が見込まれることから、667億円の増額を計上しております。

地方消費税清算金につきましては、全国の地方消費税の増収が見込まれることから、約293億円の増額を計上しております。

地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の増収が見込まれることから、約233億円の増額を計上しております。

地方交付税につきましては、国の補正予算に伴い地方交付税総額が増額され、普通交付税の再算定を行った結果などにより、約336億円の増額を計上しております。

また、県債につきましては、臨時財政対策債の減額や事業執行に伴う調整により、合計で約177億円の減額を計上しております。

次に、歳出についてです。

公立小中学校等における情報機器の整備に要する原資について、国から補助金が措置されることから、公立学校情報機器整備基金に積み立てます。

また、国の総合経済対策に伴い、保育士や介護人材の修学資金貸付金に係る貸付原資等の財源として、県社会福祉協議会へ補助を行います。

公債費につきましては、執行見込額と既定予算額との調整を行うほか、満期一括償還に係る経費を計上しております。

給与費につきましても、執行見込額と既定予算額との調整を行います。

その他の経費につきましては、国庫支出金の確定や年度内の執行見込みに基づく事業量の増減などに伴う補正を計上しております。

なお、財源調整のための基金につきましては、本年度の収支の見通しを踏まえ、取崩しを一部中止することとし、その上で、県税収入額が地方交付税算定上の見込みを上回ったことに伴う後年度の普通交付税の精算への対応など、より安定した財政運営を図るため、財政調整基金に約539億円、県債管理基金に約124億円を積み増すこととしております。

歳入歳出予算以外では、年度内に完了する見込みが立たない事業に係る繰越明許費の設定などをお願いしております。

以上の結果、一般会計の補正予算額は、1,033億2,376万1千円の増額となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第5号、そして今回の補正予算第6号を合わせた累計額は、2兆2,952億4,330万6千円となります。

次に、その他の議案について、御説明申し上げます。

第66号議案から第76号議案までの11議案は特別会計について、第77号議案から第80号議案までの4議案は企業会計について、それぞれ事業量の確定などに伴い、所要の補正をお願いするものです。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[追加提案説明]

(令和7年3月21日)

はじめに、去る2月28日に「令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)」など3議案について御議決いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

八潮市内で発生した道路陥没事故への対応については、これまで私から直接、石破内閣総理大臣をはじめ、中野国土交通大臣、坂井内閣府特命担当大臣などに、財政的支援等の要望を行ってまいりました。

また、県議会の皆様におかれましても、「道路陥没事故に係る対応への支援を求める意見書」を全会一致で可決され、国に御提出いただきました。

国ではこうした本県の要望への対応を真摯に御検討い

ただき、去る3月18日に予備費による財政支援について、閣議決定を頂いたところです。

先日御議決いただいた補正予算を活用し、一日も早い救出及び復旧に向けた工事を進めてまいりましたが、事故現場の状況などを踏まえ、事業費の増額が必要であることから、国の予備費を活用した復旧工事等について追加の予算措置を講じるものでございます。

この結果、流域下水道事業会計の補正予算額は、50億円の増額となり、既定予算との累計額は、895億9,576万1千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

2月定例会における地方自治法第121条
第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕
副知事	堀光敦史
副知事	山崎達也
副知事	伊藤高
企画財政部長	中山貴洋
総務部長	三須康男
県民生活部長	島田繁
危機管理防災部長	犬飼典久
環境部長	石井貴司
福祉部長	細野正
保健医療部長	表久仁和
産業労働部長	目良聡
農林部長	横塚正一
県土整備部長	吉澤隆
都市整備部長	伊田恒弘
会計管理者	岩崎寿美子
公営企業管理者	板東博之
下水道事業管理者	北田健夫
教育長	日吉亨
選挙管理委員会委員長	長峰宏芳
人事委員会委員長	池本誠司
同事務局長	唐橋竜一
公安委員会委員長	加村啓二
警察本部長	野井佑一
同総務部長 (令和7年3月21日以降)	橋本昭文
労働委員会会長	青木孝明
同事務局長	山本好志
監査委員	間嶋順一
監査委員	小笠原薫子
同事務局長	西村朗
収用委員会会長	久保村康史
内水面漁場管理委員会会長	佐野元彦

質 疑 質 問

2月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党7人、民主フォーラム2人、公明党2人、無所属県民会議1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

代表質問

2月26日

自由民主党代表 田村琢実 議員
民主フォーラム代表 田並尚明 議員

2月27日

公明党代表 蒲生徳明 議員

一般質問

2月28日

自 民 飯塚俊彦 議員
民主フォーラム 飯細川威 議員
公 明 深谷颯史 議員

3月3日

自 民 須賀昭夫 議員
県 民 松坂喜浩 議員
自 民 美田宗亮 議員

3月4日

自 民 柿沼貴志 議員
自 民 横川雅也 議員
自 民 荒木裕介 議員

自由民主党代表

田 村 琢 実 議員



民主フォーラム代表

田 並 尚 明 議員



- 1 令和7年度埼玉県一般会計予算案について
- 2 効果・効率を高める行政改革について
 - (1) 自治事務の能動的推進について
 - (2) 埼玉県の基金の運用について
 - (3) DXの更なる推進を図る行政事務の棚卸しについて
 - (4) 彩の国さいたま人づくり広域連合について
 - (5) 建設関連提出書類の精査について
 - (6) 県職員の労務環境の改善に向けて
 - (7) 指定管理者の労務環境の改善について
 - (8) 県有施設の蓄積情報のデータ化について
 - (9) 電気工事業登録の業務委託について
- 3 県内経済の活性化について
 - (1) 労務単価の引上げについて
 - (2) 建設再生土の活用について
 - (3) 埼玉県の観光振興に向けて
 - (4) 全国都市緑化フェアの開催誘致について
- 4 県民の安心と安全を担保する医療の提供について
 - (1) 順天堂大学医学部附属病院の中止について
 - (2) 経営状況急変医療機関への支援について
- 5 県庁舎・県有施設の建替えについて
 - (1) 県庁舎の建替えの基本的方向性について
 - (2) 早急な建替えが必要な県有施設の更新について
 - (3) 県立図書館の建替えについて
- 6 魅力ある県営公園の創造について
 - (1) 県営公園の整備の見直しについて
 - (2) 大宮スーパー・ボールパーク構想について
- 7 誰もが暮らしやすい埼玉県の創造について
 - (1) 保育士処遇改善事業について
 - (2) 児童養護施設の課題と施策の必要性について
 - (3) 重度心身障害者医療費助成制度の拡充について
- 8 教育の時代変革への対応について
 - (1) 密室で起こる性的虐待の根本的解決に向けて
 - (2) 犯罪加害者にならないための教育の推進について
 - (3) 埼玉県郷土かるたの活用について
 - (4) 県立教育施設の照明設備LED化改修工事について

- 1 持続可能な財政運営について
- 2 知事の目指す埼玉県経済について
- 3 県のDXの取組について
 - (1) デジタルを活用した業務プロセス改革と県民サービスの向上について
 - (2) デジタルを活用した県民への情報発信の在り方について
 - ア プッシュ型による情報発信の強化について
 - イ GISを活用した効果的な発信について
- 4 埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業について
 - (1) 施設整備の目的について
 - (2) 事業手法について
- 5 順天堂大学附属病院等整備計画の中止について
- 6 働き手の確保について
- 7 介護人材の処遇改善と確保について
- 8 特別支援学校の環境改善とさいたま市との連携・協力について
- 9 教員確保のための課題について
 - (1) 教員の働き方改革について
 - (2) 教員不足への対応について
 - (3) 教員採用試験について
- 10 インターネットにおけるいじめや差別の撲滅について
 - (1) ネットリテラシーについて
 - (2) インターネットによる部落差別の撲滅について

公明党代表

蒲 生 徳 明 議員



- 1 予算案の中に、公明党の要望はどのように反映されたのか
- 2 知事の県づくりについて
- 3 県の防災対策について
 - (1) 埼玉県地域防災計画について
 - (2) 福祉関係者との官民協働について
 - (3) 災害発生時における避難所等の通信確保について
 - (4) 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用について

- 4 新たな感染症有事への備えについて
- 5 流域治水の取組の加速化について
- 6 「県医療的ケア児等支援センター」への全庁支援の在り方について
- 7 認知症支援について
- 8 超短時間雇用の積極的な活用について
- 9 コンテンツ産業の支援について
- 10 県のこども若者政策について
- 11 駐車許可について
- 12 県立特別支援学校体育館へのエアコン設置について
- 13 県立特別支援学校での防災の観点を入れた個別の教育支援計画と避難訓練について

自由民主党

飯塚 俊彦 議員



- 1 廃藩置県からの廃県置藩
 - (1) 廃県置藩とは
 - (2) 医療提供体制の充実に向けて
- 2 出会いから家族の誕生について
 - (1) 結婚支援の更なる推進
 - (2) 男性の不妊症
 - (3) 産科医療機関に対する支援
- 3 日本人女性初の海外飛行士・西崎キクと男女共同参画の推進について
- 4 口腔トレーニングの更なる推進について
- 5 障害者アートの魅力について
- 6 日本一おいしい埼玉のいちごについて
- 7 保護司に対する県の支援について
- 8 地元問題について
 - (1) 県道本庄停車場線の電線類地中化
 - (2) 県道花園本庄線バイパスの整備

民主フォーラム

細川 威 議員



- 1 地域医療と福祉の充実で誰もが安心して暮らせる埼玉へ
 - (1) 視覚障害者が地域で安心して暮らせる施策について

- ア 地域における歩行訓練施設の拡充について
- イ 視覚障害者支援団体への支援策について
- ウ 視覚障害者の方々の環境整備について
- (2) 埼玉県内の公立病院が直面する課題について
- (3) インフルエンザ等治療薬の備蓄について
 - ア 備蓄治療薬の廃棄状況と配布体制について
 - イ 備蓄治療薬の有効的な活用方法について
- 2 子どもたちの未来を広げる教育環境と新しい学びの導入
 - (1) 生徒の未来を考えたA Iの活用と安全対策について
 - (2) すべての生徒が快適に使える県立学校のトイレ環境の整備について
 - (3) 中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する進捗と課題解決について
- 3 市町村との連携による道路標示や路面表示の設置と管理の効率化について
 - (1) 効率的な道路標示、路面表示の設置と修繕について
 - (2) 路面標示等が見にくくなった時の通報方法について
- 4 パートナーシップ構築宣言の拡充と支援について
- 5 地元問題
 - (1) 都市計画道路浦和野田線の整備について
 - (2) 越谷市内の調節池整備と安全対策について

公明党

深谷 顕史 議員



- 1 地域医療の在り方について
 - (1) 順天堂大学附属病院整備計画の中止に伴う対応について
 - (2) 埼玉県医師育成奨学金について
 - (3) 医師の働き方改革のスタートによる地域医療への影響について
 - (4) 提供すべき医療の形を明確に示すことについて
 - (5) 寄附講座運営支援事業と長時間労働医療機関への医師派遣支援について
- 2 偽・誤情報対策について
 - (1) オリジネーター・プロファイル(OP)について
 - (2) 埼玉版FEMAによる感染症対応訓練での取組について
- 3 ドクターヘリの安全確保と支援ヘリとの連携について
- 4 大人のがん教育の推進について
- 5 建設業における働き方改革の推進について
 - (1) 県の建設工事における取組について
 - (2) 市町村支援について
- 6 視覚障害者に配慮したバリアフリー対策の推進につ

いて

7 地元問題

- (1) 県道川越所沢線の今福交差点の渋滞対策について
- (2) 県道川越越生線の整備について
- (3) 川越市内における新河岸川の河川改修について

自由民主党

須賀 昭 夫 議員



- 1 未来のための持続可能性確保について
 - (1) 施設への新たな投資や既存施設の長寿命化改修の費用について
 - (2) 施設の見直しについて
 - (3) 未来の県庁組織の在り方について
- 2 県税の税収確保について
 - (1) 県税の現状認識について
 - ア 埼玉県税の伸びについて
 - イ 埼玉県の特徴を踏まえた課題について
 - (2) 今後の取組について
 - ア 個人県民税の徴収対策について
 - イ 人口の多い市での徴収対策について
- 3 高校生の中途退学防止について
 - (1) 中途退学防止策について
 - (2) 基礎学力に課題を抱える生徒の支援について
- 4 県立高校における外部機関と連携した出前講座の実施について
 - (1) 出前講座の意義について
 - (2) 出前講座実施に向けた働き掛けについて
- 5 ジェンダー視点による避難所運営について
- 6 農地と平地林の維持・保全について
 - (1) 優良農地の維持・確保について
 - (2) 市町村の森林環境譲与税の取組について
 - (3) 平地林の保全について
- 7 特定外来植物への対応について
 - (1) 県内への侵入状況について
 - (2) 県内への情報発信について
- 8 文化財の保存と活用について
 - (1) 文化財を守り伝える意義について
 - (2) 次世代への継承について
 - (3) 所有者の支援について
- 9 河川の雑草刈払いについて

無所属県民会議

松坂 喜 浩 議員



- 1 埼玉医科大学との「保健医療に係る連携に関する協定」について
- 2 民生委員・児童委員の確保について
- 3 現役世代のがん患者などに対する雇用支援について
- 4 保育園などにおける、いわゆる「気になる子」への支援について
 - (1) 気になる子の判定について
 - (2) 障害児保育への支援について
- 5 50歳以上の带状疱疹予防接種（ワクチン）の補助について
- 6 部活動の地域移行による参加者費用負担について
- 7 看護師・准看護師の育成について
 - (1) 奨学金制度について
 - (2) 医師会立看護師・准看護師養成所への支援について
- 8 児童・生徒の悩み解消について
- 9 移住促進について
- 10 県営公園への災害時にも利用できるトイレの設置について
- 11 地域包括支援センター委託費について
- 12 高齢者が地域で働ける場の確保と活用企業への支援について
- 13 地元問題について
 - (1) 市野川の整備について
 - (2) 都市計画道路本町通線の整備について

自由民主党

美田 宗 亮 議員



- 1 公立中学校の部活動改革のこれまでと今後について
 - (1) 部活動改革の進捗に関する評価について
 - ア これまでの評価について
 - イ これからの評価について
 - (2) 部活動の地域展開による新たな価値の創出について
 - (3) 次期企画に対する本県の見通しについて
 - (4) 現行計画後の取組について
- 2 教員不足について
 - (1) 吉川市の事態を踏まえた今後の対応について

- (2) 教員に対するサポートについて
- 3 介護職員の人材不足について
 - (1) 指標を意識した需給ギャップを埋めるための取組について
 - (2) 人材流出を防ぐための取組について
- 4 コミュニケーション力向上におけるeスポーツの活用について
- 5 地域公共交通を維持・確保するための取組について
- 6 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の施行状況について
- 7 都市計画道路三郷流山線について
 - (1) 都市計画道路三郷流山線の延伸について
 - (2) 三郷流山橋有料道路の利用促進について

自由民主党

柿沼貴志議員



- 1 埼玉県の未来を見据えた教育環境整備について
 - (1) 県内小中学校の統廃合と義務教育学校・小中一貫校の推進について
 - (2) 人口の南北格差について
- 2 公立中学校の部活動改革について
 - (1) 学校の働き方改革の進捗と今後の方向性について
 - ア 市町村立中学校における目標の達成状況について
 - イ 学校部活動におけるDXの進捗について
 - ウ 今後の取組について
 - (2) 中学校の部活動改革の方向性について
 - ア 2つの課題について
 - イ 具体的な課題解決の糸口や方向性について
 - (3) 部活動改革に伴う地域クラブ活動への移行等に関する県民への理解促進について
 - ア 県民への理解促進に対する方策の周知について
 - イ 地域の実情に応じた取組について
- 3 埼玉県警察本部庁舎の独立化について
 - (1) 現庁舎の課題認識について
 - (2) 安全保障上の課題について
 - (3) 大規模災害等への対応
 - (4) 市民サービスの拡充について
- 4 ギャンブル等依存症対策について
 - (1) 中高生への予防教育について
 - ア 普及啓発ポスターについて
 - イ 講習の開催について
 - ウ 講習に当事者や家族の視点を取り入れることについて
 - エ 普及啓発の取組について
 - (2) ギャンブル依存症者に対する相談支援について

- ア ギャンブル依存症に悩んでいる人や家族への相談支援について
- イ 支援団体や関係機関との連携強化について
- ウ ギャンブル依存症対策の充実について
- 5 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常勤化と更なる支援体制について
 - (1) 令和3年及び5年議会での指摘を受けた進捗について
 - ア SC・SSWの配置拡充に係る取組について
 - イ 相談体制の充実に係る取組について
 - (2) SSWの常勤化による継続的支援体制の構築について
 - (3) 孤独・孤立化対策に向けた切れ目のない支援情報の連携
- 6 災害時の社会的弱者への支援について
 - (1) 災害時の避難支援マニュアルについて
 - (2) 福祉避難所の開設訓練について
- 7 新規就農促進について
- 8 地元問題ー県道佐野行田線バイパス整備についてー
 - (1) 都市計画道路北部幹線の国道122号桑崎（北）交差点の東側の状況について
 - (2) 都市計画道路北部幹線の国道122号桑崎（北）交差点の西側の整備について

自由民主党

横川雅也議員



- 1 埼玉県庁のDXの推進の目的と成果検証について
 - (1) 県庁におけるDX推進の目的について
 - (2) 労務環境改善に繋がるDX推進計画へ
- 2 埼玉県庁職員の労務環境改善と人事について
- 3 広域的なエリアで取り組む公共交通政策への支援について
- 4 福祉事業所等による不正請求防止対策について
 - (1) 県の責任と役割について
 - (2) 国や市町村と連携した不正防止策について
- 5 埼玉県の医療、介護、保育人材の確保策について
 - (1) 埼玉県の人材確保へ向けた独自施策について
 - (2) 看護師・准看護師養成所への支援について
- 6 「ユースセンター」「ユースクリニック」の設置と活動支援について
- 7 地元問題について
 - (1) 都市計画道路本町通線と周辺の道路環境整備について
 - (2) 開平橋周辺の荒川堤防整備と堤防上を通る県道平

- 沼中老袋線の拡幅整備について
- (3) 吉見町大和田地区の産業誘導地区周辺の安全対策について
- ア 公的開発による周辺への影響と安全確保策について
- イ 産業地区開発の進捗を注視した県道整備への備えを

自由民主党

荒木 裕 介 議員



- 1 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について
- (1) DXによる県民サービスの向上について
- (2) 知事のリーダーシップについて
- 2 県庁職員のコンプライアンスについて
- (1) 県庁の内部通報制度の敷居について
- (2) 内部通報制度の対象範囲について
- 3 県立学校等における体罰について
- (1) 不祥事による教員の処分状況について
- (2) 不祥事案の共有について
- (3) 早期発見に向けた取組について
- (4) 体罰の再発防止に向けた取組について
- 4 屋外広告物条例について
- (1) 県の屋外広告物条例と市の屋外広告物条例の違いについて
- (2) 屋外広告物の設置許可について
- (3) 屋外広告物の安全面の配慮・対策について
- 5 太陽光パネルのリサイクルについて
- (1) 取組状況について
- (2) 今後の取組について
- 6 県立浦和工業高校等の跡地活用について
- (1) 特別支援学校設置に向けた地元市との協議について
- (2) 県立浦和工業高校跡地の活用について
- ア 地元まちづくり協議会の提案について
- イ 避難所の継続について
- ウ グラウンド等の貸出しについて
- (3) 跡地の活用に向けた地元協議会等との意思疎通について
- 7 鴻沼川と鴨川の治水対策について
- (1) 老朽化した鴻沼排水機場
- (2) 雑草の刈払いと雑木の伐採について
- (3) 鴻沼川と鴨川の流域治水について

委員長報告

[目 次]

常任委員会

企 画 財 政	29
総 務 県 民 生 活	30
環 境 農 林	30
福 祉 保 健 医 療	31
産 業 労 働 企 業	32
県 土 都 市 整 備	33
文 化 教 育	34
警 察 危 機 管 理 防 災	36

特別委員会

予 算	37
5 か 年 計 画 等	39
自然再生・循環社会対策	42
地方創生・行財政改革	43
公 社 事 業 対 策	43
少子・高齢福祉社会対策	44
経 済 ・ 雇 用 対 策	45
危機管理・大規模災害対策	45
人材育成・文化・スポーツ振興	46

企画財政 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「八潮市の県道陥没事故の復旧工事費用として下水道局が40億円の補正を計上しているが、今後復旧を進める中で、費用が増大した際の財源措置についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「今回の事故は、今後も多額の費用が見込まれるため、知事が内閣総理大臣などに対して、直接、技術的支援と財政支援を求める要望を行った。今後、国の財政支援の動向や、流域下水道事業会計の収支状況を踏まえ、下水道局と連携をしながら国庫補助金などを活用して、可能な限りの措置を検討していく」との答弁がありました。

また、「物価高騰対策に係る一時支援金の支援期間は、前回6か月であったが、今回3か月となった理由は何か」との質疑に対し、「支援金の積算は、前回の支援時とほぼ同様で、主に国の物価高騰対策直前と直近6か月間の小売物価統計調査などに基づく平均価格を比較し、算出された物価上昇額を基礎として積算している。今回、本県の配分額は、前回より20億円ほど増額しているが、電気料金が大幅に増えた影響を受け、低圧電気に対する経費も新たに支援対象としたことなどに伴い、支援期間は3か月相当分となった」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第23号議案について、「職員定数の増員において、単発的な事業が終了した後、増員した職員の受皿は明確に決まっているのか。また、下水道局の定数は、増員後の121人で十分であるのか」との質疑に対し、「ねんりんピックの開催に対応するため15人を増員しているが、令和8年11月の大会後には、残務の状況を見ながら、喫緊の課題がある別の業務に割り当てるなど、時期を見ながらしっかりと査定していく。また、下水道局では、道路陥没事故等を踏まえ10人を増員し、復旧工事と再発防止対策等のため、本課と各事務所に配置する。今後も、復旧工事の状況を見ながら、しっかりと進捗が図れるように定数の措置を検討していく」との答弁がありました。

次に、第51号議案について、「包括外部監査制度は、内部監査より広い視点で県の業務執行を見る役割が期待されるが、テーマ選定も含めて、狙いどおりの効果が出ているのか」との質疑に対し、「監査テーマは、監査人自らの判断で決定するが、必要に応じて、本県の現状などの事前説明を行い、監査委員との意見交換を実施した上で決定していることから、県行政に対する有効性は確保していると考えます。また、現在の社会情勢等の変化を捉えた指摘や意見が業務に生かされており、令和5年度の『男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行』の監査では、達成困難な目標に対し、新たな施策の実施を検討すべきとの意見を受け、好事例の情報発信など新たな取組を進めている」との答弁がありました。

次に、第68号議案について、「埼玉県ふるさと創造資金は、約8億5,000万円の不用額が出ているが、今後、更に市町村に活用されるために、どう取り組んでいくのか」との質疑に対し、「毎年度、市町村から意見を伺い、適宜制度の見直しを行っている。例えば、小規模な事業にも活用したいとの意見を踏まえ、補助下限額の引下げを行ったほか、地域活性化のため、平成30年度から移住促進を支援するメニューを追加している」との答弁がありました。

このほか、第22号議案、第24号議案及び第65号議案についても活発な論議がなされ、第66号議案及び第67号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、執行部から「北部地域振興交流拠点基本構想（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 松 井 弘



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 高橋 稔 裕



〈急施議案〉

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち総務部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「私立学校における光熱費等の価格高騰の影響を緩和するため、前回も同様の補助を実施していたが、今回の単価は物価高騰に対してどのように対応しているのか」との質疑に対し、「前は補助対象でなかった低圧電力も、今回は補助対象となっている。また、単価を算出する基となる物価上昇率は、例えば高圧電力は、前回14.3%だったものが、今回は18.4%となっており、それらを反映した単価となっている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 関根 信 明



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第27号議案について、「ワークライフバランスが叫ばれている中で、フレックスタイム制を職員がもっと柔軟に取得できるように環境を整えていくべきである。法律の一部改正や人事委員会の報告があったから改正するというのではなく、根底にある部分をどのように理解し、あるべき姿をどう考えているのか」との質疑に対し、「DXが進む中で、職員がいかに働きやすく、どうすれば働き方を柔軟に変えていけるの

かを考えている。できるだけ様々な制度を用意し、その中で職員が最適な制度を選択できるよう、雰囲気づくりやお互いが理解し合えるような職場環境づくりを進めていく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第52号議案について、「指定管理者を公募したのにもかかわらず、応募があったのは現在の指定管理者のみであったとのことだが、その原因についてどのように考えているのか。また、応募者を増やす取組はどうか」との質疑に対し、「現地説明会には5者の参加があり、説明会後にも募集要項に対する質問があるなど事業者の関心は高かったが、結果的に応募は1者のみであった。応募しなかった事業者に対してアンケート調査を実施したところ、施設管理以外の文化振興などの業務についての提案が課題とのことであった。また、応募者を増やす取組として、一般社団法人指定管理者協会に対して、会員向けホームページに掲載を依頼したほか、指定管理者として想定される業界の関係団体に対しても周知を行った」との答弁がありました。

このほか、第25号議案、第26号議案、第46号議案、第47号議案、第65号議案及び第76号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第27号議案に反対の立場から、「1日7時間45分、週38時間という労働時間や長時間労働から労働者を守るという労働法制の原則が形骸化するおそれがあることなどから、反対である」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第27号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和7年度地方税制改正案の概要について」、県民生活部から「屋内50m水泳場整備運営事業の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち環境部関係及び農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、「中小企業等カーボンニュートラル促進事業費に関して、令和5年12月定例会の補正予算では、3日間の受付期間を設けて、その期間中に予算額に達した場合は抽せんだったと思うが、今回の募集方法はどうか」との質疑に対し、「前回同様に、応募が集中した場合に備え、最初の3日間は全ての申請を受け付け、予算額を超えた場合は抽せんを行う。予算額を超えなかった場合は、先着順で募集を継続し、予算額を超えた日の申請については抽せんでは審査対象者を決定したいと考えている」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、「農産物等輸出拡大施設整備事業について、民間事業者に補助するとのことだが、補助の具体的な内容と効果は何か」との質疑に対し、「長距離輸送時に害虫の発生を防止したり、品質の低下を抑える窒素ガスの充填が可能な包装機の導入と、輸出用の輸送パレットへのコメ袋の積み込み作業を自動で行う設備の導入である。効果としては、輸出額で約1億円、輸出量で約260トンの増加を見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 宮 崎 吾 一



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第65号議案について、「脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費の減額補正の理由について、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る市町村への補助金が国庫補助金の採択により見込みを下回ったためとのことだが、国庫補助金とのすみ分けはどのようなになっているのか」との質疑に対し、「市町村のプロジェクトに位置付けられた事業の実施に当たっては、まずは活用可能な国庫補助や既存の県補助等を優先的に活用してもらうこととしており、エントリー市町村ごとに設けた事業化支援チームが、これらのメニューに

ついて積極的に提示・助言している。その上で、ほかの補助金の要件に適合しない場合や採択されなかった場合に本補助金が活用できるよう、柔軟な要件としている」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第65号議案について、「減額補正する事業について、事業計画や進捗に影響はないのか」との質疑に対し、「減額補正の額が大きい三つの事業を挙げると、『農地防災事業費』は、国からの割当額に合わせて、事業計画の見直しを行った上で事業を進めるとともに、国の経済対策の補正予算も活用して進捗を図っている。『林業・木材産業構造改革事業費』は、要望を取り下げた事業体があったが、事業計画を見直して再度国への要望を検討している。『米麦産地育成対策費』は、現場からの要望件数や内容が確定したものであり、現場の実態に沿った予算になった」との答弁がありました。

このほか、第28号議案、第29号議案、第53号議案及び第54号議案についても活発な論議がなされ、第72号議案については、執行部から詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 千 葉 達 也



〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「介護・障害福祉分野の人材確保・職場環境改善補助事業は、処遇改善加算を取得している事業所が対象だが、事業所の加算未取得の割合はどのような状況か。また、加算未取得の事業所に対して、加算を取得できるような支援を行っていくのか。さらに、今回、加算未取得で対象とならない事業所に、県として別の支援を考えているのか」との質疑に対し、「本年1月1日時点の加算未取得の割合について、介護事業所は約10%、障害福祉サービス事業所は約18%である。これ

までも未取得の事業所に対しては、社会保険労務士等の専門家を派遣し取得の支援を行ってきた。加算の取得を希望する事業所には、きめ細かに対応していく。また、別の形での補助は考えていないが、専門家の派遣や事業所からの問合せの対応を丁寧に行っていく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「医療提供施設等光熱費等高騰対策支援事業は、令和5年12月定例会でも補正を行ったが、前回の効果等を踏まえて、今回はどのように行っていくのか」との質疑に対し、「前回、医療提供施設からの申請率は、病院が100%、有床診療所が85.9%などニーズの高い支援であった。現在の光熱費等の物価高騰に対しても、県の継続的な支援を要請する声が上がっていることから、改めて補正予算を計上した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 逢澤 圭一郎

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第30号議案について、「民生委員の定数を増員するということだが、協力員制度を設けることで、民生委員のなり手不足の解消につながるのか。また、協力員は、民生委員と同等程度の人数とするのか」との質疑に対し、「民生委員は、活動の負担が重く4割が一期3年で辞めている。活動を補助する協力員を置くことで、業務が分担され、負担軽減が図られ、後継者の育成についても期待できる。また、協力員の人数については、民生委員の欠員状況、地域の実情に応じて市町村が判断し、必要なところに配置される」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第48号議案について、「PCR検査等無料化事業補助金の財源は全額国庫であるが、事業者から補助金の返還がなされなかった場合に、国庫への返還金は県が負担するのか」との質疑に対し、「国からは、回収の見込みがない場合、県が速やかに国

庫返還手続を検討するよう示されている。他県において回収不能となった事例を確認しているが、現在、国へ返還した事例は確認されていない。回収不能となった場合の国庫財源の取扱いについては、関係自治体と連携し、県に経済的な負担が生じないように、国と協議をしていく」との答弁がありました。

このほか、第32号議案、第33号議案及び第65号議案についても、活発な論議がなされ、第31号議案、第70号議案及び第71号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第33号議案に反対の立場から、「健康増進目的の施設を減らすのではなく、市町村と連携して、県として積極的に健康づくりを推進すべきである」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第33号議案については多数をもって、第30号議案ないし第32号議案、第48号議案、第65号議案、第70号議案及び第71号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「抗インフルエンザウイルス備蓄薬に係る内閣感染症危機管理統括庁が作成した令和6年8月30日決裁のガイドラインへの対応について」質問が行われました。

その中で、「季節性インフルエンザ等の発症後、可及的速やかにタミフル等の薬を投与することとなっている。来年度は、備蓄薬の放出方法を検討することだが、遅くとも48時間以内に現場に届く体制とするのか」との質問に対し、「来年度新たに設置する検討会において、市場の流通量を確認すること、放出に当たっての基準を確認すること、医療機関や必要な機関に届ける放出のスキームの3点を主な課題として検討すべきと考えている。そこで定めた内容については、訓練を行い、対応力を高めることで、実効性の担保も図っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 杉田 茂実



〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第62号議案について、「トラック運送事業者への支援について、貨物自動車は1台20,000円、貨物軽自動車は1台7,000円という補助単価の算出根拠は何か」との質疑に対し、「燃料価格の高騰は、国の補助金である程度抑えられてきたが、補助金が段階的に縮小された影響で高騰している。今後も段階的に補助金の縮小が見込まれるなど不確定要素が多いこと及び直近の高騰状況を勘案し、前回と同額とした」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第63号議案について、「事業の前倒しによる工事費の増とあるが、どのような工事を前倒しして行うのか」との質疑に対し、「吉見浄水場拡張関連整備Ⅱ期事業では、災害時のリスクを分散するため、東松山第二幹線と呼ばれる送水管整備を進めている。今回の補正予算は、この進捗を図るもので、口径1,100ミリメートルの水道管路を地中に埋設する15の工事を行う予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 鈴木 正 人



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第65号議案について、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の入札が2回不調になった理由は何か。また、今回の対応策についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「設計図書の閲覧等があった建設業者にヒアリングを行った結果、本センターのような大規模工事の場合、複数の技術者を事前に確保する必要があるが、この時期にほかの受注工事があり、技術者を確保できないことが入札に参加できなかった理由と聞いている。また、技術者確保のた

め、早めに発注情報を提供してほしいとの要望があったことから、今回の工事発注時期の見通しを既に入札情報公開システムで公開している」との答弁がありました。

また、「彩の国新産業創出研究開発推進事業費の約半分が減額となっているが、理由は何か」との質疑に対し、「国や民間団体などの補助金を活用する外部競争的研究費による研究が予算の大部分を占めているが、申請の結果不採択となった研究が生じ、その額が大きくなったことが主な理由である」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第79号議案について、「継続費の補正について、調整池の地下水対策工事に伴う事業期間の延長とあるが、立地企業への引渡しも伸びるのか。また、ほかに何か影響が出ることもあるのか」との質疑に対し、「立地企業へは3月の引渡しを予定していたが、行田地区は4月に、鴻巣地区は4月から順次引渡しを行う予定である。4月から工事を着工したい企業に対しては、予定どおり着工できるよう対応することとしているため、企業への影響はないと考えている」との答弁がありました。

このほか、第78号議案についても活発な論議がなされ、第38号議案及び第77号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 深谷 顕 史



〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第62号議案について、「社会資本整備総合交付金（公園）事業費で、さきたま古墳公園の整備について、具体的にどのような事業を実施するのか。また、期待される事業効果はどのようなものか」との質疑に対し、「防災・減災・国土強靱化の推進のため、雨水側溝、污水管、電線管の埋設を順次進めていく。事業効果は、現在進めている6.5ヘクタールの事業を、より早期供用ができることである」との答弁がありました。

次に、第64号議案について、「流域下水道事業会計の今回の補正予算は応急対応と認識しているが、今後の恒久的な対策工事の予算を計上する時期はいつか。また、計上のために必要な要素をどのように考えているのか」との質疑に対し、「今後の抜本的な対策工事については、今回の事故の発生状況、維持管理性やリダンダンシーの確保などについても考慮の上、計画の検討や設計を丁寧に進める必要がある。計画の検討などが済み次第、しかるべき時期に予算計上したい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 小 川 直 志



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第55号議案について、「県内には急傾斜地が数多くあるが、県はどのような箇所から対策に取り組むのか」との質疑に対し、「急傾斜地の対策は土地の所有者等が行うことが基本となっているが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、土地所有者等において対策工事を行うことが困難な場合に限り、県が所有者に代わって対策工事を行うことができる。県では、避難場所等が立地している、又は斜面勾配が30度以上、斜面高さが10メートル以上で、公共施設若しくは人家10軒以上の保全対象のある急傾斜地について、優先的に事業を実施している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第34号議案について、「さいたまスーパーアリーナの利用料金が上がることによる稼働率に対する影響をどのように想定しているか。また、競合施設との比較に関してはどうか」との質疑に対し、「利用料金の改定に当たっては、休日の利用料金を値上げする一方、平日の利用料金は据置きとしている。競合施設との均衡や需要に応じたメリハリを付けた施設利用料金の改定を行うことによって、施設稼働率への影響を最小限に抑える。また、競合施設との比較について、例

えば横浜アリーナとも十分均衡がとれる範囲である」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第80号議案について、「埼玉県流域下水道事業会計の収益的収支が約45億円の赤字となっているが、経営上の見解はどうか」との質疑に対し、「令和6年度の赤字額は、これまでの黒字の累積である繰越利益剰余金で補填する。エネルギー価格の高止まりや物価高騰などにより、厳しい経営環境が続いているほか、八潮市の道路陥没事故に対応するため多額の支出も見込まれ、下水道事業の継続に大きな影響が出る可能性があることに、強い危機感を持っている。一方、収益の半分を占めるのが維持管理負担金であるが、令和7年度から、荒川左岸南部流域下水道など、大規模な三流域の単価を増額改定するため、今後収支は改善すると見込んでいる」との答弁がありました。

また、追加提出された第81号議案について、「総事業費90億円となったが、具体的に工事のどの部分に充当されるのか」との質疑に対し、「破損した下水管から汚水をう回させるための仮排水管の整備や、キャビン救出のための入口の設置、破損した下水道管の復旧などである」との答弁がありました。

このほか、第35号議案、第37号議案、第49号議案、第50号議案及び第65号議案についても、活発な論議がなされ、第36号議案、第39号議案、第73号議案及び第74号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案13件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から、「大宮スーパー・ボールパーク基本計画(エリア全体)案について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



〈急施議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち教育局関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「学校給食費等への補助について、補助の対象

となる学校はどのくらいあるのか」との質疑に対し、「夜間の定時制高校13校、伊奈学園中学校、特別支援学校27校の計41校である」との答弁がありました。

また、「支給対象月数を3か月相当とした理由は何か。また、どのような形で保護者の負担が軽減されるのか」との質疑に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の県への配分限度額を最大限に活用するために、全庁的に物価上昇率の積算の考え方を統一し、一時支援金の対象月数を3か月相当としている。また、保護者への負担軽減としては、年度末も迫っていることから、基本的に返金の形で考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 阿左美 健 司

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第43号議案について、「県立高等学校の再編整備に伴い、12校を6校に統合することだが、それぞれどちらの校舎を使うのか。また、どのような基準で選んだのか」との質疑に対し、「和光国際、岩槻、秩父、越生、八潮南、大宮工業の各高等学校にそれぞれ新校を設置する。選定については、これまでの生徒の募集状況や交通の利便性を考慮して判断した」との答弁がありました。

次に、第44号議案について、「仕事と育児・介護の両立支援制度の拡充等について、小学校就学時までのこどもは、風邪をひいたりするなど制約がある中で、なるべく近い職場で働きたい先生も多いが、異動希望を出しても、様々な理由で受け入れてもらえない。先生が長く働くためにも、この制度はもっときちんとすべきだと思うがどうか」との質疑に対し、「働きやすい勤務環境を整備することは重要であり、制度が浸透するよう周知していく。特に人事配置について、通勤時間は非常に重要であることから、改めて市町村に対して、本人の希望をしつかりと聞き取って配置できるように伝えつつ、県も一緒に工夫していく」との答弁がありました。

このほか、第40号議案ないし第42号議案及び第65号議案についても活発な論議がなされ、第75号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第44号議案に反対の立場から、「フレックスタイム制の導入によって、1日8時間、週40時間の労働基準法の原則が形骸化されるため反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、第44号議案については多数をもって、第40号議案ないし第43号議案、第65号議案及び第75号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「新埼玉県立図書館について」及び「男女別学校の共学化に関するアンケート調査や地域別意見交換会について」質問が行われました。

その中で、「図書館などの資料が分散している状況から、効率性を考えて一館に集約していくことは一つの方策だが、具体的な姿はまだ見えていない。新しい県立図書館の方向性や検討状況はどうか」との質問に対し、「今年度は、サービス実施上の視点を整理した上で、場所を含めた施設整備の考え方をまとめた。来年度は、具体的なサービスや施設整備の詳細について策定する予定である」との答弁がありました。

また、「県立図書館と市町村立図書館の違いをどのように考えるのか」との質問に対し、「県立図書館は、県民に対する直接サービスの実施に加えて、市町村立図書館の運営支援や連絡調整などの実施により、県内全域の図書サービスの向上に資する役割を求められている」との答弁がありました。

また、「効率化やコンパクトやDXばかりではなく、もっとこどもたちが夢を育むような図書館が必要である。いろいろな利用者に報いるような県立図書館を目指していただきたいがどうか」との質問に対し、「血の通った優しい図書館にしてほしいという趣旨と受け止めた。今後の県立図書館と市町村立図書館の役割なども考慮しつつ、今後、検討してより良い図書館を作っていく」との答弁がありました。

次に、「男女別学校の共学化について、定例記者会見で、アンケートや意見交換会を行っていくという趣旨の発言が教育長からあったが、意見交換会で出たこどもたちの意見を施策に反映させることが大事である。こども・若者基本条例において若者とこども等の意見を聴取することになっているため、若者やこどもの意見を重視する必要があると思うがいかがか」との質問に対し、「共学化を推進するに当たっては、生徒の意見も含め、県民の意見を丁寧に把握し、頂いた意見も参考に、今後の県立高校の在り方について、総合的に検討する」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、予算特別委員会の附

帯決議に関連して「魅力ある県立高校づくりの方針（案）について」及び、「埼玉県特別支援教育推進計画（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第62号議案のうち危機管理防災部関係の議案1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業費について、これまでの補助事業の経験を踏まえて、見直した点や工夫した点はあるのか。また、システム改修経費について、既に補助を受けた事業者も対象となるのか」との質疑に対し、「申請時に事務負担が大きいという声があったため、添付書類の省略を行う。また、実績報告の期間を2週間ほど延長する。さらに、問合せフォームを作成し、24時間問合せができるようにして、負担軽減を図っていく。また、システム改修経費については、既に補助を受けた事業者も対象になるが、前回とは異なるシステム改修に対して補助を行う」との答弁がありました。

また、「過去の補助事業について、対象事業者のうち、補助事業を実施しなかった事業者数はどの程度か。また、対象者全てが恩恵を受けられるよう、事業者に対してどう働き掛けるのか」との質疑に対し、「補助を行わなかった事業者は、全体で約960事業者のうち63者となる。それらの事業者に対しては、文書などを送付して協力を呼び掛けている。今回は、少し事務負担を軽減したので、それも含めて、協力いただけるよう強く働き掛けていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採択いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 柿 沼 貴 志



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第45号議案について、「警察官175名の増員となるが、どのように配置するのか。また、サイバー犯罪や特殊詐欺などへの対応が急務だと思うが、今回の増員によって、どのような効果が期待できるのか」との質疑に対し、「今回の増員は、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り強化を図るため、警察本部及び警察署の関係部門に配置する。また、増員によって、本県警察官1人当たりの人口負担が636人から626人に軽減されるほか、刑法犯認知件数の負担も、4.31件から4.24件に軽減される」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第65号議案について、「大規模災害市町村等繰替支弁費負担金について、令和6年能登半島地震による被災県への応援費用、避難者の受入費用の増額とあるが、具体的にどのような内容だったのか」との質疑に対し、「被災県への応援費用については、県内の市町村等が応援をした費用で、食料やトイレトレーラー等の派遣費用、飲料水の供給費用などである。また、避難者の受入費用については、避難者に提供した県営住宅の家賃相当額などである」との答弁がありました。

このほか、第69号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「『埼玉県消防広域化推進計画改定（案）』のその後について」質問が行われました。その中で、「県民コメントや市町村への意見照会結果を踏まえて、4月以降の計画をどうするのか」との質問に対し、「八潮市の道路陥没事故を受けて、同様の事案に対応できる消防の規模を検討する必要がある。計画の改定については、八潮市の事案の検証結果を踏まえた上で、改めて一から検討する」との答弁がありました。

また、「指令の共同運用と消防広域化は別物と認識しているがどうか。また、広域化のブロック割りは、医療

圏に合わせるべきではないか」との質問に対し、「国からは、指令の共同運用をきっかけに広域化が進んだ事例があると聞いており、県としても、指令の共同運用は一つのきっかけであると思っている。また、医療圏も含め本県全体としてどの規模が良いのか、市町村や消防本部と意見交換を十分に行い、計画を検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

予算 特別委員長報告

委員長 高橋 政雄



予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月11日から17日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「市町村の地籍調査が進まない要因をどのように捉えているのか。また、令和7年度はどのような対応を考えているのか」との質疑に対し、「地籍調査が進まない要因は、財政的な問題、人材不足、ノウハウがないことと捉えている。そのため、国の補助制度などがあることや業務委託ができることについて丁寧に説明するほか、研修会等を実施している。また、今年度に行った市町村へのアンケートでは、事業計画などの基礎的な調査への支援を求める声があったため、来年度から地籍調査準備支援事業を新たに予算計上している」との答弁がありました。

次に、「昨年度の予算特別委員会の附帯決議において、幼稚園教諭の更なる処遇改善を求めたが、令和7年度当初予算案においてどのように反映しているのか」との質疑に対し、「令和4年度から実施している処遇改善については、幼稚園の負担割合を現行の4分の1から8分の1として、更なる軽減を図る。また、これに加えてキャリアアップ等につながる処遇改善を新たに設けた」との答弁がありました。

次に、「リチウムイオン電池の広域回収・資源化モデルを県全体に普及すべきと考えるが、どのように採算に乗せていくのか。また、市町村に普及させるためにどう関わるのか」との質疑に対し、「再資源化事業者が採算

の取れる状態とするためには、リチウムイオン電池等を種類別又は製品別に分別し、かつ、収集量を確保することが必要である。また、適正な分別回収からリサイクルまでの一連のルートを構築することは非常に重要であり、市町村にもメリットを感じてもらえるよう、来年度作成するマニュアルで整理して、多くの市町村が参加できるようにしていく。加えて、収集したリチウムイオン電池等の仕分作業の負担が大きいため、仕分せずに廃棄物として処理業者に引き渡し、処理業者がレアメタルを回収するルートも構築していく」との答弁がありました。

次に、「多様な居場所づくりの観点から、こども・若者計画に記載されている居場所のほかにも、ユースセンターやユースクリニック、また、障害者の18才の壁と言われる夕方の居場所づくりも必要である。多様な居場所づくりは、具体的なイメージを持って進めていくべきと思うがいかがか」との質疑に対し、「こどもの居場所は、様々なこどもたちのニーズに沿う形で多様なものがあるべきである。国のこどもの居場所づくりに関する指針の中で県に求められている、市町村支援や広域的な環境の整備にしっかりと取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「県営水道の管路の更新に係る予算は限られている状況であるが、安全なインフラとして維持管理できるのか」との質疑に対し、「管路の更新に当たっては、老朽度、耐震適合性、断水時の被害の影響度を指標とし、優先度を評価して整備を行う。そのため、優先度の高い地区から実施する計画であり、計画どおり進めることで安全かつ強靱な水道施設を構築していく」との答弁がありました。

次に、「訪問看護師の育成と確保について、どのような対策を講じているのか」との質疑に対し、「新たな訪問看護師の確保のため、訪問看護ステーションにおいて、看護学生や潜在看護師を対象に在宅現場における体験実習を行い、訪問看護への理解を図っている。また、育成の観点から、二次保健医療圏ごとに実践的な研修機会を提供している。さらに、事業所支援として、適正な診療報酬の請求を行うための医療事務研修の実施や、管理者が事業所の運営実務について相談できる窓口を設置するなど、多角的な視点で対策している」との答弁がありました。

次に、「空き家バンクの充実や住宅ストックの新たな利用促進策が非常に重要と思うがどうか」との質疑に対し、「空き家バンクを充実させる取組として、空き家バンクの設置支援マニュアルの作成や、紹介動画を発信している。新たな促進策として、令和6年度から空き家バンクに登録された物件の改修費の補助などを行う市町村への財政的支援を行っている」との答弁がありました。

次に、「昨年度の予算特別委員会の附帯決議において、中高一貫教育校の設置について検討を求めたが、検討状況はどうなっているのか」との質疑に対し、「県内外の中高一貫教育校などを訪問し、設置後の効果や課題につ

いて伺った。中高一貫教育校の設置については、今後の児童生徒数の減少や市町村への影響について慎重に見極める必要があるため、総合的な見地から引き続き検討していく」との答弁がありました。

次に、「埼玉版FEMAについて、能登半島地震の教訓も踏まえ、今後注力していく項目はどのようなものか。また、今年度の指揮命令権者演習の成果と今後の方向性について伺う」との質疑に対し、「能登半島地震では、発災直後に通信障害による混乱が生じた。そのため、来年度は通信途絶状況下での対応をテーマに訓練を行う。これに加えて、できるだけ多くの団体に参加いただき、関係機関で何ができるのかをしっかりと把握していく。また、指揮命令権者演習については、ブラインド方式により行い、災害対応能力の向上が図れた。加えて、マニュアルどおりの対応ができないため、想像力や対応力などの重要性を強く認識できた。この訓練については、引き続き繰り返し行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、バーチャルユースセンターの設置・運営の改善、イネカメムシの広域防除対策、ロボット産業の育成支援、橋りょうの計画的な維持管理、交通事故抑止対策の強化などについて質疑がありました。

次に、総括質疑を3月19日に行い、更に慎重な審査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「県庁舎再整備の推進について、令和7年度から2年かけて基本構想・基本計画を策定することだが、現在地建替えとなった場合の浦和美園地区の活用も並行して議論することが重要である。最も重要な場所の選定については、令和7年度中に行うことで、次のステップに進みやすいと考えるがどうか」との質疑に対し、「令和7年度は、主に基本方針や機能等を整理する基本構想の相当部分を、令和8年度は、主に建物配置を含む施設計画等を整理する基本計画の相当部分を策定する予定である。施設計画等を整理していくために、令和7年度中に位置を決定できるよう検討を進めていく。浦和美園地区の活用についても、同時並行で検討を進めたい」との答弁がありました。

次に、「農業技術研究センターの本所については、畜産における防疫対応には、県民が相談に訪れる際にも消毒が必要となるため、機能をしっかりと分ける必要があると考えるがどうか。また、久喜試験場に関しても、研究成果を地域に還元できていないことから、センターの大きな再編が必要であると考えがどうか」との質疑に対し、「本所は、家畜伝染病予防法上の基準に基づいて対応が可能な見直しになっており、防疫動線や立入りの制限区域などの見直しを検討したい。また、久喜試験場は現時点ではトマトの次世代技術の実証普及や果樹研究等を行っているが、今年度、旧園芸用ハウスを解体して更地になった土地もあるため、この活用方策の検討も含

め、更なる技術開発と活用について検討していく」との答弁がありました。

次に、「質の高い学校教育の推進について、私立高校の授業料無償化に対する知事の所見はどうか」との質疑に対し、「高校授業料の無償化については、保護者の経済的負担を軽減するという観点からは望ましいと考える。一方で、私立高校は経営的な観点から人口が密集し交通の利便性も高い地域に立地することが多い。仮に私立高校への進学が増加すると、公立高校は私立高校の経営が成り立たない地域や専門学科、定時制課程を担うことになり、結果として地方の財政負担が増加しかねない。そのため、公立高校への支援の在り方や公私の役割分担について、国において幅広い議論が行われる必要があると強く感じている」との答弁がありました。

次に、「歯科医師会が運営する口腔保健センターについて、県直営の他の施設に比べて、診療報酬収入で賄えない赤字に対する県からの補填が明らかに少ない。現在の負担割合を改め、県が補填すべきではないか。また、機器更新にかかるコストに関しても県が全額負担すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「安定的に診療を提供することが大切という観点から、県と歯科医師会との間で、診療報酬などの収入で賄えなかった分の2分の1を負担することで合意しているが、近年では2分の1までの補填に至っていない。歯科医師会側から要望がある場合には、改めて財政支援を検討するよう協議したい。また、設備や備品の更新については計画的な更新が必要であるが、歯科医師会からは現時点では検討を行っていないと聞いている。今後、しっかりとした計画に基づいた更新の要望があった場合、協議を行う準備はある」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、北部地域振興交流拠点の検討推進、「渋沢MIX」におけるイノベーションの創出、サーキュラーエコノミーの推進、医師確保対策、里親委託の推進、教育相談等支援体制の充実などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月24日に行いました。討論では、第1号議案に反対の立場から、「パスポート書面申請料金や運転免許証手数料を引き上げたことなど、物価高騰と実質賃金低下に苦しむ県民に対し負担増を盛り込んでいることから反対する」との討論がありました。そのほか、第8号議案、第18号議案、第19号議案及び第21号議案についても反対の立場から討論がありました。

一方、第1号議案に賛成の立場から、「橋りょうの耐震補強や河川堤防整備等の防災減災対策のほか、保育士の処遇改善や児童福祉士の増員、DXによる教職員の働き方改革推進などの予算が計上されている。安全安心な生活の基盤づくりと、一人一人の個性と自由が尊重された社会の実現へ向けた予算が確保されたものと高く評価し賛成する」。また、「福祉、医療、障害者支援の充実など、将来を見据えた持続可能な地域づくりを基本に、県民の命と暮らしを守る施策に重点が置かれている。警察官増

員など、県民生活に直結する分野に十分な予算が確保されており、高く評価し賛成する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第1号議案、第8号議案、第18号議案、第19号議案及び第21号議案については多数をもって、第2号議案ないし第7号議案、第9号議案ないし第17号議案及び第20号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。『第1号議案令和7年度埼玉県一般会計予算』について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

第一に、順天堂大学医学部附属病院の撤退に伴い、県内の医師確保対策は急務であるため、奨学金制度や医療機関への支援の充実に努めること。

第二に、もうかる農業の実現のため、農業技術研究センターの業務の効率化を図り、研究成果をより発揮できるよう、ソフト・ハード面の充実に努めること。

第三に、高校授業料実質無償化に対応するため、今後の県立学校の魅力向上を含めた在り方の検討を行うこと。

第四に、県庁舎の建替えについては、令和7年度中に場所の選定を行うとともに、選定されなかった候補地の利活用を含めた議論を行うこと。

第五に、人材流出と人材不足が顕著な、保育士・幼稚園教諭・児童養護施設職員・介護士・看護師等について、更なる処遇改善を講じること。

第六に、障害児者等に対して歯科診療を行う埼玉県歯科医師会口腔保健センターについて、設備の更新と運営費補助の在り方に関して、他の公設5施設との整合性や公平性を考慮した支出に改めるよう努めること。

第七に、教職員の駐車場費用負担について、勤務校による不公平が生じないように、統一的な基準を早急に検討し、公平性を確保するよう努めること」

以上の内容であります。続いて、質疑を行い採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

5 年計画等 特別委員長報告

委員長 中屋敷 慎 一



5 年計画等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「5 年計画及び各分野における基本的な計画の策定等に関する件」であります。

初めに、3月5日に第56号議案及び第57号議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「現在の『農家一戸当たり生産農業所得』の指標について、専業農家と兼業農家が分かれておらず、判断材料として適当でない。主たる収入が農業である農家の指標を用いて目標値を設定しなくては、正しい評価ができないと考えるがどうか。また、『販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合』の指標について、令和5年度は7.5%であるが、農業を志す魅力を高めるためには、この目標値をより高く設定すべきではないか」との質疑に対し、『農家一戸当たり生産農業所得』は、専業農家、兼業農家それぞれを示すデータが公表されていないことから、国の統計値である生産農業所得を総農家数で割って算定している。また、販売金額1,000万円以上の農家数の割合について、令和5年度の目標値である9.0%をまだ達成できていない。農業を志す人を増やすためにこの指標は重要であり、次期計画では目標値の水準について検討していく」との答弁がありました。

また、「埼玉県こども・若者基本条例制定時に、『生み育てる』という表現について、生むことが前提のような表現ではないかという意見が多数あった。生む人と育てる人が異なる場合も多々あり、こども基本法でもこのような表記はされていない。生むことと育てることを書き分けるべきではないか」との質疑に対し、「県としては、こどもを出産した家庭だけでなく、様々な背景により、こどもを迎え入れた家庭が、こどもを育て慈しんでいることを含めて、こどもを『生み育てる』という表現とした」との答弁がありました。

また、「今までの業務改善は課内の改善にとどまっている印象がある。今回、TXに変わる以上は、課内の一つの係や、そもそも課が一つなくなるような提案があるのが、TXの意義である。TX推進リーダーを育成するための研修は、大きな組織改編をするような改善まで見据えた内容になっているのか。また、組織改編を含む改善案が提案された場合、実行する意思はあるのか」との質疑に対し、「研修は、基礎的なツールの利用等に関するものもあるが、業務改革の研修も含めている。今後は、小手先の改善ではなく、改革につながる研修も含めてリーダーを育成していく。また、今年度はまだ課がなくなるような改善提案は出ていないが、県民向けの集合研修をウェブ研修として来所を不要とするなど、大幅な改善事例も見られる。このような取組を一步進めた改善が出てくることを期待し、庁内各課との調整を行う」との答弁がありました。

また、「八潮市の道路陥没事故は、下水道の老朽化対策という、災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大

な課題であることが改めて浮き彫りになったが、現5か年計画では、下水道などインフラにおける老朽化対策はどのように位置付けられているのか。また、社会に大きなインパクトを与えた事故の重大さを加味し、計画の実効性を担保するために、ローリングの年度ではあるが、社会経済情勢の著しい変化への対応として、計画変更を行うべきではないのか」との質疑に対し、「現計画では、耐震化の実施や下水道施設の整備支援は位置付けているが、老朽化対策についての明記はない。また、今回の事故発生の原因究明を第三者委員会で行う必要があり、国においても有識者委員会において、インフラの老朽化対策について検討を行っていることから、現時点では計画を変更することは考えていない」との答弁がありました。

また、『『介護職員数』の指標について、人材不足が大きな課題となっている中で、目標値を121,800人に増やしているが、根拠について何う」との質疑に対し、「第9期介護保険事業計画に基づいた介護サービスの数量を根拠に必要な介護人材数を積み上げて、最終的には国が同計画に基づいて積算している」との答弁がありました。

このほか、第58号議案ないし第61号議案については、関係する各常任委員長に調査を依頼し審査を進めたところであります。以下、調査において行われた主な論議について申し上げます。

まず、第58号議案について、『『埼玉県こども・若者計画』への統合後の指標の進捗管理について、県民生活部としては全く関わらないのか」との質疑に対し、「統合後も、青少年課が所管している指標については、きちんと進捗管理を行っていく。また、その他の指標についても、青少年施策に密接に関係するものであるため、福祉部と連携して進めていく」との答弁がありました。

次に、第59号議案について、『『犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率』の指標は、60%が目標になっているが、重点地域以外でも犯罪が起こる可能性がある。指定されていない地域への設置方針や方向性はあるのか」との質疑に対し、「刑法犯認知件数をより減少させるためには、相対的に犯罪の多い地域へ設置することがより効果的であると考え、目標値を設定した。重点地域以外にも、地元の要望等によって設置が必要とされる地域はあることから、来年度以降の市町村に対する防犯カメラ設置においては、重点地域に設置する場合は補助率を優遇する方針であるが、重点地域以外に設置する場合にも補助を行う方針であり、設置が進むよう努めていく」との答弁がありました。

次に、第60号議案について、『『化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数』の指標について、目標値を720事業所から1,150事業所に増やすということだが、目標達成のため具体的にどのように取り組むのか」との質疑に対し、「研修会は、令和3年度以降、オンラインで実施してきたが、開催日当日しか参加できない方式だった。今後は、公開期間中であれば、いつでも研修会を視聴できる方式に変更し、参加者の利便性を更に高めてい

く。講義内容についても、化学物質の適正管理に加え、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなど事業者の関心が特に高いテーマを取り扱い、内容を充実して事業者の参加を促していく」との答弁がありました。

次に、第61号議案について、『ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進について、『男性の育児休業取得率』のみならず、取得日数も加えて進捗状況を把握していくべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「男性の育児休業取得推進については、取得率だけではなく取得日数も大変重要だと考えている。子育て中の男性がそれぞれ必要とする期間にしっかりと育児休業を取得できるよう、セミナーなどの機会を通じて、県内企業の経営者や従業員に対し、理解が進むよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、3月17日の委員会において、白土委員ほか8名から、第56号議案及び第57号議案に対する修正案が、藤井委員ほか8名から、第61号議案に対する修正案が提出されました。

初めに、第56号議案に対する修正案の主な内容を申し上げます。

まず、第2編1(3)イ『大地震に備えたまちづくり』において、見出しの「大地震」を「大地震等」に修正した上で、(ア)施策内容に、「流域下水道事業は事業着手から50年が経過する中、災害耐力の低下への対応は喫緊かつ重大な課題となっています。このため、県土の強靱化に必要な老朽化対策を推進します。」を追加する。あわせて、(イ)主な取組に、「下水道の老朽化に対応した強靱化の推進」を追加するものです。

次に、第57号議案に対する修正案の主な内容を申し上げます。

まず、こども・若者基本条例は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長することができる社会、保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会を目指すものである。提案された計画には、4(2)ウ(イ)の子育てに魅力を感じるまちづくりの推進及び4(3)ア結婚、妊娠・出産、子育てへの支援において、「生み育てる」、「産み育てられる」という表現が使われているが、これらは出産が子育ての前提とする表現であり、こども・若者基本条例を踏まえると対象が限定されていると考える。本委員会において、総合戦略で用いられる「生み育てる」という表現について執行部に確認したところ、こどもを出産した家庭だけでなく、様々な背景により、こどもを迎え入れた家庭が、こどもを育てて慈しんでいることを含めているとの答弁があった。そうであるならば、「生み育てる」、「産み育てられる」という表現は、「生むことや、育てることができる」という表現に改め、こどもを生む方のみならず、こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者もその対象に含む表現とすべきである。

次に、4（3）エ（カ）の指標「生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率」についてである。この高校進学率という指標は99%であるが、その対象は学習支援事業に参加した子どもたちである。本委員会において、この指標について確認したところ、貧困の連鎖を断つ取組である学習支援事業において、生活保護世帯のこどもの状況を把握することは重要であり、学習支援事業の利用率を引き上げ、参加者のすそ野を広げ、生活保護世帯のこどもの高校進学率向上に努めていきたいとの答弁があった。アウトカム指標である学習支援対象者の高校進学率も大事だが、学習支援事業に参加している子どもたちのみならず、生活保護世帯におけるこどもの学習支援事業への参加を増やし、学習意欲を高めていく指標の方が県の取組の目標として適当であると考え。このような点を踏まえ、貧困の連鎖に関する指標として埼玉県5か年計画で設定されている「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」を設定するものです。

次に、第61号議案に対する修正案の主な内容を申し上げます。

第2章9（4）クの健康教育の推進と健康の確保・増進等において、福祉保健医療委員会では、「これまでの身体の仕組みや思春期における身体の変化などの指導に加え、『生命（いのち）の安全教育』に取り組む」との答弁があった。こどもが性を正しく理解し、適切な行動をとることができるようにするためには、「性に関する知識を包括的に学べる教育を推進する」ことが必要と考え、その点を明記するものです。

以上、主な修正について申し上げましたが、それぞれの修正理由並びにその他の修正につきましては、お手元の修正案により御確認をいただきたいと思います。

続いて、各修正案に対する質疑を行いました。以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

その中で、第57号議案及び第61号議案の修正案に対して、『生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率』の指標を『生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率』に修正しているが、貧困の連鎖の解消には、生活困窮世帯への支援も非常に重要であると考えている。生活困窮世帯への学習支援に関して、どのように考えているのか」との質疑に対し、「貧困の連鎖の解消には、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援事業の実施を充実させることが非常に重要だと考える。原案の『生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率』に関する指標は、その対象が学習支援事業に参加しているこどもに限定されており、学習支援事業に参加していないこどもの実態を捉える必要があると考えた。こうした中、生活保護世帯と異なり、生活困窮世帯には、明確な基準が存在せず、生活困窮世帯のこどもの全体像を把握することも困難であるため、指標や附帯決議において、具体的な取組を求めることも難しいと考えた。生活困窮世帯のこどもの支援に関しては、

こどもの貧困対策の推進として、本計画に規定された学習支援に関する施策の実施状況をしつかりとチェックし、必要に応じて適切な対応を求めたいと考える」との答弁がありました。

その後、討論に入りましたところ、第56号議案及び第60号議案について反対の立場から、「温室効果ガス排出削減目標の46%は国と同様であり、地球温暖化がハイスピードで進行する現状からも、国の基準を上回る目標を掲げるべきである」等の討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第56号議案に対する修正案については、多数をもって、第57号議案及び第61号議案に対する修正案については、総員をもって可決し、修正可決した部分を除く56号議案については、多数をもって、修正可決した部分を除く第57号議案及び第61号議案については、総員をもって、第60号議案については、多数をもって、第58号議案及び第59号議案については、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、第57号議案及び第61号議案に対して、事業の執行方法に関して、適切な対応を求める附帯決議案が提出されました。

まず、第57号議案に対する附帯決議案の内容を申し上げます。

第一に、TXの推進にあたっては課内の既存の業務の改善のみならず部局横断で事業を見直し、結果として組織改編を伴うことも厭わない抜本的な改革案を提案できるリーダーを育て、TXの成果を定量的に評価すること。

第二に、農家一戸当たり生産農業所得の指標で、専業・兼業全ての農家の動向を確認し、現状の把握に努め、農業を志す魅力を高められる指標や目標値を研究すること。

第三に、こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。

第四に、「子育て支援の充実」について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

次に、第61号議案に対する附帯決議案の内容を申し上げます。

第一に、ヤングケアラーへの支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラーの実情を把握した上で、適切な支援を推進すること。

第二に、結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。

第三に、プレコンセプションケアの推進について、思春期のこどもが、身近な場所で性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備

を支援するとともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。

第四に、こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。

第五に、「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

以上の内容であります。

続いて、採決いたしましたところ、総員をもって両附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 浅井 明



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な議論について申し上げます。

まず、「温室効果ガスの排出量の状況について、代替フロンは県の環境モニタリング調査等によると濃度が上昇しているようだが、削減に向けた県の取組は何か」との質問に対し、「国の集計では代替フロンの排出量のうち約7割が業務用冷凍空調機器に由来するため、県では、業務用冷凍空調機器を使用するスーパーマーケットなどの小売業や食品品製造業の事業所へ専門家を派遣し、機器の適正管理に関する技術的助言を行っている。今後は機器の管理が適切でなかった事業所に対するフォローアップを進めるなどして取組の効果を高めていく」との答弁がありました。

次に、『カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク』について、温暖化対策実行計画を未策定の市町

村のうち、8市町村で策定が未定もしくは予定なしであり、県は情報提供等の支援をしているとのことだが、支援は充分か。また、県の実行計画と各市町村の計画の整合性は取れているのか」との質問に対し、「未策定の市町村に対しては、昨年度から、県で推計している排出量等の計画策定に必要な基礎データの提供等を行い、支援している。今後は、更に計画の具体的な作り方を示すなど、もう一歩踏み込んだ支援も必要である。また、計画の整合性については、一部の市町では計画の策定期間が古いことなどにより県の目標と差異があるが、最終的に全ての市町村が県と同様の目標に向かって努力していただきたいと考える」との答弁がありました。

次に、「希少野生動植物の保全について、ムサシトミヨの個体数の現状と推移及び保全のための具体的な施策や熊谷市との連携はどうか」との質問に対し、「最新の令和2年度の調査では、推定生息個体数は4,754匹でありその5年前の調査時から倍増しているが、長期的には減少傾向である。保全のための施策としては、熊谷市や熊谷市ムサシトミヨをまもる会等とムサシトミヨ保全推進協議会を組織し、元荒川の環境整備やムサシトミヨ保護センターにおける保護増殖活動を行っている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、河川環境の保全・共生について、「新たなリバーサポーターを増やすために、それぞれの利用層に合わせ、より効果的なSNSを活用すること」。

次に、農林業・農山村の循環型社会への貢献について、「次世代の農林水産業、畜産業、食品産業の発展に向け、研究開発や企業誘致などの取組を積極的に検討すること」。

次に、資源循環社会づくりについて、「サーキュラーエコノミーの推進について、経済規模の把握などができていないと、数値やEBPMに基づく政策立案が難しく、感覚的になってしまうため、経済規模の算出に努めること」。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について、「ムサシトミヨの個体数を守るため、県と熊谷市の連携をより強固にすること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 藤 井 健 志



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」及び「県庁舎の建替え等について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「男性職員の育児休業等の取得は着実に進んでいるようだが、男性職員が潜在的に育児休業を取得しづらいと考えることや、キャリアへの影響を懸念するなどの課題に対してどのような対策を講じているのか。また、目標設定の考え方はどうか」との質問に対し、「子供が産まれた全ての職員と管理職が面談する機会を設けており、その中でそうした懸念が払拭されるようにしている。一方で、育児休業の取得が強制となつてはならないとも考える。そのため、当面の目標は取得率80%のままとしつつ、育児休業を取得したい職員が、希望する時期に希望する期間を取得できる環境を整えられるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「県庁舎の位置が美園地区になった場合、首都高の延伸や地下鉄7号線の蓮田市までの延伸など、公共交通機関の構想を後押ししていくという面も考えられる。こういったことも踏まえて、地域の発展の可能性についてどのように考えているか」との質問に対し、「県庁舎再整備検討委員会においても、首都高速道路や地下鉄7号線の延伸の早期整備につながる可能性なども踏まえ、周辺のまちづくりを一体的に検討する必要がある」という意見があった。また、現在地での建替えの建設期間やコスト面の比較についても検討するべきなど、多様な意見があった。来年度以降、県庁舎再整備基本構想・基本計画を策定する予定であるが、技術的な側面からも検討を進め、最終的に位置を決定していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した、本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、魅力ある地域づくりについては、「WEBプロモーションにおいては、動線や広告戦略などの効果検証を図ること」。

次に、地方財源の確保対策については、「税源偏在の是正要望においては、国の対応を注視しつつ、人口や企業の事業活動の実態を反映した税体系構築に向けたシミュレーションや他都道府県との連携などあらゆる手段を活用し、実現に向けて積極的に取り組むこと」。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「デジタルを活用した県民サービスの向上のため、電子申請の利用率向上につながる更なる広報・周知を図ること」。

次に、県庁舎の建替え等については、「県庁舎の位置の検討に当たっては、地方自治法第4条の解釈について法的に整理すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人いきいき埼玉」、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人いきいき埼玉について、「埼玉未来大学の令和5年度の取組の成果と、社会ニーズが多様化している中での今後の取組について伺う」との質問に対し、「令和5年度はオンライン及び通学の講座で834名の受講があった。それぞれのニーズに合った講座を受講してもらい、目指したいセカンドステージに向け、個別にサポートを行った。今後も、より多くの方に受講していただき、一人一人に合ったサポートをすることで、受講生の自己実現につなげたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「舞台芸術作品等の創造発信に関する事業の中に、埼玉独自の公演とあるが、具体的にどのような内容か。また、どのような成果があったのか」との質問に対し、「これまでに彩の国シェイクスピア・シリーズとして、37作のシェイクスピア全作の公演を実現してきた。今年度は次

のステップとして、改めてシェイクスピア作品を公演し、ほぼ完売で実現できた」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「埼玉県こども・若者基本条例が施行され、こども・若者等からの意見の聴取について必要な措置を講ずることになったが、入所児童に関してどのように対応するのか」との質問に対し、「児童とケース担当者との個別面談や満足度調査により、児童が意見や考えを伝えることができるようサポートしている。また、施設職員に言いにくい児童のために設置している苦情解決第三者委員の連絡先の掲示等により、意見が伝えられるよう配慮している」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、県の公社指導関連として、「経営指標中の目標値の設定においては、財務計画、実績との関係性について明確にすること」。

次に、埼玉県道路公社関連として、「中期経営計画の経営指標において、利用者数増加、DX推進のため、キャッシュレス決済導入率100%を目指すとともに、キャッシュレス利用者に対するポイント付与とインセンティブを与える施策を検討すること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「埼玉高速鉄道の岩槻延伸早期実現に向け、更に積極的な協力と取組を進めていくこと」。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団関連として、「県福祉事業のイメージ向上を通じて、人材確保を図りながら、セーフティーネットとしての機能を将来的に維持すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 岡 田 静 佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「高齢者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、

その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「介護離職防止の取組について、介護を理由に離職した方の実態調査はどのような形で行っているのか。また、施策にどれだけ反映されているか」との質問に対し、「昨年度に実施された国の調査において、介護と両立しやすい働き方ができなかったなどの理由が挙げられた。施策への反映については、働く側には、知識や心構えの重要性等を伝える動画を作成して普及を図っている。企業側には、改正育児介護休業法の周知や、セミナー開催を通じ、管理職の意識改革を促進していく」との答弁がありました。

次に、「シルバー人材センターについて、働く人の不足や安定した働き先の確保に苦慮していると聞くが、人手不足の解消や企業などから仕事が受注できるよう、県はどのように支援しているのか」との質問に対し、「シルバー人材センター連合で新聞や市町村広報紙等を活用した普及活動などを実施し、会員拡大に努めている。また、企業からの受注拡大を図るため、連合の就業開拓員が県内外の企業の本社を訪問するなどしている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者への支援について、「障害福祉サービスの地域偏在の解消に向けて、広域でのサービス利用の調整や定数の調整などを図ること」。

次に、地域医療について、「医師確保対策に向けて、奨学金制度を含め引き続き総合的に取り組むこと。特に、医師確保が困難な特定診療科、特定地域の医師確保には重点的に取り組むこと」。

次に、児童虐待防止対策について、「心理的虐待の防止に向けた取組をもっと積極的に推進すること」。

次に、高齢者への支援について、「介護テクノロジーの導入促進に向けて、県は事業者の導入検討段階から導入後の効果に至るまで一貫した支援を行うこと」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 美 田 宗 亮



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「大学生等の県内企業への就職促進について、若者が売手市場となっており、民間企業が大きい就職イベントを行っている中で、県として単独で行う意義と民間のイベントとの違いについて何う」との質問に対し、「県内企業は大手企業に比べると知名度が低い。県としては、県内企業だけが集まるイベントを実施することで、県内企業と学生の出会いの場を提供している。また、民間のイベントに比べ、県内企業に関心を持って来ているため、企業、学生双方にとって良い出会いの場になっている」との答弁がありました。

次に、「人手不足業界への支援として、トラック協会による人材確保・労働環境改善セミナーの開催や建設業の魅力発信について、成果は何か」との質問に対し、「セミナーは52名の参加があり、事業者向けに人材確保策について周知、啓発を行った。このほか、大型免許取得助成等も行っており、トラック業界や物流業界全体の人材確保に向けて少しずつ実績を上げている。また、魅力発信については、建設業の研修・イベント情報、求人情報を、埼玉県建設産業団体連合会のホームページに掲載している。年間で約2万ページビューの閲覧があり、着実に年々増えている」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について、「障害者雇用ビジネスについて、事業主において単に雇用率の達成のみが目的にならないよう、県内において障害者雇用ビジネスの実施事業者等の実態を把握し、障害のある方も能力や適性が発揮でき、生きがいを持って働けるような職場づくり、環境づくりに努めること」。

次に、先端産業の推進と企業誘致について、「S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）については、県

内企業に配慮して優遇措置を図ること」。

次に、中小企業の振興について、「商店街のにぎわいづくりにおいては、住民の熱意を呼び起こしたり、チームビルドまでできる伴走型の施策を検討すること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進について、「社会全体にリスクリングの機運を高めることは、今後の日本の産業構造の柔軟性を高める観点において重要であるので、まずは、年齢別の内訳等詳細を把握し、特に、高齢層がリスクリングに対して積極的になるための方策を検討すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 木 下 博 信



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害や危機への対応力向上に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「想定外の事態を想定できることが図上訓練のメリットであり、普段から想定外をなくすための訓練が必要であるが、このような視点での訓練は行われているのか」との質問に対し、「まずは様々な状況を想定した訓練を重ねることにより、想定外を少なくしていくことが重要である。また、想定外の事態への対応力や判断力を高めることも重要であるため、ブラインドの要素を取り入れて様々な訓練を実施している」との答弁がありました。

次に、「ブラインド方式の大規模災害時対応図上訓練に関する委託業者は、訓練のノウハウを持っているが、今回のブラインドでは別の業者を利用して違った内容の訓練を実施する考えはないのか」との質問に対し、「毎回入札を行って委託業者を決めているため、ほかの業者も含めて検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、大規模災害時の対応について、「能登半島地震において職員が参集できなかったケースや、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックなど近年発生した新たなリスクを踏まえ、計画の不断の見直しや改善を心掛け、BCPの実効性を高めること」。

次に、災害に強い県土づくりについて、「県内のインフラの耐震化については、県民の命と財産を守るという意味からも前倒しで進めていくこと」。

次に、消防力の充実・強化について、「機能別消防団の活動については、スタートして間もないため、成功例を横展開するとともに、地域との連携を更に図り、災害時に有効に機能するよう取組を進めること」。

次に、災害や危機への対応力向上に向けた取組について、「帰宅困難者対策については、各関係機関や民間と連携して、一時滞在施設や備蓄の確保をはじめとしたシミュレーションや総合的施策を充実させること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 細 田 善 則



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」ですが、今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「グローバルリーダー育成プロジェクトと埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流に関し、どのような成果が出ているか。また、現地訪問経験者の学びをどのように共有しているのか」との質問に対し、「グローバルリーダー育成プロジェクトについては、参加生徒から、何事にも挑戦するマインドを持てるようになった等の意見があった。また、アンケートでは、『世界の様々な問題解決に役立つ人材になりたい』との項目に、とてもよく当てはまると回答した生徒の割合が増えた。また、ハイブリッド型国際交流については、海外派遣やオンライン交流により、外国語によるコミュニケーション能力

の育成を図ることができた。学びの共有については、参加した生徒が全校集会や文化祭等で発表を行っている」との答弁がありました。

次に、「さいたま市の英語力が全国的にも高く、よい先例であるが、ほかの市町村の英語力はどうか。比較して差があるとすれば、その対応にどう生かしていくのか」との質問に対し、「62市町村の平均は、さいたま市には及ばないが、全国的な平均から劣っている状況ではないと認識している。一方、さいたま市では、国の特例校制度を使い、小学校低学年から授業時数を増やすなど、様々な取組をしている。さいたま市の取組も参考にしながら、県全体の英語力向上に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「県立高校学際的な学び推進事業において、多面的多角的に考えられるような思考の育成をする、クリティカルシンキングの立場も入れて課題を作成すること」。

次に、文化の振興について、「和 문화フェスタを含む伝統芸能等の魅力発信について、次世代を担う若年層を含め、幅広い世代への発信を更に強化していくこと」。

次に、スポーツの振興について、「各種メディアを活用し、『すぽったま！』の登録者数増加に取り組むこと」。

次に、グローバル人材の育成について、「留学を目指す中高生やその家庭に対し、積極的かつ有益な情報提供に努めること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

種類	結果	原案 可決	修正 可決	同意	合計
予 算		41			41
条 例		26			26
事 件		16	3	4	23
意見書・決議		16			16
計		99	3	4	106

2 月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計106議案について、37日間にわたり熱心な審議が行われ、3月27日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

知 事 提 出 議 案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
1	令和 7 年度埼玉県一般会計予算	歳 入 歳 出 予 算 2 兆2,308億9,000万円 継 続 費 8 件 債 務 負 担 行 為 54件 地 方 債 70件 一時借入金最高額 2,500億円 歳 出 予 算 の 流 用 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。	原案可決
2	令和 7 年度埼玉県公債費特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 5,576億5,602万 3 千円 地 方 債 3 件	原案可決
3	令和 7 年度埼玉県証紙特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 5,704万 9 千円	原案可決
4	令和 7 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 136億8,792万 1 千円	原案可決
5	令和 7 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 8 億5,058万 4 千円	原案可決
6	令和 7 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 10億4,548万 3 千円 地 方 債 1 件	原案可決
7	令和 7 年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 157億2,053万 8 千円 地 方 債 1 件	原案可決
8	令和 7 年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 5,730億4,511万 3 千円	原案可決
9	令和 7 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 1 億1,826万 3 千円	原案可決
10	令和 7 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 3,141万円	原案可決
11	令和 7 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	歳 入 歳 出 予 算 2,533万 5 千円	原案可決

12	令和7年度本多静六博士育英事業特別会計予算	歳入歳出予算	4,548万5千円	原案可決									
13	令和7年度埼玉県用地事業特別会計予算	歳入歳出予算	57億2,110万2千円	原案可決									
14	令和7年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	歳入歳出予算 継続費1件 地方債1件	152億8,931万9千円	原案可決									
15	令和7年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	歳入歳出予算 債務負担行為1件	9億85万6千円	原案可決									
16	令和7年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	歳入歳出予算	634億665万円	原案可決									
17	令和7年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	業務の予定量 病床数120床 患者数 <table><tr><td>区 分</td><td>入 院</td><td>外 来</td></tr><tr><td>年間延患者数</td><td>34,400人</td><td>17,900人</td></tr><tr><td>1日平均患者数</td><td>94人</td><td>74人</td></tr></table> 主なる建設改良事業8,378万3千円 収益的収入及び支出 病院事業収益42億6,589万3千円 病院事業費用42億6,589万3千円 資本的収入及び支出 資本的収入2億4,219万1千円 資本的支出2億9,728万3千円 企業債限度額8,200万円 一時借入金限度額6億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費22億9,532万円 たな卸資産購入限度額3億7,262万8千円	区 分	入 院	外 来	年間延患者数	34,400人	17,900人	1日平均患者数	94人	74人		原案可決
区 分	入 院	外 来											
年間延患者数	34,400人	17,900人											
1日平均患者数	94人	74人											
18	令和7年度埼玉県工業用水道事業会計予算	業務の予定量 給水事業所数149社 年間総給水量6,665万8,125m³ 一日平均給水量18万2,625m³ 主なる建設改良事業13億9,606万2千円 収益的収入及び支出 事業収益24億1,372万6千円 事業費23億9,671万6千円 資本的収入及び支出 資本的収入3,039万9千円 資本的支出14億4,493万2千円 債務負担行為3件 一時借入金限度額3,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費2億9,723万8千円 交際費4万1千円 他会計からの補助金1,396万8千円 たな卸資産購入限度額650万円		原案可決									

19	令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	業務の予定量 給水団体数 55団体 年間総給水量 6億2,005万9,000m ³ 一日平均給水量 169万8,792m ³ 主なる建設改良事業 332億4,672万9千円 収益的収入及び支出 事業収益 459億473万4千円 事業費 503億830万6千円 資本的収入及び支出 資本的収入 258億5,427万6千円 資本的支出 468億9,259万8千円 継続費 1件 債務負担行為 6件 企業債限度額 102億4,700万円 一時借入金限度額 70億円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 37億4,553万3千円 交際費 53万6千円 他会計からの補助金 4億391万3千円 たな卸資産購入限度額 4,015万円	原案可決
20	令和7年度埼玉県地域整備事業会計予算	業務の予定量 宅地売却面積 29万8,300m ² 主なる建設改良事業 48億2,850万2千円 収益的収入及び支出 事業収益 261億2,475万3千円 事業費 212億8,456万1千円 資本的収入及び支出 資本的収入 11億4,998万7千円 資本的支出 53億4,670万4千円 一時借入金限度額 3億5,000万円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 5億3,578万7千円 交際費 29万8千円 他会計からの補助金 1,122万円	原案可決
21	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計予算	業務の予定量 流域関連市町数 47市町 年間総処理水量 6億8,229万5,230m ³ 一日平均処理水量 186万9,302m ³ 主なる建設改良事業 198億49万4千円 収益的収入及び支出 事業収益 551億2,985万9千円 事業費 587億2,289万6千円 資本的収入及び支出 資本的収入 265億8,193万4千円 資本的支出 323億4,130万7千円 債務負担行為 13件 企業債限度額 72億9,100万円 一時借入金限度額 120億円	原案可決

		議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 14億6,059万5千円 交際費 30万円 他会計からの補助金 63億437万5千円	
22	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定すること等に伴い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等の額を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を改定等しようとするものである。	原案可決
23	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
24	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として特定の疾患にり患した者に対する医療の給付に関する事務を追加等しようとするものである。	原案可決
25	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事委員会の勧告等を踏まえ、給与制度の整備等しようとするものである。	原案可決
26	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員等の旅費制度の見直し等しようとするものである。	原案可決
27	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大等しようとするものである。	原案可決
28	埼玉県土採取条例を廃止する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、埼玉県土採取条例を廃止しようとするものである。	原案可決
29	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、土砂の堆積等に係る規制を廃止するとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
30	埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。	原案可決
32	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正等に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を改定等しようとするものである。	原案可決

33	埼玉県県民健康福祉村条例を廃止する条例	埼玉県県民健康福祉村を廃止しようとするものである。	原案可決
34	さいたまスーパーアリーナ条例の一部を改正する条例	さいたまスーパーアリーナの利用に係る料金の額の範囲を変更等しようとするものである。	原案可決
35	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することに伴い、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしようとするものである。	原案可決
36	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、特定盛土等が規制されること等を踏まえ、特定盛土等規制区域における許可を要する特定盛土等の規模等を定めようとするものである。	原案可決
37	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等を踏まえ、条例で定める特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項を改める等しようとするものである。	原案可決
38	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をしようとするものである。	原案可決
39	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をしようとするものである。	原案可決
40	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	県立特別支援学校における過密状況の解消等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
41	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事委員会の勧告等を踏まえ、給与制度の整備等をしようとするものである。	原案可決
42	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定しようとするものである。	原案可決
43	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	県立高等学校12校の統合及び名称変更しようとするものである。	原案可決
44	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び、人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる学校職員の範囲を拡大等しようとするものである。	原案可決
45	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	警察事務の増大に伴い、警察官の階級別の定数を改定しようとするものである。	原案可決
46	工事請負契約の変更契約の締結について（越谷警察署庁舎新築工事）	越谷警察署庁舎新築工事の請負契約の変更契約を締結しようとするものである。	原案可決

47	工事請負契約の変更契約の締結について（越谷警察署庁舎新築空調設備工事）	越谷警察署庁舎新築空調設備工事の請負契約の変更契約を締結しようとするものである。	原案可決
48	訴えの提起について	補助金返還等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
49	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
50	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
51	包括外部監査契約の締結について	包括外部監査契約を締結しようとするものである。	原案可決
52	指定管理者の指定について（彩の国さいたま芸術劇場）	彩の国さいたま芸術劇場の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
53	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
54	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
55	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
56	埼玉県5か年計画等の変更について	埼玉県5か年計画等の一部を変更しようとするものである。	修正可決
57	第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しようとするものである。	修正可決
58	埼玉県青少年健全育成・支援プランの廃止について	埼玉県青少年健全育成・支援プランを廃止しようとするものである。	原案可決
59	埼玉県防犯のまちづくり推進計画の策定について	埼玉県防犯のまちづくり推進計画を策定しようとするものである。	原案可決
60	埼玉県環境基本計画の変更について	埼玉県環境基本計画の一部を変更しようとするものである。	原案可決
61	埼玉県こども・若者計画の策定について	埼玉県こども・若者計画を策定しようとするものである。	修正可決
62	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	歳入歳出予算補正額 557億8,677万1千円 累計額 2兆1,919億1,954万5千円 繰越明許費の補正 追加 26件 変更 15件 地方債の補正 変更 10件	原案可決

63	埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 56億6774万1千円 累計額 397億6,486万7千円 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 55億7,324万7千円 累計額 340億3,561万7千円 資本的支出 補正予定額 56億6,774万1千円 累計額 558億659万5千円 継続費補正 1件 企業債補正 限度額の変更 1件	原案可決
64	令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 40億円 累計額 292億8,443万5千円 資本的支出 補正予定額 40億円 累計額 350億7,343万6千円 企業債補正 限度額の変更 1件	原案可決
65	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	歳入歳出予算補正額 1,033億2,376万1千円 累計額 2兆2,952億4,330万6千円 継続費の補正 変更 4件 繰越明許費の補正 追加 44件 変更 36件 債務負担行為の補正 変更 2件 地方債の補正 変更 47件	原案可決
66	令和6年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 80億9,115万7千円 累計額 5,450億6,884万7千円	原案可決
67	令和6年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 3億1,228万6千円 累計額 1億1,727万4千円	原案可決
68	令和6年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 8億7,211万6千円 累計額 126億2,363万7千円	原案可決
69	令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 37万1千円 累計額 7億9,217万6千円	原案可決
70	令和6年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 9,126万9千円 累計額 136億1,521万1千円	原案可決

71	令和6年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	22億1,451万2千円 5,858億4,036万8千円	原案可決
72	令和6年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	6万5千円 4,034万8千円	原案可決
73	令和6年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	15億8,303万5千円 20億2,152万7千円	原案可決
74	令和6年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額 継続費の補正 変更 4件 地方債の補正 変更 1件	6億9,762万7千円 122億1,587万4千円	原案可決
75	令和6年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正額 累計額	639万9千円 6億9,628万4千円	原案可決
76	令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算補正額 累計額	65億6,765万円 626億2,019万1千円	原案可決
77	令和6年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 事業収益 補正予定額 累計額 事業費 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額	 △1億277万8千円 11億5,726万8千円 △1,051万円 18億4,048万円 △2億1,464万6千円 20億4,451万9千円 △1,483万円 1億3,292万4千円 △1億277万8千円 12億1,791万円	原案可決
78	令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定額 累計額 収益的収入及び支出 収益的収入 補正予定額 累計額 収益的支出	 △82億870万1千円 315億5,616万6千円 △5,192万2千円 462億3,685万5千円	原案可決

		補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費の補正 5 件 企業債の補正 限度額の変更 1 件 他会計からの補助金 補正予定額	△34億3,337万 8 千円 473億2,604万 9 千円 △77億3,170万 8 千円 263億390万 9 千円 △94億4,397万 5 千円 463億6,262万円 △117万 9 千円	
79	令和 6 年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第 2 号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 収益的支出 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的支出 補正予定額 累計額 継続費の補正 2 件	△ 2 億7,666万 4 千円 39億3,331万円 1 億4,552万 8 千円 100億1,614万 4 千円 △ 2 億7,664万 4 千円 44億4,022万 5 千円	原案可決
80	令和 6 年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 収益的収入 補正予定額 累計額 収益的支出 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 資本的支出 補正予定額 累計額 企業債の補正 限度額の変更 1 件 他会計からの補助金 補正予定額	△75億3,125万 4 千円 142億3,321万 1 千円 △ 2 億1,177万 9 千円 522億1,690万 3 千円 △7,232万円 567億5,904万 4 千円 △72億2,871万 9 千円 220億5,571万 6 千円 △72億3,671万 9 千円 278億3,671万 7 千円 △ 1 億9,967万 7 千円	原案可決

81	令和6年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 90億円 累計額 232億3,321万1千円 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 50億円 累計額 270億5,571万6千円 資本的支出 補正予定額 50億円 累計額 328億3,671万7千円 企業債の補正 限度額の変更 1件	原案可決
82	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員日下部伸三の退職に伴う後任者の選任について同意を得ようとするものである。	同意
83	埼玉県監査委員の選任について	埼玉県監査委員立石泰広の退職に伴う後任者の選任について同意を得ようとするものである。	同意
84	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員石井依子の任期は、令和7年3月30日で満了となるが、再び石井依子を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
85	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	埼玉県収用委員会予備委員齋藤雅一の任期は、令和7年3月30日で満了となるが、再び齋藤雅一を同予備委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意

議員提出議案（条例・意見書等）

議第1号議案

道路陥没事故に係る下水道復旧、住民・事業者への対応及び老朽化対策の決議

令和7年1月28日に八潮市で発生した中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故では、県は、関係機関の協力のもと、八潮市を対象に災害救助法の適用を決定し、安否不明者の救出活動を最優先とした応急措置に取り組んでいる。

この事故の発生により、現場周辺の住民が相当の期間にわたり避難を余儀なくされている。また、生活に影響が生じた住民や、事業活動の縮小や休業を余儀なくされた事業者は、八潮市にとどまらず流域の広範囲の市町に及んでいる。

本県議会においても、県土強靱化を推進してきたが、今回の事故は、県民の平穏な日常生活を守る上で、下水道の老朽化対策という災害耐力の低下に対する対応が喫緊かつ重大な課題であることを改めて浮き彫りにさせた。

このような状況を踏まえ、本県議会では、道路陥没事故の発生原因の究明や初動対応を含めた一連の災害対応が適切であったか検証を行うべきと考えるが、まずは、県民生活の安全・安心を図るため、一日も早い応急措置とその後の復旧が推進されるよう協力していく。

また、事故で日常生活や事業活動に影響を受けた県民や事業者への対応、更には今回のような事故を未然に防ぎ、県土を強靱化させるために必要不可欠なインフラの老朽化対策が十分に確保されるよう、本県議会は全力で責務を果たしていく。

以上、決議する。

議第2号議案

道路陥没事故に係る対応への支援を求める意見書

令和7年1月28日に八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没により、走行中のトラックが転落する事故が発生した。事故現場において、県では、市、県警、消防、自衛隊、民間団体等とともに総力を上げ、救出活動を行っているところである。

これまで、国や民間団体等の協力のもと、救出活動を最優先に、緊急的な応急措置が行われており、現場のスロープの設置・強化やがれきの撤去、地盤改良工事等を進めており、近傍の水路・河川を経由した下水の放流や、バキューム車を用いた中川水循環センターへの汚水輸送においても、国をはじめとする関係者の御協力をいただいている。また、12市町、約120万人の県民、地域内の事業者などに事故発生から2週間にわたり下水道の使用自粛について御協力をいただいた。これらの御協力について、県議会として深く感謝の意を表するところである。

県では、管きょ内にあるキャビン救出に必要な環境整備を行う工事に3か月を要し、一定期間の避難が必要なことから、2月11日、災害対策本部を設置して対応に当たることとし、八潮市を対象に災害救助法の適用を決定した。

また、応急措置や復旧を迅速に行うことが急務の中、県では、復旧工法検討委員会を設置したところであるが、がれき撤去作業は難しく、また、破損箇所をバイパスする下水道管を設置する必要などから、全面復旧には、かなりの日数を要することが見込まれる。

さらに、耐用年数である50年を迎えた下水道管は、県管理下だけで60キロメートルにも及んでおり、事故原因の究明による同様な危険箇所を対象とした調査やこれらに伴う対応など、多岐・広範囲にわたる措置が必要となる。

こうした中、全ての関係者による連携した対応が継続して求められている。

他方、災害救助法では、避難生活を余儀なくされている方への支援は、避難所の運営・炊出し経費など適用範囲が限定的で、事業活動における縮小や休業を余儀なくされた事業者への支援は、適用対象外となっている。

全国においては、高度経済成長期以降に集中整備されたインフラが加速度的に老朽化しており、今回の事故原因を踏まえて必要な対策を実施していくことは、国土の強靱化を推進し、国民生活の安全と安心を確保するために不可欠である。策定が進められている国土強靱化実施中期計画においても、地方自治体の意見を十分に踏まえて、こうした点を重視していく必要がある。

また、下水道の整備に加えて、維持管理を含めた費用対効果等の視点から、合併処理浄化槽の促進など、下水道の在り方について検討する必要がある。

よって、救出活動を最優先に、迅速な応急措置や復旧、影響を受けた住民・事業者への十分な対応を実施し、今回のような事故の再発を防ぎ、県民生活の安全と安心の確保に向けた取組を進めることができるよう、国においては、人的・技術的支援に加え、財政的支援においても最大限に行っていただくとともに、国土強靱化実施中期計画の策定においては、地方自治体の意見を十分に踏まえて、下水道の強靱化を重要な施策として位置付け、必要な予算を確保することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年2月19日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
防災担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第3号議案

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編は、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。現行法に基づく過去の再審事件では、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告によって手続が長期化したなどの課題が挙げられる。

また、昭和38年に本県で発生した狭山事件においては、えん罪の可能性を指摘する声が強く上がっている。

えん罪は減らすことはできても絶対に無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにも関わらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。

よって、国においては、これらの課題を踏まえ必要な検討を進めた上で、刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年2月19日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

様

原案可決

議第4号議案

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

- 2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として議長が定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として議長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。
- 4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、県議会議長にあつては八十八万円、県議会副議長及び県議会議員にあつては八十万円とする。

第五条中「規定する月に応じ、同項に規定する割合」を「規定する割合（給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乘じる割合に限る。）」に改める。

附則中「同項に規定する月に応じて同項に規定する」を「給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乘じる」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行後の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

原案可決

議第5号議案

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第五十四条から第五十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条第十項及び第十二条第五項の改正規定 令和七年四月一日
 - 二 第五十四条から第五十六条までの改正規定及び附則第二項の規定 令和七年六月一日
- 2 附則第一項第二号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

原案可決

議第6号議案

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則

埼玉県議会傍聴規則（平成四年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- 三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認め

られる物を携帯している者

第十条第一項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を削り、同項第十号中「議事」を「会議」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第一号から第六号まで」を「前項第一号から第三号まで」に、「物品」を「物」に改める。

第十一条中第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十一条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

原案可決

議第7号議案

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和五十八年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十二条の二」に、「第五十二条の二―第五十二条の八」を「第五十二条の三―第五十二条の九」に改める。

第三十二条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第四十三条第四項中「欠席したとき」の下に「(第五十二条の二の規定により質問するときを除く。)」を、「発言をしないとき」の下に「若しくは議場に現在しないとき（同条の規定により質問するときを除く。）」を加える。

第五十二条の八を第五十二条の九とし、第五十二条の二から第五十二条の七までを一条ずつ繰り下げ、第八章中第五十二条の次に次の一条を加える。

（質問の特例）

第五十二条の二 欠席した議員又は議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、質問することができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合

第七十条を削る。

第八十条に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる事項を会議録に記載するに当たつては、第五十二条の二の規定により質問した欠席議員とそれ以外の欠席議員とを区別しなければならない。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

原案可決

議第8号議案

誹謗中傷に対する抑止力の抜本的な強化を求める意見書

膨大な情報が流通する現代社会においては、人々の関心や興味、注目が経済的に大きな価値を持つようになっている。経済的な動機から、より多く人の関心等を集めるために、過激なタイトルや内容、憶測だけで作成された事実に基づかない記事や投稿が数多く生み出されており、偽・誤情報の拡散や、誹謗中傷

が大きな問題となっている。

人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする記事等は、被害者に対して深刻な影響を与えるものであり、人を傷つける誹謗中傷は絶対に許されない。

誹謗中傷の記事等については、民事上の不法行為として慰謝料等の損害賠償責任や、名誉毀損罪や侮辱罪といった刑事上の責任が問われることとなる。

しかし、これらの責任は、被害者に与える影響や誹謗中傷の悪質性につり合いが取れているものとは言えず、関心等を集めることで加害者が大きな経済的利益を得ることもある今日では、誹謗中傷を抑止する仕組みが不十分である状況生まれている。

他国では、不法行為が非常に悪質な形で行われたり、反社会性が強いといった場合、加害者に対する制裁や将来における同様の行為の抑止のため、被害者が受けた損害をはるかに超える「懲罰的損害賠償」が法律上認められている例がある。

また、令和4年の刑法等の一部を改正する法律では、侮辱罪の法定刑が引き上げられ、同法の附則において施行3年後における施行状況の検証が規定されているところであるが、無数の悪質な記事等が社会にあふれ、数多くの被害者に取り返しのつかない深刻な事態を招いている状況に鑑みれば、更なる抑止力の強化に向けた検討は急務となっている。

よって、国においては、新たな誹謗中傷の被害者が生じることを一日も早く防ぐため、懲罰的損害賠償の導入など、誹謗中傷に対する抑止力を抜本的に強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

様

原案可決

議第9号議案

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

矯正施設等においては、性犯罪をした者に対して、認知行動療法等に基づく専門的な再犯防止プログラム等が実施されているが、再犯を防ぐには、刑事司法手続終了後も地域社会において継続した取組が行われることが重要である。

令和5年3月、法務省は地方自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定した。このガイドラインでは、円滑な社会復帰のために必要な支援の在り方や、関係機関との連携方策、先進的な施策の事例などがまとめられており、国と地方自治体が協力して、各人の状況やニーズに応じた再犯防止の取組を実施することが必要とされている。

効果的に取組を進めるためには、性犯罪をした者が矯正施設等の出所後も再犯防止プログラム等を受ける必要性を認識するとともに、地方自治体が再犯防止や社会復帰に向けた支援を行っていく必要があるが、支援の実施にあたって必要である性犯罪をした者に係る情報について、国として地方自治体へ提供する仕組みを設けていない。

また、国と比べると、地方自治体は性犯罪の再発防止に係る専門的な知識・技術を十分に有しているとは言えず、施策を推進するにあたっては専門性の向上等が不可欠である。

よって、国においては、地方自治体の性犯罪の再犯防止の取組の推進のため、下記の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も地方自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について、啓発すること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を地方自治体に提供すること。

3 地方自治体における再犯防止のための施策を担う人材の育成について支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
男女共同参画担当大臣

様

原案可決

議第10号議案

防災対策の充実強化を求める意見書

昨年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、多くの尊い命が失われ、住家被害は全壊8千棟以上を含む約8万4千棟、避難者は最大で約3万4千人に上った。上下水道などのライフラインや、道路、河川、漁港などのインフラ施設への甚大な被害が生じ、広範囲の液状化現象や地盤隆起などの地形変化も発生した。

我が国は世界有数の自然災害発生国である。近年では、風水害の更なる激甚化・頻発化が見られるほか、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模自然災害の発生が懸念されており、国民の生命、身体、財産を守り抜くために、防災対策の充実強化は喫緊の課題となっている。

そのためには、政府における防災業務の企画立案機能を強化し、平時から万全の備えを行う事前防災に不断に取り組むとともに、発災時には政府の司令塔機能を担うことができる組織をつくる必要がある。

国では、昨年11月に防災庁設置準備室を設置し、令和8年度中の防災庁設置に向けて、強化すべき防災施策の方向性や、そのために必要な組織体制の在り方等について検討を進めているが、巨大地震の切迫化や災害の激甚化・頻発化の状況に鑑みれば、速やかに防災対策を強化して必要な組織の整備を進めることが重要である。

また、防災対策は、国と地方自治体が連携して施策の充実を図る必要があり、災害対策車両等大規模災害において救助活動に必要な資機材の整備や、消防関係の施設や装備の拡充など、地方自治体に対する財政的措置の強化が不可欠である。

よって、国においては、防災業務の企画立案や発災時の司令塔となる機能の強化、地方自治体への財政支援の拡充など、防災対策の抜本的な充実強化を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
防災担当大臣
防災庁設置準備担当大臣

様

原案可決

介護支援専門員の研修制度の廃止等を求める意見書

介護支援専門員は、要介護者等への援助に関する専門的知識・技術を有する介護保険法に位置付けられた専門職である。要介護者等への相談やケアプランの作成、市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整等を行っており、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えている中、介護支援専門員の確保・定着対策の推進は重要な施策となっている。

介護支援専門員になるには、一定の受験要件を備えた上で、実務研修受講試験に合格し、約90時間の実務研修を修了する必要がある。また、資格は5年の有効期間が定められており、更新に当たっては、その都度、数十時間の研修を受ける必要がある。

しかし、これらの研修は、現場の実情に即していないとの強い声が上がっている。具体的には、受講時間が長く大きな費用負担も発生するため現場を担う職員が参加しにくい、研修内容が実務に直結しない理論中心の構成であるためスキルの向上に結び付いていない、研修を修了しても給与面でのメリット等がないためモチベーションの向上につながりにくいといったものである。

介護ニーズの高まりや現役世代の減少等により、介護分野の人材不足は深刻化しているが、このような現行の研修制度を継続することは、介護支援専門員の確保・定着の支障になりかねない状況となっている。

そのため、現行の介護支援専門員研修を廃止した上で、実務経験を重視した資格取得制度の簡素化を進め、OJT（現場研修）とオンライン研修を組み合わせた実践的で受講の負担の少ない教育プログラムを新たに構築するとともに、受講によるスキル等の向上が処遇改善など各人にとってインセンティブになる仕組みを設けることが不可欠である。

よって、国においては、介護支援専門員の確保・定着のため、現場の実情に即していない現行の研修制度を廃止するとともに、それに代わる効果的な教育プログラムの導入等を進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

こども誰でも通園制度における補助額の拡充と制度の安定運営を求める意見書

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、保護者の就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として創設された。

令和6年度の試行的事業の実施を通じ、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて、各論点について検討するため、こども家庭庁は「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」を立ち上げた。本検討会においては補助単価の見直し等についての意見が出ており、本制度の安定化に向けて、補助額が不十分であるという課題が浮き彫りになっている。

検討会での検討結果を踏まえた上で、令和7年度からの制度化に向けて、年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けることが検討されていることは、安定的な運営に向け、一定の効果が見込めると考えられる。

しかし、本制度は「利用者単位」での補助であり、利用者がいない場合でも固定費等はかかるため、補助単価の引き上げのみでは施設の安定的な運営が難しい状況にある。

そのため、安定的な運営を確保するためには、ベースとなる基礎的給付に加え、障害児加算等の加算措置の拡充等が不可欠である。

よって、国においては、本制度の目的である「全てのこどもの育ちを支える仕組み」を実現するために、下記のとおり補助額の拡充及び制度設計の見直しを行うことで、持続可能な制度とすることを強く求める。

記

1 障害児等の特別な配慮が必要なこどもの受入れも含め、安定的な運営の確保のため、補助単価の引き上げ及び基礎的給付の補助を行うこと。

2 新たな地方負担が生じることがないように、国において所要の財源の確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
こども政策担当大臣

様

原案可決

議第13号議案

抗インフルエンザ備蓄薬に係る制度の見直しを求める意見書

国と都道府県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、り患者の治療や、その他の医療対応に必要な抗インフルエンザ薬を備蓄しており、現在の国のガイドラインでは、国と都道府県で1,750万人分を、それぞれ備蓄することとしている。

本県においても、ガイドラインに基づき約100万人分を備蓄しており、備蓄を開始した平成18年度から累計の購入費は約56億円に上っている。

一方で、この備蓄薬は、製薬会社との契約上、政府行動計画による新型インフルエンザ等の対策でしか使用できないこととなっており、これまでに放出されたことは一度もない。

令和6年11月から本年当初にかけて、いわゆる季節性インフルエンザが大きく流行し、12月下旬には全国の患者数の報告が現在の集計方法を始めた平成11年以降で過去最高を記録した。一部の医療機関や薬局では治療薬の在庫不足が生じたが、季節性インフルエンザでは使用できないこととなっている備蓄薬を活用することはできなかった。

また、有効期限が迫っても、製薬会社との契約上、医療機関や薬局への流通や返品はできないこととなっており、必要な量の買い替えを行った上で、期限切れの備蓄薬は廃棄処分とすることを余儀なくされている。

こうした状況は全国で共通の課題となっており、季節性インフルエンザについても備蓄薬を弾力的に放出できるようにするとともに、期限切れを迎える薬は医療従事者の予防投与などに有効活用するなど、現行の備蓄制度を見直す必要性は明らかである。

よって、国においては、抗インフルエンザ薬の安定供給や備蓄薬の有効活用の観点から、抗インフルエンザ薬の備蓄に係る制度の見直しを早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
感染症危機管理担当大臣

様

原案可決

麻しん風しん混合ワクチンの安定供給等を求める意見書

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）は、感染力が非常に強く、肺炎などの重篤な疾患を起こす麻しんや風しんを予防するためのもので、1歳と小学校に上がる前の合計2回の定期予防接種が行われている。

令和6年1月、大手製薬会社においてワクチンの自主回収が行われ、これに伴う同社製ワクチンの出荷停止は現在も続いている。

これを受け、厚生労働省は令和6年12月の通知で、同社が出荷予定であった数量に相当するMRワクチンは、他社による前倒し出荷等により、令和6年度も、令和5年度及び令和4年度と同程度の出荷量が供給される見通しを示すとともに、医療機関や卸売販売業者等に対して、必要量の精査や定期接種を実施する医療機関への優先供給など安定供給に向けた協力を要請した。

また、本年3月には、MRワクチンの安定供給が図られてはいるものの、局地的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じており、年度内に接種を受けられない者が一定程度いると見込まれていることから、令和9年3月末まで定期接種の対象期間を超えて接種を行って差し支えないことを示した。

本県の一部の医療機関においても、必要な数量のワクチンが入荷できない状況が生じており、県民の不安の解消に向けた取組みは急務となっている。

よって、国においては、必要なMRワクチンの安定的な供給等を図るため、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 MRワクチンの安定的な供給体制を確保するため、実効性のある対策を講じること。
 - 2 医療機関におけるMRワクチンの不足のため、定期接種の対象期間に接種ができなかった者においても、安心して接種が受けられるよう体制の確保を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

社会保険労務士法の早期改正を求める意見書

急速な少子高齢化の進展や働き方に対するニーズの多様化、社会のデジタル化が進展する中、就業を希望する者が意欲と能力に応じて活躍できる社会を構築することは重要である。

事業者においても、就業者の確保・定着や持続的な事業の発展に向け、意欲と能力に応じて柔軟に働ける職場環境整備への関心が高まり、これに伴う事業者の責務も増大している。

このような中、労働や社会保険に関する専門家である社会保険労務士が、その責務を十分に発揮していくことが望まれているが、現在の社会保険労務士法では、社会保険労務士の使命に関する規定がないこと、労務監査が重点業務であることが明確でないこと、労働審判における補佐人として参加に係る規定が未整備であることなどの課題がある。

よって、国においては、事業の持続的な発展や就業者の福祉の向上に向けて、社会保険労務士法の下記の事項に係る必要な改正を早期に行うことを強く求める。

記

- 1 社会保険労務士の果たすべき社会的・公共的役割を規定し、その使命をより積極的に示すこと。
- 2 社会保険労務士の業務の重点が、労働及び社会保険に関する法令等の遵守の状況の監査であることを

より明確にすること。

3 社会保険労務士が補佐人として労働審判に参加できることを明確化すること。

4 「社会保険労務士」だけでなく、広く普及している「社労士」という文言についても法律上の名称として規定し、無資格者が使用することを制限すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第16号議案

刑事訴訟におけるDNA型鑑定の積極的活用を求める意見書

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列を分析することによって、個人を識別する鑑定法である。昨今の技術の進歩に伴い、DNA型鑑定は科学的に相当高度なレベルに達しており、微量な資料でも非常に高い精度で鑑定することが可能になっている。

警察では、DNA型鑑定は、凶悪事件をはじめとする様々な捜査で使用しており、被疑者から採取した資料や犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成したDNA型記録をデータベース化し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。また、身元不明死体や、犯罪や事故等に巻き込まれ、生命や身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者に関する記録をデータベースに登録し、早期の身元確認に役立てている。

DNA型鑑定は、刑事裁判における証拠としても信頼性が高く、有罪を証明するための証拠として有用であるが、無実を証明するための証拠としても有用性は高いとされている。近年では、DNA型鑑定がえん罪の解明に決定的な意味を持った事例が生じており、正確な事実認定に基づく公正な裁判の実現に寄与している。

しかし、DNA型鑑定の実施は検察や警察の裁量に委ねられており、刑事訴訟において、弁護側の請求が受け入れられにくく、DNA型鑑定が行われた場合でも、その鑑定結果が適切に証拠開示されないことがあるため被告人の防御権が十分に保障されていないとの指摘がある。また、著名な再審事件では、DNAの再鑑定が実施されるまでに長い年月を要している。

そのため、弁護側のDNA型鑑定請求権を法律上明記するとともに、DNA型鑑定の結果を速やかに開示し、弁護側にも同一試料の再鑑定を行う機会を保障することや、過去に有罪判決が確定した事件についてDNA型鑑定の再度実施できる制度を整備することが必要である。

よって、国においては、上記を含め刑事訴訟におけるDNA型鑑定の積極的な活用に向けた施策を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の一層の促進を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が約95%に上っており、名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、改正案の国会提出には至らなかった。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされた。

本県議会では、令和3年7月に、近年における国民の価値観の多様化やこれを反映した世論の動向等に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を推進するよう求める意見書を提出したところである。

令和6年6月、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言した。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行い、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる国民の関心は大きく高まっている。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などへの影響を考慮しつつ、より具体的に議論を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
男女共同参画担当大臣
女性活躍担当大臣

様

原案可決

地方自治体の基金運用に関する規制の見直しを求める意見書

地方自治体が設置する各種基金の運用は、地方財政法などの規制により、国債、地方債、銀行預金など安全性の高い資産に限定されている。

しかしながら、近年のインフレ率の上昇により、これらの資産は実質的な購買力を低下させており、基金の価値が目減りしている状況にある。特に、低金利環境が続く中で、従来の運用方法ではインフレ率を上回る収益を確保することが困難となっている。

一方、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）などは、国内外の株式や不動産投資信託（ＲＥＩＴ）などを活用し、インフレに対応しながら積極的な運用を行うことで高い収益を確保している。

地方自治体においても、将来にわたる財政基盤の安定化を図るため、適切なリスク管理の下で収益性の高い資産運用を可能とする規制の見直しが必要である。

特に、自治体の基金運用を多様化することで、インフラ整備、教育、福祉などの公共サービスの充実に寄与し、持続可能な自治体運営に資することができる。加えて、インフレ率を上回る運用が可能となれば、長期的な財政健全化にも寄与する。

よって、国においては、地方自治体が安全性を確保しつつ、適切なリスク管理のもとで収益性の向上を

図ることができるよう、地方自治体の基金運用における投資対象資産の拡充、リスク管理体制の強化への支援、基金運用に関する透明性の確保や説明責任の明確化に向けた指針の明示など、基金運用に関する規制の見直しに向けて必要な施策を速やかに検討し、必要な法整備を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第19号議案

持続可能な高額療養費制度になるよう更なる議論を求める意見書

高額療養費制度は、家計負担が重くならないよう、医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度であり、医療のセーフティネットという観点から大変重要な仕組みである。

一方で、高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費の総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした社会保険料も上昇している状況にある。

そのような中、国においては、当初、全ての世代の被保険者の社会保険料の負担軽減を図る観点から、高額療養費制度のセーフティネットとしての役割を維持しつつ、支払い能力に応じて負担する仕組みを構築するため、制度の見直しを進めていたが、本年3月、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの患者団体の方々からの指摘を重く受け止め、見直し全体について実施を見合わせ、本年秋までに改めて方針を検討し決定する旨が示された。

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々にとって命綱ともいえる制度であり、その見直しは患者やその家族に大きな影響を及ぼしうるものである。がんや難病の患者などからは、今般の国の動きに対して、治療の継続を断念しなければならない等切実な不安の声が上がっており、こうした意見を真摯に受け止める必要がある。

また、本格的な少子高齢化、人口減少社会という時代の大きな変革期において、一人一人が安心して生活できる社会保障制度を構築することは重要であり、制度の見直しにおいてはその影響を丁寧に検討して、次世代にわたって持続可能な制度を構築していく必要がある。

よって、国においては、患者の方々の状況や意見を十分に考慮し、セーフティネットである高額療養費制度が将来にわたって持続可能なものとなるよう、更なる議論を慎重に進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第20号議案

独立行政法人国立女性教育会館に関する国方針の着実な実現を求める意見書

本県嵐山町に所在する独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）については、令和5年11月に、関係府省から嵐山町に対して「現行施設を譲渡又は撤去し、主たる事務所を移転する」

旨の案が示されたことから、本県議会において「独立行政法人国立女性教育会館の現在地での存続を求める意見書」を採択し、衆・参議院議長及び関係大臣宛提出した。

それを受け、令和6年7月に、国から本県と嵐山町に対し、「国立女性教育会館の機能強化した後の新法人は、引き続き嵐山町に存置する」、「主たる事務所は、地域と協働して男女共同参画に関する課題を解決するノウハウを蓄積・発信するとともに、男女共同参画に関する貴重な史・資料を集積する知の拠点として、積極的に活用していく」との方向性が示されたところである。

また、国からは併せて、「新法人は、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、必要な機能を本館に集約すること」、「機能集約に当たっては、地域との交流に資する活用を含め、国際会議への参加や全国各地の男女共同参画センター等関係者間の一層の連携・交流に活用することができるよう検討をしていく」ことが提示されている。

現在、国会において、国立女性教育会館の機能強化に係る関連法案が審議されているが、国立女性教育会館が我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、また地元住民の交流の場として長きにわたり果たしてきた役割は非常に大きい。

よって、国においては、新法人の設立とそれに伴う施設整備にあたっては、オンラインだけに頼ることなく、国内外の男女共同参画に係る方々が本県に集い、研修等を通じて教育・情報の収集・発信、調査研究等をはじめとした連携・交流ができる機能を確保するとともに、地域の住民が引き続き交流の場として活用することができる開かれた施設とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
男女共同参画担当大臣
女性活躍担当大臣

様

原案可決

議第21号議案

議員派遣について

令和7年3月27日

次のとおり議員を派遣する。

令和7年度埼玉県議会ブランデンブルグ州友好親善訪問団

- | | | | | |
|---|------|-------------------|-------|----|
| 1 | 目 的 | ブランデンブルグ州首相等との会談等 | | |
| 2 | 派遣場所 | ドイツ連邦共和国 | | |
| 3 | 派遣時期 | 9月 | | |
| 4 | 派遣議員 | 32番 | 松坂 喜浩 | 議員 |
| | | 70番 | 岡地 優 | 議員 |
| | | 71番 | 白土 幸仁 | 議員 |
| | | 75番 | 萩原 一寿 | 議員 |
| | | 76番 | 水村 篤弘 | 議員 |
| | | 80番 | 武内 政文 | 議員 |
| | | 82番 | 梅澤 佳一 | 議員 |

原案可決

請願の審査結果

令和7年2月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委 員 会 名	継続分	新規分	合計	審 査 結 果									摘 要
				採択	趣旨採択	執行部への送付		不採択	継続審査	返戻	審議未了	合計	
						(要)	(否)						
議 会 運 営 企 画 財 政 総 務 県 民 生 活 環 境 農 林 福 祉 保 健 医 療 産 業 労 働 企 業 県 土 都 市 整 備 文 化 教 育 警 察 危 機 管 理 防 災	1		1							1		1	
合 計	1		1							1		1	

総務県民生活委員会（継続分）

議請番号	件名	請願者	審査結果
⑥7	国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願書	消費税の廃止を求める埼玉連絡会 代表幹事 岩瀬 晃司 ほか440人	返 戻

陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者の住所及び氏名
26	6.12.18	指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情	東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183番地3 立憲共和党 代表 角田 統領
1	7.1.17	「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	個人
2	7.1.17	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情	個人
3	7.1.21	一人ひとりの大切な命を無駄にしたくない次の自殺対策に生きて活かしたい	個人
4	7.1.24	不法投棄	個人
5	7.2.3	飯能警察署警察官の交通取締りが適正に行われていない疑いがある等の苦情に対し、埼玉県警本部は誠実に調査し回答していただきたい。	個人
6	7.2.7	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出に関する陳情	愛知県安城市百石町2丁目17の6 社会の歪を鋭く追及政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助
7	7.2.17	「現国立女性教育会館の適正規模による宿泊棟・研修棟・体育施設等の存続を求める意見書」提出を求める陳情	個人
8	7.2.18	クルド人問題について	個人

閉会中における特定事件一覧表

(令和7年2月定例会)

(議会運営委員会) 1 6月定例会会期予定について 2 6月定例会の質疑質問について 3 議会に関する条例、規則に関する ことについて 4 特別委員会の設置及び変更に関 することについて 5 委員の選任及び所属変更に関す ることについて 6 執行機関の附属機関等の委員の 推薦について 7 報道機関の取材に関するること について 8 その他議会運営に関するること について	(環境農林委員会) 1 環境保全対策の推進について 2 廃棄物対策について 3 自然の保護及び緑化対策について 4 地球環境の保全の推進について 5 農林水産業の振興について 6 農林水産物の価格安定及び流通 機構の整備について 7 農林水産物の品質及び安全性の 確保について 8 農林災害対策について 9 農村の生活環境の整備について 10 農林水産業関係団体の指導につ いて 11 試験研究機関の整備について	(県土都市整備委員会) 1 道路事業の推進について 2 河川事業の推進について 3 ダム及び砂防事業の推進について 4 公共用地の取得及び管理について 5 建設工事の管理について 6 都市計画行政の推進について 7 公園の整備及び管理について 8 土地取引の適正化について 9 建築行政の推進について 10 住宅行政の推進について 11 営繕事業の実施状況について 12 さいたま新都心の整備について 13 下水道の整備及び管理について
(企画財政委員会) 1 県行政の総合的企画及び調整に ついて 2 歳入の確保について 3 行政改革の総合的な推進について 4 行政組織及び定数管理について 5 情報化の推進について 6 地方分権の推進について 7 市町村行財政の充実について 8 地域の総合的な整備の推進につ いて 9 土地及び水政策の総合的な推進 について 10 交通政策の推進について 11 公金の出納・保管状況について	(福祉保健医療委員会) 1 社会福祉施設の整備拡充について 2 社会保障制度の充実について 3 児童福祉の推進について 4 高齢者福祉の推進について 5 障害者福祉の推進について 6 健康の保持・増進体制の充実につ いて 7 疾病の予防・治療対策の推進に ついて 8 地域医療体制の整備拡充について 9 環境衛生・食品衛生の推進につ いて 10 医薬品などの安全対策の推進につ いて	(文教委員会) 1 義務教育の充実について 2 高等学校教育の充実について 3 特別支援教育の充実について 4 生涯学習の推進について 5 学校保健教育・体育の充実につ いて 6 文化の振興と文化財の保護につ いて 7 人権を尊重する教育の推進につ いて 8 国際理解教育の推進について 9 情報教育の推進について 10 環境教育の推進について
(総務県民生活委員会) 1 職員の待遇改善について 2 情報公開制度の施行状況について 3 政治倫理について 4 私学の振興について 5 県税に関するることについて 6 県有財産の管理状況について 7 入札・契約制度について 8 県営競技事業の施行状況について 9 広聴広報について 10 NPO活動及びコミュニティ活 動の推進について 11 人権施策の推進について 12 男女共同参画の推進について 13 県民文化の推進について 14 国際交流の推進について 15 青少年対策について 16 スポーツの振興について 17 消費生活の安定・向上について 18 交通安全対策について 19 防犯のまちづくりの推進について	(産業労働企業委員会) 1 労働条件の向上及び労働福祉施 策の充実について 2 労使関係の安定確立対策について 3 職業能力開発体制の整備拡充に ついて 4 雇用対策の推進について 5 商工業の振興について 6 中小企業金融対策について 7 産地産業の振興について 8 観光資源の利用促進について 9 商工関係団体の指導について 10 試験研究機関の整備について 11 科学技術の振興について 12 工業用水道事業の実施状況につ いて 13 水道用水供給事業の実施状況に ついて 14 地域整備事業の実施状況について	(警察危機管理防災委員会) 1 警察行政の総合的企画及び調整 について 2 警察官定員の増加と待遇改善に ついて 3 警察施設の整備と管理運営につ いて 4 生活安全活動体制の充実について 5 地域活動体制の充実について 6 刑事警察の強化について 7 交通安全施設の整備及び交通指 導取締りについて 8 消防及び防災の強化について 9 危機管理の強化について

閉会中の委員会活動

〔目 次〕

〔視 察〕

常任委員会

企 画 財 政	72
環 境 農 林	73
福 祉 保 健 医 療	75

特別委員会

自然再生・循環社会対策	76
地方創生・行財政改革	78
少子・高齢福祉社会対策	79
経 済 ・ 雇 用 対 策	82
危機管理・大規模災害対策	84
人材育成・文化・スポーツ振興	85

〔議事室内委員会〕

予 算 特 別	86
---------	----

〔視 察〕

企画財政委員会

1 調査日 令和7年1月22日（水）

2 調査先

- (1) TOPPAN株式会社（東京都文京区）
- (2) 東京都庁（東京都新宿区）

3 調査の概要

- (1) TOPPAN株式会社
（官民連携の取組について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 人口減少・高齢化などの様々な課題を解決するため、県と民間がそれぞれの特性や資源を生かす官民連携を推進する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、2000年代の住民基本台帳カードの自治体DX化支援をきっかけに、現在においても、マイナンバー関連事業の基盤を支えているほか、自治体の事務処理業務においてもICT技術を活用した支援を行っている。
- 埼玉県では、「彩の国だより」の作成業務や「さいたまサイクルエキスポ事業」の運営支援、「埼玉県特別高圧受電事業者等支援金審査等」の業務委託の実績があるほか、県内自治体でも多数の支援実績がある。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 官民連携の取組事例として、3D都市モデルとVPS（現実の風景から位置情報を高精度に特定

する技術）を活用した自動運転車両の自己位置を推定するシステムの開発や、自治体キャッシュレス決済プラットフォーム「地域Pay@」を開発し、地域独自のキャッシュレスサービスの導入促進（熊谷市が採用）がある。このほか、文化観光振興、医療、防災、SDGsなど幅広い分野での支援実績がある。

- 自治体からの相談では、職員数は定数で管理されており、増やすことが難しい一方で、職員の業務の負担が大きくなっているとの声が聞かれる。札幌市の事例では、複数部署の事務業務を集約し、一括して処理する「行政事務センター」を構築し、運営する支援を行った。この取組では、BPR（業務改革）をしながら業務を代行したことが特徴的であり、職員30人分の業務が削減された。
- これまでの事例は、政令市など規模の大きい自治体との実績が多い。中小規模の自治体では、職員不足で持続可能な行政運営が困難になるといった懸念がある中、業務量が少ないため、委託をしてもコストメリットが出せないといった課題がある。そこで現在、複数の自治体の業務を標準化して、まとめて事務を委託する、自治体広域連携による共同事務センターを構想している。

■ 質疑応答

Q 同社の強みとなるものは何か。

A 複雑な業務を整理し、効率化するノウハウやイベントでの告知力、そして、企画立案したものは最後まで実行し、PDCAによる成果分析まで行う伴走型の支援などが強みである。また、秘匿性の高い情報の取扱いについては、国内において、どこにも負けない管理ノウハウを有している。

Q 業務の課題が、職員の中でも分からないといった状況であっても、業務改善の提案を受けることはできるのか。

A 可能である。まずは、実際の業務をヒアリングして、我々の目線で課題を示している。それに対し、DXツールの導入や業務委託など様々な提案を行う。実際に、埼玉県内の複数の自治体からも同様の相談を受けている。



TOPPAN株式会社にて

(2) 東京都庁

(庁内DXの推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 行政のデジタル化を推進するとともに、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで、快適で豊かな真に暮らしやすい埼玉県への変革を目指す必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 東京都は、令和2年に「スマート東京実施戦略」を策定して以降、DX推進の礎となる戦略・組織・人を整備してきた。都政のQOS（サービスの質）と都民のQOL（生活の質）を向上させるため、令和3年4月にデジタルサービス局を設立した。
- また、令和5年7月には、行政と民間が協働して斬新でイノベティブなサービスを生み出す新たなプラットフォームとして「一般財団法人GovTech東京」を設立し、更なるDXの強化を推進している。
- 庁舎内では、都政の構造改革「シン・トセイ」の取組として、フリーアドレス導入や柔軟な机の配置等を行うなど、より活発なコミュニケーションを促し、縦割りの壁を越えた新たなイノベーションの創出を図っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 都政のデジタル化を推進するとともに、今後は、都民が実感できるDXのX（トランスフォーメーション）の実現が重要であると考えており、デジタルサービス局が牽引する全庁的・局横断的な取組を進めている。
- 都の行政手続き100%デジタル化に加え、手続の品質を見える化し、都民目線の魅力的品質を向上させる取組や、DXの推進役である「CIO補佐官」を各局に配置し、各局の自律的なDX推進体制を強化する取組を実施している。
- また、GovTech東京では、都内全ての62区市町村が参画する形で事業を開始しており、都庁・区市町村のDXをはじめ、デジタル基盤強化・共通化やデジタル人材の確保育成、官民共創の取組を推進するなど、東京都と協同してサービスを展開している。
- 団体設立から1年間で、行政手続時間の短縮化やデジタル人材の大幅拡充（設立時13人から61人／令和6年9月時点）が実現し、各自治体共通の課題を伴走型で解決するサポートでは、32自治体47プロジェクトが始動するなどの実績があがっている。
- 将来的には、首都東京だけでなく全国1,700以上の自治体にも貢献することを目指しており、2040年に半数以上の自治体でサービスが採用され

る等の重要目標達成指標を設定している。

■ 質疑応答

- Q GovTech東京では、全国の自治体にサービス展開をしたいとのことであるが、どのような構想を考えているのか。
- A デジタルサービスは横展開がしやすいという特徴がある。都では「東京デジタルアカデミーポータルサイト」を開設し、デジタル公共財として、ノウハウや情報を展開している。また、デジタル人材においても、GovTech東京の任期付きの職員が、その後、他自治体でも活躍できるようにしていきたい。
- Q GovTech東京では生成AIを導入、活用しているのか。
- A GovTech東京では業務でも使用しており、都や区市町村に対しても利用を提案している。最近では、SNS等を含めた多様な意見を集約し、分析することができる「ブロードリスニング」の活用を提案している。

環境農林委員会

1 調査日 令和7年1月22日（水）～23日（木）

2 調査先

- (1) 株式会社堂島取引所（大阪府大阪市）
- (2) コスモ石油株式会社堺製油所（大阪府堺市）

3 調査の概要

- (1) 株式会社堂島取引所
（米の価格形成について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 食生活の変化や人口減少による消費量の減少、異常気象の頻発などにより、今後の米価の動向が不透明な状況の中、米生産者の経営安定のためには、実需者ニーズを的確に把握した生産を推進し、米価の安定を図ることが重要である。

■ 視察先の概要と特色

- 江戸時代の大坂堂島にあった、先物取引発祥の地「堂島米会所」の流れを汲む商品先物の取引所である。米穀指数の本上場について国の認可を受け、2024年8月から将来の米価を予測して取引を行う指数先物「堂島コメ平均」の取引を開始した。
- 主食用米の価格は、集荷業者と卸売業者の相対で決まるのが主流となっているが、先物取引はオープンな場で価格が決まるため、透明性の高い将来価格の指標として利活用されることが期待されている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 日本において、オフィシャルデータとなる米の価格は、農林水産省が公表している「相対取引価格」

のみであるが、これは前月のデータであり、よりタイムリーな価格指標として取引の際に利活用できるよう、同社はこの価格をベースとして当月価格を予測し、「現物コメ指数」として発表している。

- 従来のコメ先物は、新潟コシヒカリ等、特定の産地品種銘柄を取引対象としており、現物を受渡しする決済が可能であったが、「堂島コメ平均」は、日本全国の主食用米の平均価格を取引対象としており、現物受渡しのない現金決済取引であることから、従来に比べ、どの地域の生産者等でも参加しやすい設計となっている。
- コメ指数先物は、日々の生活の中で参照できるものであり、米の将来価格の動向を把握するツールとして、計画的な生産により生産者の経営安定・拡大につなげてもらう、生産者・消費者双方にとって、将来の価格変動リスクを軽減する手段として活用してもらうなどの利用方法がある。

■ 質疑応答

- Q 取引量は客観的に見て低調なのか、想定どおりなのか。
- A 開始当初は、価格を探るような状況が続いて価格が乱高下し、市場に参入しにくい状況だったため、想定より低調な取引だった。現在は、流動性供給を目的とする専門学者を採用し、取引を活発化する手立てをしている。売買したいタイミングでそれができる、また、世の中のトレンドをフォローできていたと感じてもらえれば、今後、取引量は少しずつ増えていくと想定している。
- Q 先物市場は投機による価格の不安定化が危惧されるが、市場の流動性を高めるための対策など、どう考えているか。
- A 生産者、卸売、小売、個人の投資家など、種類の異なる方々が参加することで流動性は高まる。また、「相対取引価格」という公正な価格をベースにした指数先物であるため、現物価格と乖離して価格形成されることがない設計となっている。



株式会社堂島取引所にて

(2) コスモ石油株式会社堺製油所 (カーボンニュートラルの推進について)

【調査目的】

■ 本県の課題

- 温室効果ガスの排出と吸収の均衡を実現するためには、県民や事業者、自治体などが一体となって、バイオマスなど多様な再生可能エネルギーの普及拡大に取り組むことが重要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同社が所属するコスモエネルギーグループは、日々の生活に欠かせないエネルギーを安全・安定的に供給し続ける公共的な使命を担う企業として、石油開発事業、石油事業、石油化学事業、再生可能エネルギー事業などを展開しており、「地球と人間と社会の調和と共生」を理念に掲げ、カーボンニュートラル実現を目指している。
- 航空セクターの脱炭素において、S A F（持続可能な航空燃料）の需要が高まっており、日本国内において大規模でのS A Fの生産・供給が実現していない中、同社は廃食用油を原料としたバイオジェット燃料製造サプライチェーンモデルの実証・構築を目指している。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- S A Fは従来の航空燃料と比べて大幅にCO₂排出量を削減でき、エンジン、貯蔵、給油設備といった既存のインフラが使える点で有効である。
- 国内で発生する廃食用油のみを原料とした年間約3万キロリットルのS A Fの供給を目指しており、同社堺製油所内においてS A F製造装置の建設を進め、2024年に完工、2025年度に供給開始を見込んでいる。
- 国内廃食用油の発生量は年間50万トンと言われ、家庭系廃食用油10万トンの大部分が廃棄されている。また、事業系廃食用油40万トンのうち、20万トンが飼料原料に、12万トンが海外に輸出されており、家庭系廃食用油の資源化と事業系廃食用油の国内資源循環が課題となっている。
- 外食関連企業と連携して事業系廃食用油の回収を進めるとともに、自治体とも連携して、ガソリンスタンドやショッピングモールに家庭系廃食用油回収ボックスを設置し、廃食用油の回収を進めている。

■ 質疑応答

- Q ガソリンスタンドでの廃食用油の回収は、埼玉県でも行っているのか。
- A 東京都の3か所のみで実証的に行っており、今後は大阪府堺市下でのガソリンスタンドへの展開も計画している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係上、通常は廃棄物としての取扱いとなるが、東京都や堺市とは連携協定を結ぶことで資

源であるという実態を認めてもらったため、有価物としての引取りが可能となっている。他自治体とも話を進めているところである。

Q 自治体と連携することでこういったことがスムーズに進むのか。

A 回収拠点までの距離が課題となっている。拠点まで距離があり、住民が手間と感じてしまうと持って来てくれない。自治体との連携により、家庭ごみの収集箇所で回収するなど、回収拠点までの距離を何とか縮められないか、検討しているところである。

福祉保健医療委員会

1 調査日 令和7年1月14日(火)

2 調査先

- (1) 東京都健康長寿医療センター(東京都板橋区)
- (2) 東京都盲ろう者支援センター(東京都新宿区)

3 調査の概要

- (1) 東京都健康長寿医療センター
(健康長寿への取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 本県は、高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれており、健康長寿の取組は重要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同センターは、高齢者医療のパイオニア・老年学研究の拠点として、適切な医療の提供、臨床と研究の連携、高齢者のQOLを維持・向上させるための研究に取り組んでいる。
- 「介護予防・フレイル予防」及び「認知症との共生・予防」の二つを重点分野に位置付け、医療と研究の両輪で取り組んでいる。医療機関と研究所以外に、認知症未来社会創造センター、フレイル予防センター、人材育成を行う健康長寿医療研修センターを設置し連携を図り運営している。
- スマートウォッチを活用した健康づくりに関する研究プロジェクトを立ち上げ、フレイル外来を受診した方などを対象に実用性を検証するなど、医療機関と研究所が一体化された同センターならではの横の連携や、高齢者への栄養指導におけるスマートフォンアプリの大学との共同研究など、多様な研究、取組が高齢者の健康維持・増進と自立した生活の継続のために実施されている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同センターは、産科、小児科以外の多くの科を網羅する急性期の医療機関であるが、入院患者は高齢者、超高齢者が多く、急性期医療を中心としながらも亜急性期や介護保険との連携も同時に図っており、地域の重要な医療拠点となっている。

また、多くの脳組織が蓄積されており、アジアでも有数の高齢者ブレインバンクを持つ研究施設でもある。

- 平成27年にフレイル外来を開設し、フレイルが疑われる患者の診療、評価等を行っている。ほかにも、東京都と連携し、住民が運営する介護予防の運動などを行う「通いの場」の設営にも協力している。患者を地域における「通いの場」へつなげることで運動促進のみならず、認知機能や介護予防効果の向上、さらには社会参加の促進が図られている。

- また、フレイル予防センターでは包括的な予防を行うためにフレイルから介護に関わる多様な職種の人材育成が必要であると考え、フレイルサポート医、ナース、栄養士などの様々な研修会や公開講座を開催している。松本市と研修会を開催したり、他県でも研修会を開催するなど、フレイル予防をけん引する存在となっている。

■ 質疑応答

- Q 後期高齢者の検診に基づき行政、医師会、同センターの連携による包括的フレイル対策を行っているとのことだが、行政が集団で行う健康診断や保健指導について、受診者をかかりつけ医につなげていくための取組はあるのか。

A 健診機関において健診結果を手渡しもせず説明の資料もない、やりっぱなしのような状態もあるが、本来はかかりつけ医が説明すべきと考える。説明の用紙を複写方式で作成し、その一部を受診者に渡すということを板橋区で始めた。受診者は、かかりつけ医に複写の写しを持っていくことで、かかりつけ医につないでいく。また、保健センターが受診勧奨するなど、保健指導する側と医師とで話し合っ連携をとっていく必要もある。こういった流れを作っていくことが重要であり、フレイルサポート医も保健指導の相談に乗るなどの役割を果たしていく。

- (2) 東京都盲ろう者支援センター
(盲ろう者への支援について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 盲ろう者は、高齢化社会により増加していくと推測されており、自立した生活、地域社会への参加のための支援は重要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同センターは、視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう者」への総合的なサービスを提供するために、平成21年に設置された。利用者の増加、支援ニーズの多様化に対応するため、令和6年に新宿区にある現センターへ移転し、それに伴い、センターの機能を盲ろう者の全ライフステージへと拡充した。認定NPO法人東京盲ろう者友の会が都

の委託を受けて運営している。

- コミュニケーション等の訓練や、本人や家族、関係機関等からの相談を受け、情報提供や問題解決へ向け支援する総合相談支援事業などを行うほか、外出の機会が少ない盲ろう者の社会参加を促すための交流会や啓発活動も行っている。
- また、これまで支援が行き届いていなかった盲ろう児についても、盲ろう児や保護者、教員らを支える新しい支援事業を全国で初めて開始し、相談や交流会を開催している。全国に盲ろう児を対象とした専門の教育機関はないため、子育てや教育で苦悩や困難に直面する保護者、関係者のよりどころとなっている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 視覚障害、聴覚障害の身体障害者手帳を取得している方は、全国で約61万人おり、そのうちの約1万4千人が視覚と聴覚両方の障害を持つ盲ろう者であると推計されている。同センターが開設され、盲ろう者を支援する機関ができたことで、本人や家族、支援機関にとって相談できる、頼る場所ができたが、盲ろう者支援センターは、現在、全国に6か所しかなく、十分な支援ができていない。
- 盲ろう者が複合して抱える困難は、会話、情報入手、外出と言われる。5人に1人は、会話の頻度が月2日以下、外出頻度が月2日以下となっており、健常者の生活で考えるとありえないほどの非日常生活を送っている。この三つの困難の解消が社会参加の促進につながることから、通訳者の派遣事業や養成事業だけでなく、コミュニケーションをとるための訓練や、交流会などコミュニケーションをとれるようになった後につなげる活動場所も作っているところである。

■ 質疑応答

Q 支援する職員は、どのような方が多いのか。

A 通訳介助者として活躍されている方が多く、実習に来た学生がその後も活動に参加されることもあるが、もともと盲ろう者に対する知識がある方が多い。通訳者の養成なども行っているが、コロナ禍や昨今の物価高騰により、ボランティアに準じることに関わる方が減ってきており、派遣事業などにおいて、要望に応えられないこともある。

Q 都の盲ろう者は約840人とのことだが、どの程度アプローチできているのか。

A 通訳等派遣事業を受けている方が140人いる。ほかに、相談のみや障害者手帳は取得していないが訓練事業のみを受けている方もおり、全体で160人くらいである。多くの方は関わりがなく把握できていないため、限られた範囲でのアプローチになっていると認識している。このため、兵庫県などが行ってい

る、市区町村と連携し障害者手帳から盲ろう者を探しアプローチするようなアウトリーチ型の支援も重要と考えている。



東京都盲ろう者支援センターにて

自然再生・循環社会対策特別委員会

1 調査日 令和7年1月29日（水）～30日（木）

2 調査先

- (1) 株式会社東芝 研究開発センター（神奈川県川崎市）
- (2) 環境通信輸送株式会社牛久リサイクルセンター（茨城県牛久市）

3 調査の概要

- (1) 株式会社東芝 研究開発センター
（脱炭素社会の実現に向けた取組について）

【調査目的】

■ 本県の課題

- 2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガスの排出量を削減するため、従来の企業支援等の取組に加え、新たな視点での取組の拡充が必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、研究開発センターの前身となる中央研究所を1961年に設立、1992年に研究開発センターへ改称し現在に至る。同社グループは、「カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーの実現」「誰もが享受できるインフラの構築」「繋がるデータ社会の構築」を目指し、かつてない地球規模の課題解決に向け取り組んでいる。
- 同研究開発センターでは、カーボンニュートラルの実現に向け、軽量薄型で曲げることができ、多様な場所に設置可能なことから次世代太陽電池として注目されているペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた研究を行っている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 同社では、運輸部門の電動化、発電部門の再エネ主力電源化を新型太陽電池で狙うターゲットとして取り組んでいる。
- 今年度は2050年カーボンニュートラル（CN）

実現に向け、次世代太陽電池の導入拡大と産業競争力強化に向け検討を行うため、産官学から構成される官民協議会の会議に参加した。

- ペロブスカイト太陽電池は従来設置できなかったところに設置可能であり、変換効率の高効率化に向けた研究も進み、ポテンシャルの高い電池である。
- 同社は、産学連携活用による発電コスト低減、理論解析による開発を推進しており、企業や地方自治体等からのヒアリングによるニーズ分析を行い、実証に向けた協議を進めている段階である。

■ 質疑応答

Q 既存のシリコン型メガソーラー（以下、「シリコン型」）がフィルム型ペロブスカイト太陽電池（以下、「フィルム型」）に置き換わるのは、いつ頃をイメージしているか。

A フィルム型の社会実装に向けては耐久性やコスト面の課題がある。コスト面については、生産量を増やしていく必要があるが、シリコン型が中国を中心に550ギガワット生産されているのに対し、フィルム型は最も研究が進んでいる企業でも2030年に1ギガワット生産するかもしれないという状況である。耐久性についても、海外での研究は進んでいるものの、社会実装に向けては課題が残ると考える。そもそも我々が開発するフィルム型ペロブスカイトのコンセプトは従来シリコン型が設置できなかった場所への展開であり、用途は異なるものと考えている。

Q 他社や大学と連携し、研究開発を進めているとのことだが、一方で同様に海外も研究を進めている。こうした状況の中でどのようにして国際競争力を確保していくのか。

A フィルム型を主軸にしていくという国は少ない。太陽電池のボリュームゾーンは、アメリカ、ドイツ、中国といった国だが、これらの国はシリコン型で発電量を賄っているためである。フィルム型の開発が進んでいるポーランドでも日本と同様にシリコン型との差別化を図るという観点で開発を進めている。競争力の確保のためには、企業単位ではなく、政府の枠組みの中でこうした観点から開発を進めていく必要があると考える。



株式会社東芝 研究開発センターにて

(2) 環境通信輸送株式会社牛久リサイクルセンター（サーキュラーエコノミーの推進について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 大量生産・消費型の経済活動（リニアエコノミー）から、資源が循環する経済システム（サーキュラーエコノミー）への転換を推進し、社会課題を解決する必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、昭和45年10月に前身となる関東通信輸送株式会社として創業し、一般貨物輸送事業を開始した。その後、産業廃棄物処理業、倉庫業と事業拡大していき、平成6年6月に牛久リサイクルセンターを設立した。
- 平成28年に本社を東京都大田区から、さいたま市大宮区へと移し、令和4年1月から使用済太陽光パネル処理事業を開始した。物流・環境サービスをワンストップで提供するプロフェッショナル企業を目指している。
- 同リサイクルセンターでは、専用のマシンにより太陽光パネルの100%再資源化を行っている。また、法令に基づく受入基準に則り、通常受入が困難な自然災害等により変形したパネルの処理も実施している

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 同社は、物流サービス（一般貨物輸送、倉庫保管）と環境サービスをお客様のニーズに合わせて幅広く展開している。特に、環境サービスは、HDD・SDD物理的破壊処理、PCB・アスベスト収集運搬、太陽光発電設備・LED設置工事、使用済太陽光パネル処理、使用済PC等IT機器類の金属マテリアルリサイクル処理等と多岐にわたる。
- 国は2030年代後半に、年間約50万～80万トンの太陽光パネルが排出されると推計している。同社では、これまで埋立処分に回っていた使用済太陽光パネルの受入れを開始し、高度循環利用を推進している。
- 同センターの専用処理プラントは、太陽光パネルを1枚当たり約2分で処理が可能（1日当たり240枚）であり、パネルの各部品について100%再資源化を目指している。

■ 質疑応答

Q 使用済太陽光パネル（以下「パネル」）の廃棄量は2030年代後半にピークを迎えるとのことだが、これに対応するため行政としてどのような制度や仕組み、インフラなどを整備していくことが望ましいか。

A まずは、パネルの排出事業者に対し、適正に処理ができる処理事業者の紹介を徹底していただきたい。また、住宅用のパネルを個人で処理する場

合においてパネルの処理先がなく放置されてしまうということがないよう、受入環境整備・住民周知に取り組んでいただきたい。

Q 東京都は、この住宅用のパネルの処理の問題への対策として、2023年6月から都が指定する処理施設で、リサイクル処理依頼を行う排出事業者に対するリサイクル費用の一部を補助する制度を開始したとのことだが、この制度で住宅用パネルの処理の問題は担保されるものなのか。

A 現在は、このルートに乗り適正に処理されるケースは少ないと考えている。国は、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物を処理できないという法令上の仕組みについて、柔軟に処理できるよう見直していく必要があると考える。

地方創生・行財政改革特別委員会

1 調査日 令和7年2月7日（金）

2 調査先

- (1) 野村證券株式会社（東京都千代田区）
- (2) 羽田イノベーションシティ（東京都大田区）

3 調査の概要

(1) 野村證券株式会社

（地方自治体の基金等の運用について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 県民の3人に1人が高齢者になると見込まれる2040年を見据え、限られた予算・人員を最大限活用し、効率的な行財政基盤を構築して行政サービスを提供していくことが必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は日本の総合証券会社大手5社のうちの一角であり、顧客は個人投資家・国内外企業等多岐にわたるが、地方自治体向けには公金管理等の支援・提案を行っている。
- 国内109店舗、約30の国・地域の拠点でサービスを展開しており、顧客資産残高は約134兆円（令和5年9月時点）で国内最大の規模である。
- コア業務である証券業務だけでなく、地方自治体、学校法人、宗教法人、社団・財団法人、医療法人等、さまざまな公共・公益法人に向けて、それぞれのニーズに合った提案を行っている。
- 地方自治体向けには、公金管理体制の構築、基金等の適正運用、地方債の多様化、施設建替え等についての提案を行っている。
- 同社を視察することにより、本県における基金等の運用の参考とする。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 2016年度から2021年度までは国債はマイナス金利の時期が続いていたが、2022年度から満期5年

の国債の利回りもプラスとなった。20年や30年と満期が長い債券への投資はためらうが、5年ならば検討できるという方が増えたため、債券投資への機運が高まっている。

- アンケートによると、公金等の運用について、道府県の場合ラダー運用を基本方針としている団体が50%（うち約25%が10年ラダー、約75%が20年ラダー）、政令市では100%となっている。

■ 質疑応答

Q 道府県と政令市の運用の基本方針の比較の説明があったが、結果として最も運用の結果が優れるのはどのような運用方法だったのか。

A 自治体ごとに財政状況が全く違い、また多少長期間で比較する必要があるため、一概に比較することは難しい。ただし、経験的に、ラダー運用は多くの自治体が採用しているが、10数年もそのような形になっているので、少なくとも合理的な説明ができ、きちんとしたパフォーマンスになっているということはいえると考えられる。

Q G P I Fも、年金というとても大切なお金を預かって運用を行っているが、ある程度リスクを負ってもよいというような方針で運用をしているように思われる。一方で、自治体の基金についてはとにかく安全性を重視することとされており、これらの違いは何によるものなのか。

A 都道府県の減債基金も比較的足は長いが、G P I Fの運用する年金積立金は更にはるかに長期である。運用期間が長いため、リスクを取りやすいという性質がある。

(2) 羽田イノベーションシティ
（官民連携によるまちづくりについて）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 本県の人口は、平成27年と令和2年を比較した人口増加率では1.1%増となっているが、市町村別では38市町村が人口減となっている。また、現在は人口増となっている県南エリアでも、令和17年をピークに人口減に転じる見込みであり、民間事業者や市町村と連携した魅力ある地域づくりに向けた取組が必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 羽田イノベーションシティは、大田区が羽田空港跡地第一ゾーン整備事業として羽田みらい開発株式会社と官民連携によるまちづくりを進め、2020年7月に開業した。
- 大田区は、同シティをテストベッド（地域課題の解決の場）と位置付け、持続可能な都市を構築するための課題の解決のため、様々な先端技術の実証実験を同シティ内で行っている。現在は無人自動運転バスの運行、換気制御プロダクトの活用による換気量の自動制御、電池レスデバイスによ

る混雑状況のデータ化、配膳ロボットによるレストラン営業等の実証実験を行っている。

- 令和4年には「スマートシティEXPO」を2回開催し、これ以降も先端技術と文化を軸とした催しを複数回開催している
- 官民連携により先進的なまちづくりを行った事例として、同シティを視察する。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 同シティでは、最先端技術の実装とまちづくりのデジタル基盤の構築を二つをテーマとしてスマートシティの取組を推進している。前者の分野では、現在は施設内を巡回する自動運転バスの運行や自動清掃ロボット、警備用ロボットの活用を進めている。後者の分野では、3Dフィールドと名付けたデータ連携基盤を用い、施設内のビーコンと人が所有するスマートフォンを用いてBluetoothにより行動軌跡を記録して可視化する等している。
- 地震等の非常事態発生時もスマート化を進めており、3Dフィールドを活用してシティのゾーン毎に地震直後の建物の安全状態を把握することができる。これにより、企業のBCPへの活用や避難誘導業務の効率化に役立てられるよう検討している。
- また、同シティは電気・ガス・熱・水素の4種類のエネルギーインフラを備え、災害に強いまちづくりを進めるとともに、電力供給の最適化によって省エネを進めている。

■ 質疑応答

Q 平日である現在はあまり来客者がいないように見受けられるが、休日やお祭り、イベント等で集客ができるのか。

A 通常の平日も自動運転バスの運行はしているが、来場者数が多くなるのはイベントを行う土日である。イベントの際は多くのロボットの実験などをお見せできるため、大田区の方をはじめとして近隣の方にお楽しみいただいている。



羽田イノベーションシティにて

少子・高齢福祉社会対策特別委員会

1 調査日 令和7年1月29日（水）～31日（金）

2 調査先

- (1) 長崎県立ろう学校（長崎県大村市）
- (2) 長崎県庁（長崎県長崎市）
- (3) 長崎国際大学（長崎県佐世保市）
- (4) こども未来館「おむらんど」（長崎県大村市）

3 調査の概要

- (1) 長崎県立ろう学校
（障害者の就労支援について）

【調査目的】

■ 本県の課題

- 障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力の育成や、潜在能力を伸ばし、就労など社会参加の幅が広がるような取組の推進が課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 聴覚障害による学習又は生活上の困難を改善克服することにより、生きる力を高め、自立し積極的に社会参加できる力を培うことを目標としている。
- 高等部では、卒業後の社会的・職業的自立を目指し、職業の専門学科として「総合デザイン科」と「理容科」を設け、専門的な教育を行っている。また、職業教育充実のために各専門学科に専攻科を設け、本科3年、専攻科2年の系統的な教育を行っている。
- 聴覚障害と他の障害を併せ有する生徒においては、個に応じた指導を行い、就労など将来の社会自立に向けた支援を行っている

【調査内容】

■ 聞き取り事項

- 専攻科では、普通の高校では設定していない職場実習を教育課程の中に取り入れており、1年時に2週間を2回、2年時に2週間を1回設定している。自分が所属する科やコースに関連する企業等で体験を行い、働くとはどういうことかを学ぶ。
- 1年時の2学期には、生徒自身が就職したい職種などで職場実習を行う。2年時には就職したい企業での実習を行う。企業側も採用する生徒を実際に見ることができるため、双方のマッチングの機会となっている。
- 生徒のほとんどが専攻科に進学しており、自動車関係に就職する生徒が多い。製造業は生徒の受入れに慣れているため就職率が高い。一方、生徒の希望があれば他の職種の企業にも声をかけマッチングを図っている。

■ 質疑応答

Q 法定雇用率が定められたが、障害者を受け入れ

る企業側の取組はいかがか。

A 文字による情報提供や職場の中にパトランプを設けるなど、目に見える情報の提供を行っている。文字起こしアプリを開発した会社もある。

Q 専攻科について、コースを決める期間、決めるまでの工程はどのようなになっているか。

A コースの選択は2年時となっている。1年時に各コースを順繰りに体験し、およそ11月にコースを希望する流れである。それに合わせてどういった仕事・進路が良いか併せて指導を行っている。

Q 就職に有利になると考えられる情報や機械といった科目は取り入れないのか。

A 来年から専攻科の方に、コースに関係なく情報の授業を8単位、週4時間増やすことになった。コースを増やしたりはせず、教育課程の中での変更をしている

Q 生徒が不登校や不登校傾向になった場合、SNSなどを活用してコミュニケーションを取れる環境になっているのか。

A 一人一台タブレットを持っているため、そのタブレットを利用して学級と連絡を取り合う。それも厳しい場合は家庭訪問で担任の先生がお話しに行く。SNSはチームスを利用できる環境は整えている。活用事例として、入院している生徒が実際にタブレットを用いてコミュニケーションを行い、孤立せずに過ごすことができた。



長崎県立ろう学校にて

(2) 長崎県庁 (高齢者施策の推進について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 令和7年度に団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者の急増が見込まれる。そのため、介護が必要な県民の増加への対応や、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送りたい高齢者を支えることが課題である。

■ 視察先の概要と特色

○ 高齢者の福祉及び介護保険施策を総合的に進めるため、令和6年度から令和8年度までの3か年

を計画期間とする「ながさき長寿いきいきプラン」を策定している。

○ 持続的な社会保障制度の構築として、生産年齢人口の減少に対応するため、介護人材の確保、介護保険制度の安定運営及び介護現場のデジタル化などに取り組んでいる。

○ 社会環境の変化や新たな行政ニーズへの対応として、高齢者が地域で元気に暮らすために、高齢者の生きがいづくりの推進、認知症の方や家族への支援及び高齢者の権利擁護などに取り組んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 長崎県庁では、介護人材確保対策として、①介護ロボットなどのテクノロジー導入による生産性向上、②外国人介護人材の確保、③魅力発信・参入支援の三つ柱で施策を推進している。①は介護事業所への補助金や相談窓口「ながさき介護現場サポートセンター」の設置、②では事業所への理解促進セミナーや日本語教育の支援、③では「介護のしごと魅力伝道師」による魅力PRなどに取り組んでいる。

○ ながさき介護現場サポートセンターでは、主に①介護現場でのお困りごとをサポートする相談窓口、②介護ICTやロボットの試用貸出、③施設の課題に応じた伴走支援、④研修・セミナー、⑤展示会の五つの業務を行っている。試用貸出は問合せが増えてきている。介護テクノロジーを事業所に導入する鍵となるのは経営層の見通しである。

○ 県内の先進的な取組として、社会福祉法人ふるさとでは、「NEXT KAIGO」を掲げ、介護サービスの質の向上や職員の働き方改革を実現するために、県の補助金を活用して入浴リフトや勤務表自動作成ソフトなど介護テクノロジーを意欲的に導入し、目に見える変革を行っている。

■ 質疑応答

Q 行政の補助金の在り方について、介護事業者として何か考えがあるか。

A 事業者は着手できるところから事業を始めていくが、最初から揃っていないといけないなどの要件がある補助金は使いにくい。補助金の要件として数字で目標値・目的値をはっきりさせ、しっかりとそこを目指させることが大事である。柔軟性と目標・目的が図られることが重要と考える。

Q ICT導入の留意点について、合意形成のプロセスが大事とあったがポイントを教えていただきたい。また、導入するものはオーダーメイドか、それとも既製品か。

A 職員に導入する目的をしっかりと伝えていくことが大事である。導入前の研修はもちろんのこと、

導入後のモニタリングとして、実際に使用して課題を洗い出し、課題を検証して解決・修正していくようなPDCAのサイクルが必要である。そこに経営層が関与していくことが、ICTをうまく導入できるポイントであると考え。導入するのはオーダーメイド・既製品両方ともある。多くの場合は既製品を導入するが、カスタマイズを施すことがある。施設の実態に合わせてカスタマイズすることが大事だと考える。



長崎県庁にて

(3) 長崎国際大学 (男性の不妊治療について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 晩婚化・晩産化が進展し、こどもを望んでも希望どおりに授からない夫婦が増加しており、その要因の一つとして、不妊の原因の半分が男性側にもある事実があまり知られていないことなどが課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 人間社会学部、健康管理学部及び薬学部があり、よりよい人間関係とホスピタリティの探究・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究が建学の理念である。その中で、薬学部薬学科の複数の研究室が、共同で不妊治療に関する研究を行っている。
- 薬学部薬学科にある分子生物学研究室では、田中准教授の下で、男性の不妊症に関する遺伝子多型の解析について研究等を進めている。
- 田中准教授は平成27年度かわさき起業家オーディションに「不妊症に貢献する健康食品と遺伝子診断の開発・販売」というテーマで受賞経験があり、平成28年度より株式会社を設立し健康食品の販売を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 先進国では不妊症が進んでおり、5組に1組のカップルが不妊症と言われている。不妊症は、以前は主に女性に問題があると言われていたが、研究を進めた結果、女性側が半分、男性側に半分の

要因があることが分かっている。また、両方に要因がある場合もある。

- 不妊症の原因は未だ解明できていないが、考えられる一つの要因として晩婚化が挙げられる。人間は20歳前に子供を産むことが一番良いように進化上できているため、晩婚化は一番の問題ではないかと考えている。
- 受精率を上げる実験の中で、甘草を入れると受精率が上がることが分かった。さらに調べるとケルセチンがとても良く効くことが分かった。ケルセチンを配合した製品を開発し、ネズミを用いた実験では、こどもを産まなくなったネズミが新たにこどもを産む結果を出した。不妊症の治療時に服用することで効果が期待できると考える。

■ 質疑応答

- Q 一般的な病院で不妊症の原因を突き止めることができるのか、それとも専門的な病院でないと分からないのか。
- A 専門的な病院でないと分からないと考えられ、専門医を探さないと判定できない。都会の方が成功率が高いお医者さんが多いと考えられる。一般の病院には、まだ手法が普及していない。
- Q この分野は生命倫理的に日本は遅れているのか。
- A むしろ日本が引っ張っており、世界で一番の生殖補助医療の国である。40歳を超えてから人工授精を一生懸命トライする世界一の国である
- Q 不妊治療にストレスは関係するのか。
- A ホルモンのバランスなので、ストレスがたまり、脳が異常を感じると不妊になりやすいと考えられる。

(4) こども未来館「おむらんど」 (子育てに関する総合的な支援について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親からの支援を受けにくい状況があり、子育て家庭を支える社会的機運の醸成など、地域での子育て力の充実が課題である。

■ 視察先の概要と特色

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てなどに関する相談受付や情報提供、子育てや子育て支援に関する講習などを実施している。
- 週2回の頻度で「すこやかDAY」を設け、子育てについて聞いてみたいこと、不安に思っていることなどを気軽に相談できるようにしている。また、個別に施設のスタッフと話すことや電話での相談も可能となっている。
- センター内には様々な遊具が置かれ、平日は予約なし、土日祝等は完全予約制で0歳児から小学

生までのこども達が保護者と一緒に楽しい時間を過ごすことが可能である。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- おむらんどは、①子どもの健やかな育ちを応援する子育て支援、②市民協働による子育て支援、③親子の安心、安全な遊び場の確保、④大村市次世代育成支援行動計画の推進を事業実施の背景としている。
- こどもたちの探究心や好奇心をくすぐることができるように様々な遊具を取り備え、こどもたちがもっといっぱい遊びたいと思える空間づくりを心掛け、場所を提供している。また、遊び場のみの提供ではなく、子育てを頑張る父母の力になれるような相談や情報提供が行えるように運営に取り組んでいる。
- 大村市の直営方式で、正規職員1名及び会計年度任用職員が9名の計10名となり、交代制で運営している。10名のうち6名が保育担当で、そのうち5名が幼稚園教諭の資格を持ち、1名が子育て支援員の資格を持つ。ほか4名が事務職員である。

■ 質疑応答

- Q 市民協働による子育て支援において、企業や団体はどのように関わっているのか。
- A 講座を実施する中で、大村市内の子育てサークルなどの団体と連携している。企業とは、おむらんどの周知に協力いただいている。
- Q 長崎県庁に何か要望したいことはあるか。
- A 県内にある他の屋内のこども遊び場と連携する際に、県が旗振りをしてくれると、各施設が参加しやすく、協働事業に取り組むやすいと考える。
- Q 子育て支援センターとして、「一緒に遊べる」というキーワードまできちんと整備している施設は少ないと考える。このキーワードで整備した理由などをお聞かせいただきたい。
- A 行政としては、悩みなどを相談してもらうことが施設のメインである。「相談に来てください」と呼び掛けてもなかなか窓口に来てもらえない中で、こどもが行きたいと言ってくれると親と一緒に来てもらう機会となる。一緒に遊んでいる中で、職員が親に声を掛けられるので、そこで相談してもらうことができる。大小関わらず気軽に悩みを相談してもらえるような、安心できる施設であることを大切に運営している。

経済・雇用対策特別委員会

1 調査日 令和7年1月29日（水）～30日（木）

2 調査先

- (1) カスミ岩瀬流通センター（茨城県桜川市）
- (2) 宇都宮大学ロボティクス・工農技術研究所（栃木

県宇都宮市）

3 調査の概要

(1) カスミ岩瀬流通センター

（物流における働き方改革について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 昨年4月からドライバーの時間外労働時間の上限が年960時間となり、労働時間が短くなることで輸送能力が不足することが懸念されており、物流業界における取引環境や労働時間の改善が喫緊の課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

- 同社は、茨城県を中心に1都5県に195店舗(令和6年4月現在)を有するスーパーマーケットチェーンであり、物流における現場改善を長年行っている。
- 商品の積み方や回収容器の整理方法などの現場での改善だけでなく、社内評価制度の見直しや部署の大部屋化など、組織全体での改善でも大きな効果を上げている。
- 昨年4月から始まった物流の2024年問題に対応するため、競合するスーパーの商品も同社の倉庫で集配するなど、ここ数年は本格的に会社の枠を超えた効率化に取り組んでいる。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 同社では、経営戦略として「ソーシャルシフトの経営」を掲げている。現在、SNSの発達によって、現場で起きていることが一瞬にして世界に情報連携されてしまう。湯水のごとく情報があふれている社会の中では、情報ではなく人を信用すること、地域住民である(株)カスミや物流センターの従業員自身が感じた共感、信用が重要と考えている。
- 地域の小さな運送会社は、他の会社の下請けになることが一般的であるが、同社の取組では、会社の大小関係なく横並びとし、仕事を獲得した会社が親会社となり、ネットワーク間で協力しあい配送する形をとっている。当日でもネットワーク間で荷物のやり取りを行うなど、地域の小さな運送会社ならではのメリットも多く、現在では、口コミが広がり100社以上がネットワークに参加している。
- 昨年、関東地方のスーパーを主体にして首都圏SM物流研究会が発足され、業界団体として、物流の効率化に取り組んでいる。荷主同士は競合しているが、物流に関して共通の悩みを抱えており、継続的な物流体制の構築のため、同社も他のスーパーに知見を展開している。

■ 質疑応答

- Q サプライチェーンに関しては、サプライの視点

だけでなくデマンドの視点もあると思う。デマンドの方が予測が難しいと思うが、どのように考えているのか。

A デマンドチェーン、いわゆるお客様の購買行動が、翌日の発注に繋がるため、サプライチェーンを考える上での大きな悩みとなっている。波動をいかに平準化するかがデマンドチェーンのコントロールの基点であるため、発注の適正化、例えば特売品の発注で無駄な物流を発生させない等、現在関与している。デマンドチェーンとサプライチェーンの関係は非常に重要であると考えている。

Q 共同配送は良いが、他店には知られたくない情報、同じ商品の価格や発注量など秘密保持についてはどのように対応しているのか。

A 対応していない。このスキームだが、センターにある商品の所有権はベンダー側、メーカーにあり、小売店ではない。センターで集約し、配送して初めて小売店の持ち物になる。この点については、法的にも問題ないことを確認している。

(2) 宇都宮大学ロボティクス・工農技術研究所
(先端技術の研究・実証拠点について)
[調査目的]

■ 本県の課題

○ 近年、ICT関連技術の進展、社会実装が進んでおり、本県における実証フィールドの利用ニーズも高い。また、この分野でのオープンイノベーションを促進するためには、事業規模、業種等の垣根を超えた様々な事業者等が集まり、切磋琢磨できるような仕掛けが必要である。

■ 視察先の概要と特色

- 農学と工学が融合した新たな技術や産業の創出を目指す産学官の研究開発プロジェクトの拠点として、平成30年7月に開所した研究・実証施設である。
- 大学が持つロボット技術などの社会実装を目指す研究が次々と立ち上がっており、現在は15個のプロジェクトが稼働している。
- プロジェクトは、ロボットをイチゴの生産や収穫に活用する研究や、人工知能を使った育種技術の開発など農業に関するものや、足腰が弱い高齢者等の歩行支援を目的とした自律移動ロボットの製作など多岐にわたる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 略称「REAL」は、大学で行っている研究を「リアル＝実現したい」という思いが込められている。設立時、文部科学省では「人材、知、資金の好循環システムの構築」を掲げており、これまでの「企業と共同研究し、企業が実現する」という形ではなく、「大学でベンチャー企業を立ち上げ、成果

を大学や地域に還元する」というコンセプトで設立をしている。

- プロジェクトの申請に当たっては、自動運転技術などを参考に、「イノベーション達成レベル」という評価基準を設けている。大学発ベンチャーの株式公開が理想であるが、研究成果による持続的ビジネスが可能なレベル、企業であれば、実用化・商品化の達成などを目標に、何年後に達成するのか計画を立てて申請いただいている。
- プロジェクトチームは、大学の場合、大学の先生が中心になることも多いが、同所では自由にチーム編成をしている。既存プロジェクトも、他の大学が入っていたり、企業を中心としたチームもある。

■ 質疑応答

Q 同所のベンチャー企業が商品化した物流支援ロボットについて、使ってみて分かる課題もあると思うが、一度完成したものをどの程度カスタマイズできるのか。

A 我々のベンチャーは全てゼロから開発しているため、ロボットのカスタマイズは可能である。物流支援ロボットには、屋根の上に3次元センサーを付けているものも多いが、その場合ロボット全体の形が決まってしまうカスタマイズができない。我々のロボットは、上部が変えられる、自由に利用できるところが特徴である。

Q 学生の頃からプロジェクトに参加できるのがとても良い利点であると感じたが、どのタイミングからプロジェクトに携われるのか、また卒業後はどう関わっているのか。

A ゼミからだが、ゼミは1年程度であり、本命はマスターの2年間と考えている。進路は様々だが、ベンチャーに進む者もあり、我々のベンチャーは全員卒業生である。同所は、学生発の大学発ベンチャーは使用料ゼロで利用でき、本学発のベンチャー企業であれば格安で入所可能である点を取り柄であると考えている。



宇都宮大学ロボティクス・工農技術研究所にて

危機管理・大規模災害対策特別委員会

1 調査日 令和7年1月28日（火）～29日（水）

2 調査先

- (1) 糸魚川市駅北広場キターレ（新潟県糸魚川市）
- (2) 富山県防災危機管理センター（富山県富山市）

3 調査の概要

- (1) 糸魚川市駅北広場キターレ
（大規模火災への対応について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- あらゆる災害や危機に備えた体制を構築し、県民などの安心・安全を守っていく必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 糸魚川市駅北大火は、平成28年12月22日に発生し、鎮火に至るまで約30時間にわたった大規模火災である。中心市街地の約4ヘクタールに延焼し、焼損棟数は147棟にのぼる。
- 糸魚川市では、「カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川」を合言葉に、未来を担う子どもたちが誇れる糸魚川らしいまちなみの再生と、災害に強い安心・安全な暮らしの再生に取り組んできた。
- 同施設は、にぎわい創出の交流拠点と大火の記憶・教訓を伝える場として整備され、大火の記録を展示するほか、災害発生時には一時的な避難場所として利用できる。また、行政・消防・被災地区の住民などの語り部による体験談や現地視察を組み合わせた視察研修により危機意識の醸成等に取り組んでいる。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 大火後、消火栓の65mmホースを40mm小口径ホースへと変更を進め、誰でも容易に初期消火が行える体制を整備した。初期消火における水の確保も課題となったことから、国内最大級の約200トンの防火水槽を同施設地下に配置している。
- 戸建て再建を断念した被災者の住まいの確保のため、市営住宅を整備した。入居者が亡くなった後は、子育て世帯を優先して入居させることで、地域コミュニティの維持・活性化につながるよう工夫している。
- 糸魚川市消防団では、機能別消防団を積極的に取り入れている。例えば、能登半島地震では、「聴覚障がい者は情報の収集が難しい」との声があったことから、手話の資格を有する者に団員になってもらい、避難所の運営に携わってもらうことにした。

■ 質疑応答

Q 大火を受けて、消防団での意識や体制について、どのような検証を行っているのか。

A 指導体系を見直し、「早く見つける」「早く消す」

「人を集める」ことを重視するようになった。少しでも風があるときは飛び火対策を行うほか、関係機関との連携のため、普段から交流を深めている。

Q 機能別消防団と通常の消防団について、どのような訓練を行っているのか。

A 機能別の種別に応じた訓練を合同で実施し、顔の見える関係づくりを心掛けている。難しいことをするのではなく、まずは集まって一緒に行うことが重要と考えている。

Q 顔の見える関係づくりを行う上で、どのような工夫があったのか。

A 自主防災組織が機能していること、普段から防災に関する意識が高い方が自治会長になっていることで、情報共有が徹底され組織的に活動できたことが一因と考えている。



糸魚川市駅北広場キターレにて

- (2) 富山県防災危機管理センター
（災害に備えた庁舎整備について）

〔調査目的〕

■ 本県の課題

- 災害時の代替施設の在り方や災害に強い県庁舎の再整備が課題となっている。

■ 視察先の概要と特色

- 10階建ての建物のうち、1階に交流・展示ホール、2階以上に防災・危機管理機能を配置することで設備の耐浸水性を確保している。また、屋上にはヘリポートを備えている。
- 4階には災害時に県職員や関係機関が被害状況等の情報収集や対策立案に必要な調整を行う「災害対策本部室」、「災害対策本部事務局室」が設けられており、平常時は執務室等として使用されている。5階には常設の「災害対策本部員会議室」が設けられている。
- エントランス広場やテラスの整備、県産材や伝統工芸品の活用のほか、2階には県庁内保育所を備えるなど、県民の憩いやにぎわいを創出する防災・危機管理以外の機能も果たしている。

〔調査内容〕

■ 聞き取り事項

- 能登半島地震が発災した際、災害対策本部等を常設で備える同センターがあったことで災害対応が円滑に行えた。
- 発災後、初めての試みとして、企業から受け付けた義援物資情報を県ホームページに掲載し、物資を必要とする市町村から直接企業に連絡を取ってもらう仕組みを構築した。マッチングがうまくいかなかった点もあるが、企業の思いを集約できたことは成果であり、今後に生かしていきたいと考えている。
- 昨年3月には、復旧・復興に向けたロードマップを策定し、概ね3年間の取組を見える化することで、県民や県内事業者の暮らしや事業活動を後押ししている。

■ 質疑応答

- Q 能登半島地震では、車で住民避難が多かったとの話があったが、避難に関してどのような課題があると考えているか。
- A 約8割が車で避難した現状を踏まえると、徒歩での避難という原則がどこまで通用するかが今後課題となる。特に、高齢者は車で避難がやむを得ない面もあるため、令和7年度には、市町村を交え、徒歩と車の避難の棲み分け等について検証や検討を行う予定である。
- Q 震災で被害を受けた家屋の公費解体について、どのような点が課題となっているのか。
- A 県独自の状況として、住宅が密集している地域では、隣接する建物でも全壊や半壊など被害状況に差がある。解体する場合はこれらを一括で行わなければならないため、その意見調整に時間を要することがある。
- Q 災害対策の本部施設が高層化していると有事の際に移動が大変ではないかとも感じたが、実際にはどうだったのか。
- A 災害関係部署は、本部会議室の一つ下の階に配置されているため特段職員の移動等に支障はなかったものの、10階の備蓄倉庫に保管する職員用物資を市町村に提供することになり、その際は運搬作業に若干苦勞する点はあった。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

- 1 調査日 令和7年2月4日(火)～5日(水)
- 2 調査先
 - (1) 堺市役所・シマノ自転車博物館（大阪府堺市）
 - (2) 裏千家今日庵（京都府京都市）
- 3 調査の概要
 - (1) 堺市役所・シマノ自転車博物館
（自転車を活用したスポーツ振興について）
[調査目的]

■ 本県の課題

- 人生を豊かにするスポーツを、県民誰もが身近に楽しむ機会を増やすため、スポーツの魅力発信、多彩なイベント開催や環境整備を進める必要がある。

■ 視察先の概要と特色

- 堺市は鉄砲鍛冶の技術を受け継ぎ、「自転車産業のまち」としても知られ、スポーツ自転車部品大手の(株)シマノ本社をはじめ、日本で唯一の自転車博物館であるシマノ自転車博物館や国際ロードレースの開催地になるなど自転車に関する資源が豊富にある。
- 同市は、自転車で街を巡り、歴史・文化や伝統産業に触れる自転車の新しい楽しみ方を提供したり、BMX試乗体験イベントやサイクルアートを活用した魅力発信をするなど、自転車を活用したスポーツ振興及びまちの魅力創出を実施している。この取組が評価され、スポーツ庁の「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰を受賞している。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 自転車を「健康」「スポーツ」「アート」等と掛け合わせて、サイクルシティ堺の魅力を生み出す様々な取組を実施している。例えば、堺市の魅力的なスポットを周遊しながら楽しむ「SAKAI散走」では、スタンプラリーを通じて健康増進につなげている。
- 取組に当たっては、堺市を中心に、(株)シマノをはじめとする民間企業、地元のスポーツ団体や大学、大阪府、市民団体など産学公民連携による事業推進を図っている。シマノ自転車博物館では、堺と自転車の歴史に関する展示や子供向けの自転車の乗り方教室などを開催して、自転車の楽しさや新しい価値を広く発信している。
- イベント企画などソフト事業に加えて、自転車を安全・快適に乗れるよう、通行空間の歩行者との分離、不連続箇所の整備、休憩スポットの設置など、府内各地を周遊できる広域的な自転車通行環境を整備している。
- 交通安全啓発にも注力しており、ツアー・オブ・ジャパン堺ステージでの啓発活動、ヘルメットの無料貸出やヘルメット割引クーポンの配布などを行い、自転車の安全利用やヘルメット着用率向上を図っている。

■ 質疑応答

- Q 「サイクルシティ堺」の取組に当たり、大阪府とはどのように連携しているのか。
- A 例えば、大阪府と奈良県の大和川沿川自治体（8市8町）が相互に連携してイベントを開催する大和川サイクル月間（10月頃）では、各市町間の調整やイベントの機運醸成を大阪府と連携して行っている。
- Q 自転車と「アート」を組み合わせた珍しい取組をしているが、どのようなきっかけでこの取組を

行うに至ったのか。

A スポーツ振興や地域産業等の庁内の関係部署の若手・中堅の職員で、サイクルシティ推進チームを作っている。その中で、シンボリックなものを作ろうという意見があり、モニュメントを制作したのがきっかけである。

Q 大和川リバーサイドサイクルラインはとても広い空間であるが、元々広い堤防だったのか、このために拡張したのか、どのように整備したのか。

A 元々は広くない堤防であったが、地下を走る阪神高速道路大和川線建設と国の高規格堤防事業により、広幅員の整備が可能となった。

(2) 裏千家今日庵

(茶道文化の振興について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 文化芸術で心豊かな県民生活の実現に向けて、本県の多様な文化資源を生かして地域振興を図るとともに、文化芸術活動を支える担い手育成を進める必要がある。

■ 視察先の概要と特色

○ 裏千家今日庵は、国の重要文化財である裏千家の茶室群の管理や、茶道の許状や資格を発行しているほか、茶会や講習会の開催等を通じ、裏千家茶道の伝授と普及を図っている。

○ 昭和15年に全国各地に既存していた裏千家茶道愛好者の会やグループをまとめる形で宗家の直轄団体として「裏千家淡交会」が結成された。裏千家茶道の基本的な点前作法を統一し、茶道文化に関する諸種の調査研究を行うほか、学校茶道や海外普及に関する取組を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

○ 現在、茶道界では裏千家が一番大きな組織となっているが、大きく発展した要因は、学校茶道と海外普及の取組である。

○ 明治初期、それまで大名や上流階級の楽しみであった茶道を、若い世代の教育に役立てるため、女学校にその門戸を広く開放したことから、学校教育における茶道がスタートした。令和6年の淡交会の調査では、幼稚園から大学までの全国約5,400校（在籍生徒数約148,000人）で学校茶道が行われ、埼玉県でも約110校（在籍生徒数約3,500名）で実施されている。

○ 近年では、初等中等教育で授業として扱うことが増えている。京都市では、市内全ての小学校で、卒業までに一度は茶道を学ぶこととしており、この事業の原資は、宿泊税が活用されている。

○ 海外への普及は、第二次世界大戦後に本格的に広がり、現在は、38の国と地域に113の拠点があり、そのうち100か所以上は現地の方々によって運営

されている。

○ 日本で唯一の三年制の茶道の専門学校「裏千家学園茶道専門学校」では、全日制の外国人研修コースを設置し、これまでに500人を超える修了生を輩出している。その大半の方が自国に戻り、海外拠点での活動を支えている。

○ 国や自治体、各種団体等からの協力要請があれば、国内外の組織力や特色を生かして、日本を代表する文化団体として、様々な要望に応えられるよう努めている。

■ 質疑応答

Q 千利休を由来とする三千家（表千家、裏千家、武者小路千家）との協力関係はどのようなものか。

A 組織の規模は変わったが、現在においても協力体制を構築している。特に、大きな行事では連携しており、来年の大阪・関西万博でも三千家で準備が進められている。

Q 海外普及が進んでいるとのことだが、どのような点が受け入れられているのか。

A 禅の心や茶道の精神などが興味を持つきっかけであると感じている。また、昨今の健康志向も普及につながっている。

Q 日系人が多いなど、日本に馴染みのある国の方が茶道文化は浸透しやすいのか。

A 当初は、日系人の多いハワイ等から普及が進んでいったが、現在は、国を問わず普及が進んでおり、海外の拠点は、外国籍の方、現地の方が大半を占めている。



裏千家今日庵にて

〔議事堂内委員会〕

予算特別委員会

1 期 日 令和7年2月12日（水）

2 場 所 議事堂第4委員会室

3 協議事項

委員会運営の基本的な事項となる「埼玉県議会予算特別委員会実施要領（案）」、「予算特別委員会に関する申合せ事項（案）」、「予算特別委員会審査日程（案）」及び「予算特別委員会座席表」について、協議・決定を行った。

議 会 日 誌

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
1月14日	委 員 会 視 察 (福 祉 保 健 医 療)
22日	委 員 会 視 察 (企 画 財 政)
22日 ～ 23日	委 員 会 視 察 (環 境 農 林)
28日 ～ 29日	委 員 会 視 察 (危機管理・大規模災害対策)
29日 ～ 30日	委 員 会 視 察 (自然再生・循環社会対策) 〃 (経 済 ・ 雇 用 対 策)
29日 ～ 31日	委 員 会 視 察 (少子・高齢福祉社会対策)
2月4日 ～ 5日	委 員 会 視 察 (人材育成・文化・スポーツ振興)
7日	委 員 会 視 察 (地方創生・行財政改革)
12日	各 会 派 代 表 者 会 議 議 会 運 営 委 員 会 議事堂内委員会 (予 算)
19日 ～ 3月27日	2 月 定 例 会

(その他)

月 日	件 名
12月25日	東京都 一都三県議会議長会
26日	東京都 地方創生懇談会
1月20日	東京都 全国都道府県議会議長会役員会
22日	東京都 全国都道府県議会議長会定例総会

新委員会構成きまる

令和7年3月27日に新しい委員会構成が決まりました。

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	戸野部直乃 (公 明) 伊藤はつみ (共産党) 平松 大佑 (県 民) 高橋 稔裕 (自 民) 渡辺 大 (自 民) 美田 宗亮 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 町田 皇介 (駐7ホーム) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐7ホーム) 齊藤 邦明 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 小島 信昭 (自 民)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○小 川 直 志 (自 民)	小森 克己 (駐7ホーム) 保谷 武 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 城下のり子 (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 武田 和浩 (駐7ホーム) 吉良 英敏 (自 民) 細田 善則 (自 民) 岡地 優 (自 民) 武内 政文 (自 民) 神尾 高善 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎千葉 達也 (自 民) ○長 峰 秀 和 (自 民)	高木 功介 (無所属) 泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 金子 裕太 (自 民) 井上 航 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 白土 幸仁 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 田村 琢実 (自 民)
総 務 県民生活 (12)	◎阿左美 健 司 (自 民) ○東 山 徹 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 城下のり子 (共産党) 深谷 顕史 (公 明) 木下 博信 (自 民) 藤井 健志 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 逢澤圭一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 欠
環境農林 (11)	◎杉 田 茂 実 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	江原くみ子 (無所属) 林 薫 (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 松坂 喜浩 (県 民) 飯塚 俊彦 (自 民) 内沼 博史 (自 民) 新井 豪 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 小島 信昭 (自 民)
福 祉 保健医療 (12)	◎関 根 信 明 (自 民) ○須 賀 昭 夫 (自 民)	野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 伊藤はつみ (共産党) 渡辺 大 (自 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 石川 忠義 (県 民) 吉良 英敏 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 新井 一徳 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
産業労働 企 業 (12)	◎松 井 弘 (自 民) ○渡 辺 聡一郎 (自 民)	小早川一博 (公 明) 小森 克己 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 渋谷真実子 (自 民) 平松 大佑 (県 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 岡地 優 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 欠
県土都市 整 備 (12)	◎柿 沼 貴 志 (自 民) ○戸野部 直 乃 (公 明)	栄 寛美 (自 民) 松本 義明 (自 民) 中川 浩 (改 革) 諸井 真英 (無所属) 宇田川幸夫 (自 民) 細田 善則 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 欠
文 教 (11)	◎高 橋 稔 裕 (自 民) ○保 谷 武 (自 民)	鈴木まさひろ (自 民) 山崎すなお (共産党) 八子 朋弘 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 松澤 正 (自 民) 日下部伸三 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明)
警 察 危機管理 防 災 (11)	◎小 川 直 志 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	森 伊久磨 (自 民) 金野 桃子 (県 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾗﾑ) 浅井 明 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明)

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・循環社会対策 (13)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○柿 沼 貴 志 (自 民)	渡辺聡一郎 (自 民) 林 薫 (自 民) 野本 怜子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 千葉 達也 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 萩原 一寿 (公 明) 武内 政文 (自 民) 神尾 高善 (自 民) 欠
地方創生・行財政改革 (13)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	高木 功介 (無所属) 森 伊久磨 (自 民) 東山 徹 (自 民) 松井 弘 (自 民) 井上 航 (県 民) 新井 豪 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 田村 琢実 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 欠
公社事業対策 (13)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○高 橋 稔 裕 (自 民)	泉津井京子 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 山崎すなお (共産党) 渋谷真実子 (自 民) 保谷 武 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 新井 一徳 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 欠
少 子・高齡福祉社会対策 (13)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○逢 澤 圭一郎 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 鈴木まさひろ (自 民) 細川 威 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 八子 朋弘 (県 民) 小川 寿士 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 中川 浩 (改 革) 浅井 明 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 梅澤 佳一 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 塩野 正行 (公 明)

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
経 済・雇用対策 (13)	◎細 田 善 則 (自 民) ○深 谷 顕 史 (公 明)	岡村ゆり子 (県 民) 江原くみ子 (無所属) 須賀 昭夫 (自 民) 尾花 瑛仁 (自 民) 伊藤はつみ (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 日下部伸三 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾚﾑ)
危機管理・大規模災害対策 (13)	◎宇田川 幸 夫 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	長峰 秀和 (自 民) 小早川一博 (公 明) 金野 桃子 (県 民) 松本 義明 (自 民) 城下のり子 (共産党) 杉田 茂実 (自 民) 阿左美健司 (県 民) 武田 和浩 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 立石 泰広 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)
人材育成・文化・スポーツ振興 (13)	◎松 澤 正 (自 民) ○小 川 直 志 (自 民)	小森 克己 (駐ﾌｵｰﾚﾑ) 金子 裕太 (自 民) 戸野部直乃 (公 明) 平松 大佑 (県 民) 関根 信明 (自 民) 諸井 真英 (無所属) 木下 博信 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 齊藤 邦明 (自 民) 鈴木 正人 (自 民) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾚﾑ)

請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ
 (直通 048-830-6238)

本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和5年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒に気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課
 (直通 048-830-6238)

又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



第20回埼玉県議会フォトコンテストの入賞作品決定！

第20回フォトコンテストには、749点の御応募をいただきました。

審査の結果、次のとおり入賞作品を決定しましたのでお知らせいたします。たくさんの御応募ありがとうございました。

なお入賞作品は、令和7年4月以降の県議会広報で使用させていただく予定です。

【一般写真部門】

(敬称略・五十音順)

テ ー マ	テーマA 埼玉の四季		テーマB 自由（フリー）	
議 長 賞	曼殊沙華に囲まれて	馬場 歩	青空に飛び出す	野本 義治
副議長賞	冬の天の川	加藤 実	散歩	中條 義男
入 選	天然ゆる時	設楽 怜司	しずくの輝き	阿部 立子
	夏満喫	柴崎 治	光翔	櫻井 文夫
	収穫の喜び	鈴木 博子	おさかなになっちゃった	須藤 康男
	春の訪れ	高橋 尚義	ミツバチさん暑くて大変ですね。	水上 貴夫
	梅雨散歩	山本 博也	特等席	山田 信夫

【モバイル写真部門】

テ ー マ	テーマ 埼玉の魅力			
ベストショット賞	光射す時	指田 丈二	僕もママの真似っこ	光田 あい
入 選	秋の風物詩	池田 昌泰	実りの秋	岡本 恵子
特 別 賞	200年の時と共に	野澤 塔子	二面	横島 愛里

※入賞作品は、埼玉県議会ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html>) で御覧いただけます。

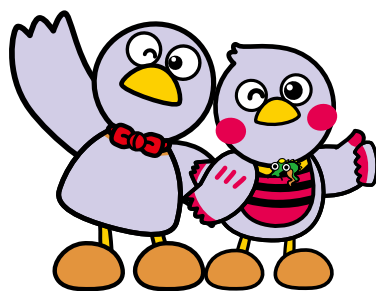
※詳しくは、埼玉県議会事務局政策調査課（直通048-830-6257）へお問い合わせください。

〈表紙写真〉

「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」 入選作品

タイトル「梅雨散歩」 志木市 山本 博也さん撮影
 撮影場所 志木新河岸川あじさいロード





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット
「コバトン」 「さいたまっち」